

官報号外 平成十年五月二十二日

○ 第四百二十四回 参議院会議録第二十九号

平成十年五月二十二日(金曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第二十九号

平成十年五月二十二日

午前十時開議

第一、國務大臣の報告に関する件(第二十四回
主要国首脳会議出席等に関する報告について)

第二、国際民間航空条約の改正に関する件(千九百
八十四年五月十日にモントリオールで署名された
主要国首脳会議出席等に関する報告について)

(衆議院送付)

第三、国際民間航空条約の改正に関する件(千九百
八十年十月六日にモントリオールで署名され
た議定書の締結について承認を求めるの件
(衆議院送付))

第四、サービスの貿易に関する一般協定の第五
議定書の締結について承認を求めるの件(衆
議院送付)

第五、国際商取引における外國公務員に対する
贈賄の防止に関する条約の締結について承認
を求めるの件(衆議院送付)

第六、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七、都市計画法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

第八、都市再開発及び都市開発資金の貸付け

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

第九、国土利用計画法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第十、種苗法案(内閣提出、衆議院送付)

第十一、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第十二、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第十三、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第十四、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第十五、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第十六、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第十七、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第十八、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第十九、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二十、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二十一、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二十二、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二十三、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二十四、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二十五、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二十六、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二十七、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二十八、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二十九、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三十、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三十一、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三十二、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三十三、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三十四、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三十五、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三十六、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三十七、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三十八、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第三十九、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第四十、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第四十一、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第四十二、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第四十三、研究交流促進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

市民の双方に暴力の高まりを回避するよう呼びかけたとともに、経済改革プログラムの履行を完全に支持し、さらに、インドネシア当局に対し必要な改革の迅速な実施を呼びかける声明を発出しました。我が国としては、インドネシアの民生の安定と経済の回復が一日も早く実現することを願っており、インドネシア国民の改革努力に対しが辞任し、ハビビ副大統領が新大統領に就任いたしました。

アジアの経済情勢に関する議論の場で、私は、紹介するとともに、G8諸国として引き続き精神・物質両面で危機克服努力への支援を継続すること、アジア経済危機を契機として保護主義が台頭しないよう警鐘を発すること、また、良好なファンダメンタルズを持つアジア諸国経済は、苦渋に満ちた調整期を経つつも、やがて必ず力強く復活するであろうと国際社会が信ずることが、今日最も重要なある旨強調いたしました。これらの点は、国際資本移動のモニタリング等、国際金融システムの強化に関する私の主張とともに、各回首脳の賛同を得、一連の文書の発出に反映できたことは幸いでありました。

また、世界経済の現状に関する討議の中でも私は、我が国の現下の経済運営につき、第一に、景気回復に向けた減税と社会資本整備による内需の拡大、第二に、不良債権問題の本格的な処理と金融システムの強化、第三に、構造改革の実行といふ三つの柱につき説明し、その早期実施に向け必要な補正予算や減税法案を既に国会に提出していました。こうした我が国の総合経済対策は主要国首脳より強い歓迎を受けました。このことは、必ずや日本経済に対する内外の信頼を高める結果となるものと確信しております。

しかし、サミットで活発に議論されました。昨年のデンバー・サミット以降に発生したアジアの通貨・金融危機は、今年のサミットにおいて焦点の一つとなりました。特に、先日来大きな展開を示しているインドネシア情勢に関しては、当然ながらサミットで活発に議論されました。そこで、私は人命の損失を深く懸念し、当局と

ほか、貿易、開発、環境、エネルギーが取り上げられ、私からは、第一回アフリカ開発会議への協力要請、国際寄生虫対策、京都議定書の実現に向けた取り組みの継続と途上国の自主的参加意願の重要性等に言及いたしました。

ブレア首相が特に重点を置かれた雇用については、深刻なアジアの失業問題に言及しつつ、神戸会議が提起した活力ある雇用社会の実現や新規産業の育成等の重要性を指摘し、国際組織犯罪については、特に薬物なからんずく覚せい剤対策の重要性等を指摘しながら、国内、国際両面にわたる取り組みを強化していく決意をしました。

インドの核実験について、私より、インドに対する最大限の自制を呼びかけるとの我が国の立場を含む強い措置をとり、同時にペキスタンに対する最も強い措置をとり、同時にペキスタンに対する最大限の自制を呼びかけるとの我が国の立場を説明し、G8としてのメッセージが強くかつ明確なものになるよう主張しました。

また、今次サミットの機会に、米国、ロシア、英國、ドイツ及びイタリアと二国間の首脳会議を行い、共通の関心事項につき有意義な意見交換を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○ 鑑長(兼藤十郎君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。須藤良太郎君。

(須藤良太郎君登壇、拍手)

○ 鑑長(兼藤十郎君) 私は、自由民主党を代表して、ただいま橋本総理より御報告がありましたバーミンガム・サミットを中心に質問いたします。

まず、インドネシア情勢についてあります。

スマルト大統領が辞任し、混乱が収拾に向かいつつあることにひとまず安堵しておるところでございます。これも、サミット諸国が一致して政治改革を強く求めた結果であります。スマルト大統領といえども、サミット諸国が一致して政治改革を強

めた結果であります。これも、スマルト大統領といえども、ASEANの盟主とも言ふべき存在であ

り、その辞任はこの地域に極めて大きな影響を及ぼすものであります。橋本総理は、スハルト大統領の辞任、それがもたらす影響についてどのようにお考えか、まずお尋ねをいたします。

インドネシアは、今後ハビビ新大統領のもとで国民が期待する民主化と経済の立て直しを顧調に進めることができるかどうか、その動向が極めて注目されるところであります。

我が国としては、今後の推移を見きわめつつ、混乱で事実上中断している融資事業の再開や、経済支援の強化などを通じて、インドネシア国民の改革努力を支援していくことがぜひ必要であります。今後の対応について総理の御意見を承ります。

これに関連して、私は、今回政府がインドネシア在留邦人の保護についてとった措置は極めて適切であったと思います。「このことを多いたしまして、依然一部に混亂要因が残っていることからいたしまして、今後の治安の回復状況を十分見きわめつつ、今後とも安全に一層の配慮を期待するものであります。

なお、今国会に提出されている自衛隊艦船による在外邦人救出を可能とする自衛隊法改正案が、まだ成立していないことはまさに残念であります。今日の厳しい国際情勢の中で、各国に多数の邦人が活躍、滞在している現状からして、この改正法案の一日も早い成立を願うものであります。

さて、今回のサミットは、ブレア首相の強い意向で、首脳が自由、率直かつ十分に意見交換できるよう、從来同時に開かれていた閣僚会合と首脳会合を分離し、首脳会合の議題も、国際組織犯罪、世界経済問題及び雇用というより、今日的な二つの問題に絞って行われたと聞きました。これは、冷戦終結後、サミットの無力化、不要論が唱えられる中、サミット再生のための試みであると説明されております。

しかしながら、新聞報道によると、第一回

首脳会議では、もう議題がないことと午後突然休憩となり、夕食までの間、首脳たちはサッカーのテレビ観戦などに当てたようであります。EUの通貨統合、米国の株式の高騰等、他にも緊要な問題がメジロ押しの中、このようなことで世界じゅうに拍子抜けの印象を与えたのではないのかと心配であります。総理は、今回のサミットの意義、成果をどのように受けとめられておられるのか、まず全般的な評価をお伺いいたします。

次に、インドの地下核実験があります。サミット声明は、核実験を非難し、インドがNPT、CTBT等に参加するよう要請する一方、パキスタンには最大限の自制を呼びかけました。しかし、その作成過程では、インドに対する制裁に積極的な日、米、カナダと、消極的な英、仏、ロシアの意見が対立し、非難声明は全会一致で採択されたものの、それ以上の具体的な制裁措置を打ち出すことはできなかったのであります。各国の異なる思想と利害の結果であります。印度は意見不一致をよいことに核実験正当化の姿勢を示し、パキスタンも対抗措置としての核実験実施に傾いているようです。

これでは、サミット宣言で幾ら国際的な核不拡散体制を支援するための協力関係を継続し、強化すると言つても、空き仮に過ぎず、その実効性が問われかねないわけであります。サミット諸国が一致して、国際秩序への重大な挑戦である核実験は、あらゆる意味で実施した国の不利益となることを明確に示す厳しい具体的な意思表明を送ることがどうしてできなかつたのか、総理にお伺いいたしたいと思います。

さるに、今回、総理は、経済・金融危機の再発

につ不可欠であります。こうした点につきまして、今後、インド、パキスタンの両国に対し、どのような措置を講じていくことが有効であるとお考えか、総理の率直な御意見を伺います。

今日の事態は、他の核保有競争国がインドに追随し、その結果、さらなる核の拡散を助長するこれが危惧されるのであります。我が国としては、この機会に、唯一の被爆国である立場を踏まえ、核兵器の究極的な廃絶を目指して、冷戦終結後の世界における新たな、真に有効な核管理体制の構築に主導的な役割を果たすべきであると思うのであります。総理の御決意をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、アジア経済にも大きな影響力を持つ国

内での経済対策についてお伺いいたします。

今回の総合経済対策がサミットにおいて高く評価されたことは大変喜ばしいことであります。こ

れでは、サミット宣言で幾ら国際的な核不拡散体制を支援するための協力関係を継続し、強化すると言つても、空き仮に過ぎず、その実効性が問われかねないわけであります。サミット諸国が一致して、国際秩序への重大な挑戦である核実験は、あらゆる意味で実施した国の不利益となることを明確に示す厳しい具体的な意思表明を送ることがどうしてできなかつたのか、総理にお伺いいたしたいと思います。

川奈会談における橋本総理の国境線画定提案に対する正式回答は先送りされたわけであります。が、我が国が期待する回答が得られるようになります。今後、我が国にはより綿密な分析と慎重な対応が求められます。総理の対処方針をお伺いいたします。

日英会談では、天皇、皇后両陛下の英國御訪問が話題となりました。明二十三日より、天皇、皇后陛下におかれましては、ボルトガルにお立ち寄りの後、英国とデンマークを公式に御訪問され

る予定であります。が、二週間の長期にわたる御訪

問でもあり、何より御健康で、日本とそれぞれの

訪問国との間の友好関係が増進され、御訪問が大

きな成功をおさめられるよう、政府としても万全

を期すべきと考えますが、総理の御所見をお伺いいたします。

次に、今回のサミットでの焦点がありましたアジアの経済問題について、日本の関与のあり方を含めてお尋ねいたします。

まず、アジア各団に対しても、市場開放の推

進、保護主義への警鐘などの強い決意が表明されました。

さらに、今回、総理は、経済・金融危機の再発

防止に向けて、資本移動の監視、IMFの強化等の問題を中心に国際金融システム強化の緊急性を強く訴えられ、各國の賛同を得られたと聞き及んでおります。総理は、インドネシアの今回の事態等を踏まえ、国際的支援体制の新たなあり方についてどのような認識をお持ちなのか、伺いたいと思います。

さるに、今回、総理は、経済・金融危機の再発

防止に向けて、資本移動の監視、IMFの強化等の問題を中心に国際金融システム強化の緊急性を強く訴えられ、各國の賛同を得られたと聞き及んでおります。総理は、インドネシアの今回の事態等を踏まえ、国際的支援体制の新たなあり方についてどのような認識をお持ちなのか、伺いたいと思

います。

最後に、アジア経済にも大きな影響力を持つ国

内での経済対策についてお伺いいたします。

今回の総合経済対策がサミットにおいて高く評

価されたことは大変喜ばしいことであります。こ

の期待にこたえ、内外の信頼を得るために、財

政の改正案を初め、減税政策、補正予算案等が

一日も早く成立し、それを実行に移すことが必要

であります。

また、サミットで強い要請があつた金融機関の不良債権の処理も重要な政策テーマであります。自由民主党は臨時不動産関係権利調整委員会の設置や民間事業者による債権回収等を内容としたトータルプランを示し、これを受けて、政府も総合戦略を打ち出しています。これにより不良債権の実質的償却が進み、さらに公的資金三十兆円を活用することによって、傷んだ金融システムに完治の道筋がつけられるものと期待しております。

アジア経済の先駆格である日本は、不良債権処理、経済構造改革を進めることに全力を挙げ、アジア経済にも大きく貢献することを肝に銘じて取組まねばならないと思います。

官 報 (号) 外

今後の経済政策について御決意を総理にお伺いするところに、まさに難題山積の中での総理の持つ前の不屈な闘志と強い指導力を存分に發揮されることを心から期待して、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 須藤議員にお答えを申し上げます。

まず、スハルト大統領の辞任が地域に与える影響についてという御質問をいたしました。

インドネシア憲法にのっとり新大統領が最小限の混乱の状況の中で誕生いたしましたこと、これは私どもにとってもある意味でほっとする部分でございます。しかし、なおざまざまな課題が残っております。東南アジアの重要な国でありますインドネシアが、早急に政治的、社会的混乱を克服し、経済の回復や民生の安定を実現していくことがこの地域全体にとって極めて重要なことであり、我が国としては注意深く見守るとともに、引き続き協力をしてまいりたいと考えております。

また、サミットの閣僚会合あるいは首脳会合の分離を含めた、今回のサミットの再生の試みという説明に対しての御質問がありました。

私は、今回のサミットは、首脳だけで親密な雰囲気の中で会合をし、予定されましたアジア経済等の少數の課題に焦点を絞って集中することができましたこと、また、ロシアが新たに参加しておりましたことは、インドの核実験等に対する論議の場合にも極めて有益な部分であったと考えております。

同時に、時間があつたという御指摘をいただきましたが、確かにそういう時間がございました。

そして、日本としては、その時間をイタリアとの首脳会談に当てて、予定をしておりませんでした首脳会談が一つできただ、そのような活用がありましたが、印度の核実験に関するサミットでの声明についてお尋ねをいただきました。

各国の考え方には相違があったことは事実であります。議員がくわられました形とイギリスの立場は私はちょっと異なつておったようだよと思います。その上で、印度の核実験を非難し、印度が国際世界の大勢に従つて無条件にN.P.T及びC.T.B.Tに加入することを求め、同時に、パキスタンに対し最大限の自制を保つよう要請すること等を内容とするメッセージを一致し、明確かつ成功裏に発することができます。

次に、印度に対する無償資金協力及び円借款の停止等の制裁措置の効果というお尋ねをいたしました。

今回の新規無償資金協力の原則的停止及び新規円借款の停止等を内容とする強い措置を打ち出したことは、我が国の断固たる意思を印度に伝え得たと考えております。

また、これに伴い南アジアに起きた緊張緩和と信頼醸成措置の構築について、どう考えていくのかという御指摘をいたしました。

パキスタンと印度は、独立以来カシミール地方の領有等をめぐり対立をしており、両国間の緊張緩和、これが南アジア地域の安定に極めて大切なものであることは御指摘のとおりであります。A.R.P等の組織もござりますけれども、今回のインドによる核実験は地域の安定を脅かすものであります。今後とも、両陛下の欧州御訪問が大きな協力を、将来への展望にかんがみ、ぜひとも成功するようブレア首相に協力を求めたところでございました。

さきの日英首脳会談においても、私から、両陛下の御訪英が現在の日英両国との関係の豊かな協力を、将来への展望にかんがみ、ぜひとも成功するようブレア首相に協力を求めたところでございました。

次に、アジアの経済問題についての論議、また国際的支援体制の新たなあり方についてという御指摘をいたしました。

今回のサミットでは、私から、インドネシアの実施につき最大限の自制を求めるながら、両国間の対話を引き続き懇意にしていく考えであります。

次に、核管理体制の見直しという点の御指摘をいただきました。

我が国としては、核兵器による一層の核軍縮、N.P.T締約国のさらなる拡大、C.T.B.Tの早期発効、カットオフ条約の即時交渉開始と早期妥結等を通じ、核軍縮を推進し、また、国際的な核不拡散体制を着実に強化していくことが重要であると考え、そのために尽力をしてまいりたいと考えております。

我が国としては、今後とも関係各国や国際機関とともに密接に連携しながら、インドネシア国民の改

カットオフ条約につきましては、交渉の早期開始のため、五月十一及び十二の両日、日本が主宰をし、ジュネーブで条約に関する専門家会合を開催いたしました。これには印度も参加をいたしておりますことをあわせて御報告いたします。

次に、日印首脳会談についてお尋ねがございました。

今回の首脳会談でエリツィン大統領は、川奈会談で私が行いました提案について現在検討中であり、回答は秋の訪日に行いたいと述べられました。私としても、いわゆる川奈合意に沿いまして、平和条約に関するクラスノヤルスクでの合意を実現すべく、今後とも精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、天皇、皇后両陛下の欧州御訪問の成功に向けて、政府として万全を期すべきとの御指摘をいただきました。

さきの日英首脳会談においても、私から、両陛下の御訪英が現在の日英両国との関係の豊かな協力を、将来への展望にかんがみ、ぜひとも成功するようブレア首相に協力を求めたところでございました。

次に、アフリカの経済問題についての論議、また国際的支援体制の新たなあり方についてという御指摘をいたしました。

今回のサミットでは、私から、インドネシアの実施につき最大限の自制を求めるながら、両国間の対話を引き続き懇意にしていく考えであります。

次に、核管理体制の見直しという点の御指摘を

(拍手)

○議長(高橋十朗君) 前川忠夫君

(前川忠夫君登壇、拍手)

○前川忠夫君 私は、先般行われたバーミンガム・サミットに出席された橋本総理大臣に対し、民主党・新緑風会を代表して質問を行います。

まず、多忙をきわめる日程の中、サミットに出席された橋本総理にお疲れさまでしたと申し上げたいと思います。

さて、このたびのサミットが、グローバルな経済が加速する二十一世紀を目前にして、近代産業革命ゆかりの地イギリス・バーミンガムで開催されたことは象徴的のことだったと思います。

しかしながら、期待とは裏腹に、今回のサミッ

ト開催国イギリスのフレア首相の努力にもかかわらず、冷戦後の地球的な諸課題解決に向け、成果を上げ得たのかと問われたとき、残念ながらノート開催するを得ません。それは、サミット直前のインドネシアをめぐる情勢とインドのたび重なる核実験に示されるように、いわゆる首脳国サミットという枠組みが、これらグローバルな問題に果たして有効に対処できるのかという疑問に果たすます。この点について総理の見解をお伺いしたいと思います。

次に、世界経済における我が国の役割について

であります。言うまでもなく今回のサミットは、世界経済に占める我が国の位置からして、低迷状態が続く経済の活性化を促すといわゆるジャパン・ブルームが焦点となっていました。しかし、幸か不幸か、インドの地下核実験、インドネシアの騒乱というアジアの危機により、橋本総理が矢面に立たされずにはいるではないでしょうか。G7議長声明は、その中で、我々は先月発表された日本政府の大規模な経済政策パッケージ及びその実施に向けた進展を強く歓迎する。これは信認を回復し、長期に持続する内需主導の成長を達成するためであると述べています。

総理は、十七日の記者会見において、総合経済対策は大変に強い歓迎を受け、日本経済に対する内外の信頼を高めたと確信すると語っていますが、しかし、どうも自画自賛の感がしてなりません。

新聞報道によれば、サミット前の外相・蔵相會議において、ドイツのワイゲル蔵相やアメリカのサマーズ財務副長官から、日本の経済再生には税制改革が不可欠、あるいは不良債権の流通市場の創設や金融機関の隠れい体質一掃に向けた監督機関の強化が求められたと伝えられています。もしも伝えられているとおりならば、主要国が強い危惧の念を持って日本政府の対応を見詰めていることになります。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策の性格と効果についてあります。特に、旧来型の公共事業では持続的な効果は期待できません。サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化することが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理にお尋ねしますが、政府の総合経

済対策はこの経済構造改革とのような関係にあ

るのでしょうか、明快にお答えください。

民主党は、今求められているのは、一時的な特

別減税ではなく、恒久減税であると主張しています。

そこで、総理にお尋ねしますが、このようないま

どで、総理はどのようなお考えを持ておられるのか、現状についてお聞かせをいただきたいと思いま

す。

次に、雇用問題について伺います。

五月の月例経済報告は、雇用情勢について、既

往最高になるなどさらに厳しさが増しているとし

ています。雇用問題は主要国共通の課題ですが、

サミットを受け、どのような新たな対策をお考え

でしようか、お伺いをいたします。

さらに、環境問題についてお聞きをいたしま

す。

八カ国首脳共同声明は、法的拘束力を有する目

標を含む議定書の京都における採択は、温室効果ガスの排出削減するための我々の努力における歴史的な転換点であると京都会議を高く評価して

います。それだけに、ホスト国としての我が国

の姿勢が問われています。今国会にも関連法案が提出をされていますが、十分とは思えません。今後の継続的な取り組みについて、総理にお伺いをいたします。

また、総理は十六日の同行記者団との懇談で、

不良債権処理に本気で取り組む、これをやり遂げ

ないと本当に信頼を取り戻すことができないと決

意を述べられたそうですが、決意は決意として了

しますが、しかし、バブルが崩壊し、不良債権

問題が深刻化してからどれだけの期間が過ぎてい

るお考えですか。本気で取り組むというのは、

これまで本気ではなかったということでしょう

か。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると述べています。

そこで、総理がサミットで強い評価を受けたと

言われる総合経済対策について幾つか質問をいた

します。

まず、特別減税と公共事業を柱とした景気対策

の性格と効果についてあります。特に、旧来型

の公共事業では持続的な効果は期待できません。

サミットの首脳宣言でも、健全なマクロ経済の枠

組みの中で国内の経済的、社会的構造を近代化す

ることが重要であることを認識すると

さて、サミットに照準を合わせたかのよう印度が地下核実験を行つたことは、核のない世界を目指す諸国民の悲願を無視するものであり、どのような理屈づけをされても断じて容認できるものではありません。遺憾ながら、サミットでは制裁措置の発動をめぐつて一致せず、非難声明を発するにとどまりましたが、被爆国としての我が国は、ODAの全面的な見直しや大使の召還など毅然たる態度を示すべきではなかつたでしようか。

同時に、隣国パキスタンに自重を促すさまざま手段で譲るべきです。内閣外政審議官を派遣されたと報告をされていますが、今後の方針を含めてお聞かせいただきたいと思います。

また、インド、パキスタンの両国が核拡散防止条約と包括的核実験禁止条約へ加盟するよう働きかけるべきではありませんか。総理の所見をお聞かせください。

また、今度の事態は、現行の核不拡散体制が、保有国が核兵器を持ったまま非保有国に対しても不拡散を求めるという、不平等性を持つていてこれをはしなくも示したもののです。核保有国の核実験の永久停止と時間を定めた着実な核軍縮を進め、核廃絶を目指すためあらゆる努力を続けることが被爆国の務めだと考えますが、総理の見解と決意をお伺いいたします。

最後に、サミット終了後、ジュネーブにおいてWTOの第一回開発会議が開かれました。この会議は、二〇〇〇年における農業交渉の枠組みが焦点となる重要な会議だったと聞いていますが、農林水産大臣は国会日程を優先して出席をしなかつたと聞いています。どのような会議の結果で終わるのか、見解をお聞きし、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣橋本龍太郎君 前川議員にお答えを申上げます。

まず、首脳国サミットという枠組みがクローバルな問題に有効に対応できるかどうか疑問であるという御指摘をいただきました。

しかし、私は、サミットは、その時に世界が直面する重要な問題について意見交換、政策調整を行う場として有効な機能を今日までも果たしてきたと考えております。

さきに報告で述べましたとおり、今回のサミットにおきましても、インドネシア情勢あるいはインドの核実験といった焦眉の急の問題についてまず議論を行い、今後の国際社会の進むべき方向を示すことができる、そうした意味ではやはり意義は非常に大きいものだと考えております。

また、今後の経済運営に関する決意について御質問をいただきました。

先ほども御報告を申し上げたとおり、今回のサミットでは、三つの柱からなる経済運営の考え方と、その早期実施に向け必要な措置を講じていることを説明し、それに対して主要国の首脳から強調を受けたわけであります。これは、実行に向かた努力が始まったということに対する評価と相まち、これから先の経済構造改革を進め、一刻も早く景気を回復すべく適切な経済運営を進めていくということであり、自画自賛ということではなく、それだけの責任を負わなければならないということでありまして、ぜひ御協力を賜りたいと願う次第であります。

政府の総合経済対策と経済構造改革の関係についてというお尋ねをいただきました。

我が国の潜在的な力を發揮し、個人と企業が主役となる力強い経済を取り戻すためには、今後とも経済構造改革等のそれぞれの施策を進めていくことが不可欠であると考えております。今般の総合経済対策は、こうしたことと踏まえたこととなつております。

旧来型の発想を変え、構造改革を進めることができます。

また、八カ国共同声明での京都会議の評価、そ

気の回復のための内需拡大と、景気回復の足かせとなっている不良債権問題の本質的な処理を目指すものでありますとともに、やり遂げようと強く決意している構造改革を見据え、それに沿う内容となつております。私の責任は、これを推進しながら一刻も早く景気を回復させることにあると考えており、全力を尽くしていきたいと考えております。

また、

して我が国の取り組みという御指摘をいただきました。

した。

政府は、この地球温暖化問題に対し、関連法案を今国会提出することに加え、総合経済対策の中でも温帯化防止のための社会資本整備を加速するなど、着実に対策の具体化を図っておりますが、さらに、本年六月を目標に地球温暖化対策推進大綱を策定し、今後ともに具体的かつ実効ある対策を強力に進めてまいることともに、国際的にも積極的な役割を果たしていきたいと考えております。

次に、薬物及び銃器対策についてお尋ねがあります。

薬物は、まさに第二次の覚せい剤乱用期とも言ふべき時期になつており、銃器も暴力団抗争事件の増加の兆しなど、非常に厳しい状況にあります。薬物も銃器もそのほとんどが国際的な犯罪組織の関与のもとに我が国に密輸されたものであります。

そこで同時に、公的資金の活用、その他各種の施設を講じていくことにより、金融の資金供給の機能の強化を目指してまいります。

また、貸し渋りについてお尋ねがございました。

五月に行いました調査によりますと、民間金融機関の貸し出し姿勢が厳しくなつたとする企業の割合は低下しておりますが、その中で中小企業については低下幅が小さく、依然として高水準であります。貸し渋りの状況については、引き続き厳重に注視する必要があると考えております。

また、雇用情勢が厳しさを増す中での新たな対策というお尋ねをいただきました。

また、スハルト大統領の去就についてのお尋ねがございました。

スハルト大統領は、三十年以上にわたりインドネシアの発展と国際的地位の向上のために大きな業績を残され、かつて石油危機のときに日本にも大きな支援を送つていただいた、また、ASEANの中でも非常に重きをなしたリーダーであります。

した。

G-8において私の発言についても御意見がありました。私がとしては、インドネシアの問題への対処というのは、大統領個人の問題ではなく、この国の経済の安定、世界経済への影響の問題、この地域の安定の問題であるという趣旨を述べた

ことあります。

我が国がインドネシアの経済危機に対し、資金

援助の実績だけでいいのかという御指摘をいたしました。そしてそのためにも、我が國経済の力強い回復をということあります。

政府としては、御指摘のとおり、我が國の一日も早い景気回復がアジア経済の安定という観点からも重要であると考えております。今回の総合経済対策における各種の施策といふものは、日本の景気に効果的に作用するとともに、アジア経済の安定にも資するものと考えておりますが、現時点におきましても、アジアからの輸入についてはアメリカに次いで日本が第二位でありますが、国民一人ずつとしてこれを計算しましたとき、日本は第一位であることを使いたいと存じます。

IMFは、急激な資本流出というアジア通貨危機の特徴を踏まえたプログラムを作成するよう努め、必要であれば調整を施しております。

我が国としても、インドネシアの例でも示されるに即したものになるよう、今後とも努力してまいりたいと考えております。

次に、インドの核実験に対する対応についてお尋ねがございました。

我が国は既に、ODA大綱原則にかながみ、我が国として、新規の無償資金協力の原則的停止及び新規円借款の停止等を内容とする強い措置を決定し、また、今後ともインドに対し、核実験及び核開発の即時停止とともに、NPT並びにCTBTの無条件での禁制を粘り強く働きかけてまいります。

パキスタンにつきましては、インドに対抗してパキスタンが核実験を行うことがあってはならないといふ立場から、今般、登外政審議官長を私の個人的代理として派遣をし、最大限の自制を求めてきましたところであります。引き続き各國とも協力しながら、さまざまな手段を講じ、パキスタン

が核実験を行わないようあらゆる努力を傾注してまいりたいと考えております。

また、我が國の核軍縮等への取り組みについても御意見をいただきましたが、インド、パキスタン両国に対して、引き続きNPT及びCTBTの早期締結を粘り強く求めていくとともに、核保有国に対しても、米ロ間の戦略兵器削減条約の着実な実施等、一層の核軍縮を求めてまいります。我が国は、核廃絶のための措置は現実的かつ具体的であることが重要であると考え、今後ともそのような努力を積み重ねてまいります。

先ほども御報告を申し上げたことですが、例えば、カットオフ条約につきまして、交渉の早期開始のために、五月十一、十二日の両日、ジュネーブで条約に関する専門家会合を我が国は主宰をいたしましたが、これにはインドも参加をいたしました。こうした努力を積み重ねていくことが私は大事だと考えております。

次に、WTO閣僚会議についてお尋ねをいたしました。

今回の会議では、今後における広範な自由化交渉につき、第二回閣僚会議に向けて準備過程を開始していくこととされました。農業等の分野に関する既に合意されたスケジュールは尊重されることが確認されました。こうした重要な会議であります。(拍手)

我が国は既に、ODA大綱原則にかながみ、我が国として、新規の無償資金協力の原則的停止及び新規円借款の停止等を内容とする強い措置を決定し、また、今後ともインドに対し、核実験及び核開発の即時停止とともに、NPT並びにCTBTの無条件での禁制を粘り強く働きかけてまいります。

パキスタンにつきましては、インドに対抗してパキスタンが核実験を行うことがあってはならないといふ立場から、今般、登外政審議官長を私の個人的代理として派遣をし、最大限の自制を求めてきましたところであります。引き続き各國とも協力しながら、さまざまな手段を講じ、パキスタン

が吹き出して、圧力に抗し切れないものであります。

当初、スハルト大統領は十九日に国民向け演説の中で、改革の前倒しを表明しつつも、改革の時期については明確な表明を避けており、するする年内は政権の座に居座るつもりではないかとの観測も流れおりました。二十日に行われた学生集会においても、大統領就投に対する批判が集中しており、民主化勢力の指導者は改めて即時辞任を要求することを確認いたしました。

これを受けて、オルブライ特使は、民衆的移行を用意した政治家として名を残すべきとスハルト大統領の退任を期待する演説を行いました。一方、我が国は、流血の事態を回避してはしませんが、これは印度も参加をいたしましたが、これには印度も参加をいたしました。こうした努力を積み重ねていくことが私は大事だと考えております。

次に、WTO閣僚会議についてお尋ねをいたしました。

今回の会議では、今後における広範な自由化交渉につき、第二回閣僚会議に向けて準備過程を開始していくこととされました。農業等の分野に関する既に合意されたスケジュールは尊重されることが確認されました。こうした重要な会議であります。(拍手)

我が国は既に、ODA大綱原則にかながみ、我が国として、新規の無償資金協力の原則的停止及び新規円借款の停止等を内容とする強い措置を決定し、また、今後ともインドに対し、核実験及び核開発の即時停止とともに、NPT並びにCTBTの無条件での禁制を粘り強く働きかけてまいります。

パキスタンにつきましては、インドに対抗してパキスタンが核実験を行うことがあってはならないといふ立場から、今般、登外政審議官長を私の個人的代理として派遣をし、最大限の自制を求めてきましたところであります。引き続き各國とも協力しながら、さまざまな手段を講じ、パキスタン

が予想された二十日の学生集会へはどうやつてももう御意見をいたしましたが、印度は公海上で今回政権移譲をしてから、海路で那覇から

が国はまた時期を逸したとの批判を免れないのではないか。これが二十日に行われた学生集会においても、大統領就投に対する批判が集中しており、民主化勢力の指導者は改めて即時辞任を要求することを確認いたしました。

これが受け取ったオルブライ特使は、民衆的移行を用意した政治家として名を残すべきとスハルト大統領の退任を期待する演説を行いました。一方、我が国は、流血の事態を回避してはしませんが、これは印度も参加をいたしました。こうした努力を積み重ねていくことが私は大事だと考えております。

これを受けて、オルブライ特使は、民衆的移行を用意した政治家として名を残すべきとスハルト大統領の退任を期待する演説を行いました。一方、我が国は、流血の事態を回避してはしませんが、これは印度も参加をいたしました。こうした努力を積み重ねていくことが私は大事だと考えております。

これを受けて、オルブライ特使は、民衆的移行を用意した政治家として名を残すべきとスハルト大統領の退任を期待する演説を行いました。一方、我が国は、流血の事態を回避してはしませんが、これは印度も参加をいたしました。こうした努力を積み重ねていくことが私は大事だと考えております。

これを受けて、オルブライ特使は、民衆的移行を用意した政治家として名を残すべきとスハルト大統領の退任を期待する演説を行いました。一方、我が国は、流血の事態を回避してはしませんが、これは印度も参加をいたしました。こうした努力を積み重ねていくことが私は大事だと考えております。

これを受けて、オルブライ特使は、民衆的移行を用意した政治家として名を残すべきとスハルト大統領の退任を期待する演説を行いました。一方、我が国は、流血の事態を回避してはしませんが、これは印度も参加をいたしました。こうした努力を積み重ねていくことが私は大事だと考えております。

これを受けて、オルブライ特使は、民衆的移行を用意した政治家として名を残すべきとスハルト大統領の退任を期待する演説を行いました。一方、我が国は、流血の事態を回避してはしませんが、これは印度も参加をいたしました。こうした努力を積み重ねていくことが私は大事だと考えております。

これを受けて、オルブライ特使は、民衆的移行を用意した政治家として名を残すべきとスハルト大統領の退任を期待する演説を行いました。一方、我が国は、流血の事態を回避してはしませんが、これは印度も参加をいたしました。こうした努力を積み重ねていくことが私は大事だと考えております。

これを受けて、オルブライ特使は、民衆的移行を用意した政治家として名を残すべきとスハルト大統領の退任を期待する演説を行いました。一方、我が国は、流血の事態を回避してはしませんが、これは印度も参加をいたしました。こうした努力を積み重ねていくことが私は大事だと考えております。

これを受けて、オルブライ特使は、民衆的移行を用意した政治家として名を残すべきとスハルト大統領の退任を期待する演説を行いました。一方、我が国は、流血の事態を回避してはしませんが、これは印度も参加をいたしました。こうした努力を積み重ねていくことが私は大事だと考えております。

これを受けて、オルブライ特使は、民衆的移行を用意した政治家として名を残すべきとスハルト大統領の退任を期待する演説を行いました。一方、我が国は、流血の事態を回避してはしませんが、これは印度も参加をいたしました。こうした努力を積み重ねていくことが私は大事だと考えております。

であり、核兵器廃絶を願う世界民衆の期待を裏切る大失態だと言つても過言ではありません。先日、インドに対する新規円借款の凍結が発表されました。一方で、制裁措置はこれで十分なんでしょうか。唯一の被爆国として、また、最大の援助国として、さらに強い態度で臨むことが我が国の責務であり、核兵器を保有していない国としての権利であります。

まず、総理に対し、今後インドに対してどのような追加措置を取るおつもりなのか、とらないのか、具体的な対応について伺います。また、アメリカが主張している国際協調のもとでの経済制裁や核拡散防止条約、包括的核実験禁止条約への無条件参加への筋道のつくり方について、総理御自身に展望とその決意があるのかをお伺いいたしま

す。

豪爽すべきことに、パキスタンがインドに対抗して核実験を実施することを発表いたしました。

パキスタンが核実験に踏み切れば、この地域の緊張が一気に高まります。総理は、早速特使を派遣され、パキスタン政府の説得に当たられておりま

す。しかしながら、軍に近いパキスタンのカーン外相は、核実験再開は時間の問題であるとの認識

を重ねて強調する一方、中国を始めとする各国に特使を派遣しており、核実験再開した場合に、

制裁が最小限で済むようあらかじめ根回しがか

れます。しかし、我が国がどのような説得をしているのか、その内容を明らかにしていただきたいと存じます。

パキスタンに限らず、核兵器保有が懸念される国々では、包括的核実験禁止条約発効前に駆け込み実験を行うおそれがあります。この問題は、人種の生存そのものに対する脅威であり、発効前だから許されるとか、発効後だから許されないと云つた性質のものでは断じてないはずであります。

(議長退席、副議長着席)

○○○年までに全廃してほしいという署名が、ジユネーブの国連欧州本部において核拡散防止条約再検討会議準備委員会に提出されました。冷戦は終結したのだから、核兵器の時代も終わりにしようというのが全人類の願いであり、核兵器の全廃に向けたふだんからの粘り強い対話が今ほど求められるときはありません。

先日、我が党の浜四津代表も質問させていただきましたが、カットオフ条約締結に向けた交渉に

印度、パキスタンにも参加するよう呼びかける

ことが必要ではないでしょうか。総理のふだん

おっしゃっていらっしゃる平和外交戦略のまさに

真価が問われる問題であると思いますが、総理の

御決意をお伺いいたします。

さて、サミットにおきまして、総理はさらなる

不良債権の処理と構造改革などを公約して帰つてこ

られました。特に、十六兆円の総合経済対策につ

いては強く歓迎すると、破格ともいべき評価が

寄せられています。あとは要是実行あるのみと存

じます。

四月の倒産件数は、前年同月比二一%増の千七

百四十一件となり、四月としては過去一番目の數

字となつております。また、金融機関の貸し渋り

が直接の原因と見られる倒産が二ヵ月連続で七十

件を超えており、三月に期末の貸し渋り対策とし

て、都銀など二十一行に公的資金約一兆八千億を

投入したものの、銀行の慎重な融資姿勢は変わら

ず、護送船団方式による金融対策を貸し出しを下

支えしようとしたものの、効果は薄かったことを

証明した結果となりました。

○國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手

うであります。金融機関の不良債権の処理に当たっては、何にも壇上で情報の開示が必要であります。今までに破綻した金融機関で、不良債権額についてきちんと情報開示をしたところが一つとあって、あらゆる角度から全力を挙げて情報の収集としてあつたでしょうか。処理の方策もその都度、大蔵省主導で密室の協議により行われる。

総理は、このよなことで国際的な信頼が回復するお考えでいらっしゃる。総理は、情報開示制度の緊急整備についてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

十九日、政府税調が所得税、法人税の抜本的改

正に向けて本格審議に入りました。我々公明が主

官報(号)

護主義が台頭しないよう警鐘を発し、主張された理由は何か、できるだけ具体的に御説明をお願いいたします。

次に、インドネシア問題について伺います。

インドネシアの情勢は刻々と動いており、サミットが行われた時期とは情勢にも大きな変化があつたことは否めません。その前提でお聞きしますが、スハルト体制に終止符が打たれ、新大統領が誕生したことについて、総理はスハルト大統領と親密な関係を保っていただけに、率直な御見解をお聞かせください。

政権の指導者がだれにならうとも、インドネシアにとって最大の問題は、IMFによる経済改革の方針がインドネシア国民、特に弱者の生活を直撃する心配はないのか。この問題について日本はいかに対処しようとしているのか、支援策を含めて御所見を伺いたい。

次に、サミットでも大きな議題であったと思われます、我が国の経済運営、とりわけ総理が公約された不良債権の抜本的処理策のあり方についてお尋ねをいたします。

私たち与党が、国民の厳しい批判の目があるにもかかわらず、預金の保証を万全なものとし、かつ、破綻銀行の処理を円滑に進めていくために、公的資金の投入も含めた金融システム安定化二法を本院において成立させたのは一月であります。これによって、破綻金融機関の処理を円滑に進めていくことを基本としながら、銀行等の体質強化も図り得る金融危機管理勘定の創設による公的資金投入の枠組みも用意されました。社民党などの主張を受け入れ、受け皿金融機関の自己資本比率回復策が大前提であることが鮮明になるとともに、重大な雇用不安につながりかねないといった国民的な心配に耐えられる発動基準も整備されました。

これに加える形で、サミットにおける総理の国際公約を受け、土地・債権流動化に向けた与党協

議が本日の朝から行われることになりました。

しかし、仮に金融安定化二法で用意された三十兆円の公的資金枠を土地・債権流動化にも投入することが視野に入れられているとすれば、金融安定化二法が最大の目標とした預金者保護及び貸し済り解消と、果たしてどのような直接的な関係を持ち得るのか、私自身は慎重にならざるを得ません。

が誕生したことについて、総理はスハルト大統領と親密な関係を保っていただけに、率直な御見解をお聞かせください。

確かに、日本経済の回復をおくらせてている要因に不良資産問題があることは衆目の一致するところです。したがって、金融機関の損切りを促すための総合的な施策を講じていくことは現下の最優先の政策課題になり得る重みを持ちます。

政府・与党の経済対策においても、不良債権の担保を売却し資金を回収する実質的な処理等を強力に進める観点から、さまざまな施策が盛り込まれております。

また、この舞台装置が整い、その運用実績も見定めてから、初めて損失処理の引き当てや実質処理のために、債務超過に陥った銀行の自己資本充実策の一環としての公的資金投入が検討の対象となり得ると思いますが、橋本総理及び大蔵大臣の見解をお伺いいたします。

いずれにしても、市場の淘汰作用によって破綻せざるを得ない金融機関の延命にまで手をかす愚かさだけは避けなくてはなりません。公的資金の投入が、新たな護送船団方式の裏づけとなり、金融界に求められている新陳代謝さえも阻むことになつては、金融ビッグバンの荒波を乗り越えることなど夢のまた夢と言わざるを得ません。

○副議長(松尾富平君) 及川君、時間が超過いたしました。

総理とロシアのエリツィン大統領の関係はリュウ・ボリスの間柄であると言われています。首脳

では国益と国益のぶつかり合いであります。首脳

同士の仲がよいから懸案がきれいに解決されるというものではありません。

今回、正式の議題ではなかったようですが、工

リツィン大統領から、次の日本におけるサミットの開催権をロシアに譲ってほしいとの申し出があつたと報じられています。この申し出の真意は

何かということをお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 及川議員にお答えを申上げます。

まず冒頭、四年間の自社さの三党協力についてのお尋ねがありました。

この間、あるときは大変な御苦労を、政策調整の場で御尽力を、さらにまとめ上げたときの喜びを現実に感じてこられた議員ならではの率直なお気持を伺いました。同じような思いであります。

そこで、三党によつて選ばれた首班であるとおっしゃる三井の三井信也議員ならではの率直なお気持を伺いました。同じような思いであります。

次に、サミットにおけるアジア通貨危機に関する論議のお尋ねがございました。

私から、今後通貨危機を未然に防ぐための国際

資本移動のモニタリング等、国際金融システムの強化を主張し、各國首脳の賛同を得ました。

保護主義の台頭への警鐘を鳴らしましたのは、

大國の立場も小国立場も、アジアの発展というものが国際的な貿易・投資の自由化の中で実現し

たものであること、そして力強い成長を回復させるためにも、多角的貿易体制というものを強化していくことが重要と考えたからであります。

最後に、二〇〇〇年のサミットの議長国に関する御質問をいただきました。

エリツィン大統領からは、日ロ首脳会談においても、多角的貿易体制というものを強化してこの問題が提起されました。そして、これは

実際に受けとあるけれども、開催地は順番に決められており、G8で議論をする必要があると発言をしました。

次に、スハルト体制に終止符が打たれ、新大統領が誕生したことについての見解をお尋ねいたしました。

○及川一夫君(統) はい。次に、日ロ関係についてお伺いいたします。

総理とロシアのエリツィン大統領の関係はリュ

ーブル・ボリスの間柄であると言われています。首脳の仲がよいから懸案がきれいに解決されると新内閣の顔ぶれなど、今後の動向を注視しております。そして国民経済の回復と民生の安定が一日も早く実現することを期待しております。インドネシア国民の改革努力に対しても、引き続き支援を惜しません。

インドネシアの経済改革につきましては、同国実施しておりますIMFのプログラムは、三月中旬、与党三党政調会長の御同行をいただきながら、私がスハルト前大統領との会談等を通じ、社会的弱者に配慮すべく修正強化されたものであります。我が国としても、一刻も早く経済の回復と民生の安定が実現するように期待しており、必要な支援は惜しません。

次に、我が国の不良債権処理についての御意見をちょうだいいたしました。

金融システム安定化二法に定められた公的資金につきましては、同法の枠組みに沿つて金融システムの安定化のため有効に活用しなければならないと想定めてから、初めて損失処理の引き当てや実質処理のために、債務超過に陥った銀行の自己資本充実策の一環としての公的資金投入が検討の対象となり得ると思いますが、橋本総理及び大蔵大臣の見解をお伺いいたします。

まず冒頭、四年間の自社さの三党協力についてのお尋ねがありました。

この間、あるときは大変な御苦労を、政策調整の場で御尽力を、さらにまとめ上げたときの喜びを現実に感じてこられた議員ならではの率直なお気持を伺いました。同じような思いであります。

そこで、三党によつて選ばれた首班であるとおっしゃる三井の三井信也議員ならではの率直なお気持を伺いました。同じような思いであります。

次に、サミットにおけるアジア通貨危機に関する論議のお尋ねがございました。

私から、今後通貨危機を未然に防ぐための国際

資本移動のモニタリング等、国際金融システムの強化を主張し、各國首脳の賛同を得ました。

保護主義の台頭への警鐘を鳴らしましたのは、

大國の立場も小国立場も、アジアの発展という

ものが国際的な貿易・投資の自由化の中で実現し

たものであること、そして力強い成長を回復させるためにも、多角的貿易体制というものを強化してこの問題が提起されました。そして、これは

実際に受けとあるけれども、開催地は順番に決められており、G8で議論をする必要があると発言をしました。

次に、スハルト体制に終止符が打たれ、新大統領が誕生したことについての見解をお尋ねいたしました。

○及川一夫君(統) はい。次に、日ロ関係についてお伺いいたします。

総理とロシアのエリツィン大統領の関係はリュ

ーブル・ボリスの間柄であると言われています。首脳の仲がよいから懸案がきれいに解決されると新内閣の顔ぶれなど、今後の動向を注視しております。そして国民経済の回復と民生の安定が一日も早く実現することを期待しております。インドネシア国民の改革努力に対しても、引き続き支援を惜しません。

インドネシアの経済改革につきましては、同国実施しておりますIMFのプログラムは、三月中旬、与党三党政調会長の御同行をいただきながら、私がスハルト前大統領との会談等を通じ、社会的弱者に配慮すべく修正強化されたものであります。我が国としても、一刻も早く経済の回復と民生の安定が実現するように期待しており、必要な支援は惜しません。

次に、我が国の不良債権処理についての御意見をちょうだいいたしました。

金融システム安定化二法に定められた公的資金につきましては、同法の枠組みに沿つて金融システムの安定化のため有効に活用しなければならないと想定めてから、初めて損失処理の引き当てや実質処理のために、債務超過に陥った銀行の自己資本充実策の一環としての公的資金投入が検討の対象となり得ると思いますが、橋本総理及び大蔵大臣の見解をお伺いいたします。

まず冒頭、四年間の自社さの三党協力についてのお尋ねがありました。

この間、あるときは大変な御苦労を、政策調整の場で御尽力を、さらにまとめ上げたときの喜びを現実に感じてこられた議員ならではの率直なお気持を伺いました。同じような思いであります。

そこで、三党によつて選ばれた首班であるとおっしゃる三井の三井信也議員ならではの率直なお気持を伺いました。同じような思いであります。

次に、サミットにおけるアジア通貨危機に関する論議のお尋ねがございました。

私から、今後通貨危機を未然に防ぐための国際

資本移動のモニタリング等、国際金融システムの強化を主張し、各國首脳の賛同を得ました。

保護主義の台頭への警鐘を鳴らしましたのは、

大國の立場も小国立場も、アジアの発展という

ものが国際的な貿易・投資の自由化の中で実現し

たものであること、そして力強い成長を回復させるためにも、多角的貿易体制というものを強化してこの問題が提起されました。そして、これは

実際に受けとあるけれども、開催地は順番に決められており、G8で議論をする必要があると発言をしました。

次に、スハルト体制に終止符が打たれ、新大統領が誕生したことについての見解をお尋ねいたしました。

○及川一夫君(統) はい。次に、日ロ関係についてお伺いいたします。

総理とロシアのエリツィン大統領の関係はリュ

ーブル・ボリスの間柄であると言われています。首脳の仲がよいから懸案がきれいに解決されると新内閣の顔ぶれなど、今後の動向を注視しております。そして国民経済の回復と民生の安定が一日も早く実現することを期待しております。インドネシア国民の改革努力に対しても、引き続き支援を惜しません。

次に、我が国の不良債権処理についての御意見をちょうだいいたしました。

○副議長(松尾富平君) 及川君、時間が超過いたしました。

平成二十年五月二十一日 参議院会議録第一九号 国務大臣の報告に関する件(第二十四回国首脳会議出席等に関する報告について)

平成二十年五月二十一日 参議院会議録第一九号 国務大臣の報告に関する件(第二十四回国首脳会議出席等に関する報告について)

ことになると考えております。

この申し出の真意というものについては私もわかりませんし、また種々そんたくすることは避けたいと思います。いずれにいたしましても、今回首脳会議を含め、日欧間の関係改善のために今後とも努力をしてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣松永光君登壇、拍手)

○国務大臣(松永光君) 及川議員の御質問にお答えいたします。

私は対しましても、不良債権処理に関してのお尋ねがございました。

総理から御答弁がございましたが、私から一言付言いたしますと、金融システム安定化二法に定められた公的資金の活用については、同法の枠組みに沿って適切に対処し、我が国金融システムの安定強化に努めてまいります。その際、法律の規定にもありますように、破綻せざるを得ない金融機関を延命させるようなことはいたしません。

以上でございます。(拍手)

○副議長(松尾宣平君) 緒方靖夫君。

(緒方靖夫君登壇、拍手)

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、バーミンガム・サミットと日本の進路にかかる重大な問題について質問いたします。

今回のサミットは、参加国首脳の成功という自画自賛にもかかわらず、世界の重要な報道機関も報じたように、G-8の無力を露呈しました。それはまず、世界平和にとって極めて危険で絶対に容認できないインドの核実験に對して、サミットが核拡張競争をやめ、非核の平和をといふ諸国民の悲願にこたえる有効な対応ができなかつたことであります。

核保有五カ国の核兵器独占を正当化する不合理な核不拡散、NPT体制を解決する道は、核兵器全面禁止を緊急課題として、世界政治がその方向

でイニシアチブをとる以外にありません。これこそ新たな核保有という社会進歩への挑戦を抑え込む道理ある立場です。ところが、逆にサミットは、G-8こそ核拡散防止のための努力の最前線にあると述べて、NPT体制への固執を宣言したのであります。

総理、サミット参加国の四カ国を中心とする核保有だけは正当で、それ以外の国的新たな核保有は不正だという差別条約をどう考えられているのですか。

唯一の被爆国である日本には、国際政治の場で最も切実な課題である核兵器廃絶そのものを提起する歴史的な責務があるはずです。にもかかわらず、その日本の総理としてサミットでなぜ核兵器廃絶を訴えられなかつたのですか。明確な答弁を求めます。

次に、サミットではアジア各國の金融危機が重大な課題となり、共通してIMF体制の問題点が鋭く突きつけられました。ドイツのコール首相が、IMFが求めた経済的忍耐が今アジア国民をたたきのめしていると発言したことは、決して誇張とは言えません。国の予算から黄金、雇用、物価まで国内政治の方向を決めてしまうアメリカ主導のIMF超緊縮政策の押しつけは、各國で危機的な状況を招いております。

サミット宣言は、IMFとの合意の完全実施こそ安定の回復と強調していますが、IMF路線の強化を図るのか、それとも主権と国民の意思を尊重するのか、日本にとっても重要な問題です。総理、IMFが各國の内政の方向づけをするやり方は見直すべきではありませんか。

実際に、アジア各国に金融の自由化が押しつけられた結果、金融危機を深刻化させているではありませんか。現在、交渉大詰めと言われている多国間投資協定は、多国籍企業の発展途上国への投資の適用を主張してきましたが、去る六日、ジョセフ・ブルーー米太平洋司令官は米議会公聴会で、新ガイドラインが不可欠であると証言しています。インドネシアは、事態の進展によつては新ガイドラインの適用の対象になり得るのですか。

インドネシアでは、国民の闘いの高揚の中で、繩から三千人の海兵隊員を乗せインドネシア沖に派遣されました。沖縄米軍基地で市街戦作戦の訓練を積んだ在日米特殊部隊の派遣であり、米軍は必要があれば再度派遣すると公言しております。米当局は、沖縄を発進基地として利用していると認めていますが、総理はこれを容認されているのですか。

印度ネシアでは、アメリカのアジア戦略上の要衝にあり、日本にとつてもODAの最大の援助国です。スローコム米国防次官は、七日の米議会公聴会で、アジアの金融危機を地域の安全保障問題とみなして米軍が対応すべき第一の課題と強調しています。サミットでのクリントン米大統領との会談で一致したという印度ネシアへの共同対処の内容には、新ガイドライン、安全保障上の共同も含むのですか、明確な答弁を求めてます。

次に、日本問題についてあります。

総理はバーミンガムで、総合経済対策が強い歓迎を受け、日本経済に対する内外の信頼を高めたと胸を張られました。しかし、この発言を翌日の東京、ロンドン、ニューヨークの外債市場は、六年八ヵ月ぶりの円安水準で迎えました。日本の新聞も、十六兆円に対する各國の関心も低く、サミットで日本経済に対する世界の信頼を回復するという日本政府のシナリオは大きく狂つた形だと論評しました。それなのに、総理、「一体何をもつて内外の信頼を高めたと言われるのですか。」

さらには、総理は、不良債権処理を中心とした金融システムの強化と構造改革の促進を表明し、急速、政府・自民党は不良債権の処理を促進するための新機関を設置し、債権回収強化を図り、最終処理を急ごうとしています。これは、総理の国際公約ですか。

不良債権の処理を急速に推し進める、債却財源が不十分な中小の金融機関の経営が急激に悪化し、破綻に追い込まれる金融機関が急増するおそ

れがあります。総理、あなたはサミットでのみずからこの国際公約を看板に、不良債権の処理を口実に、一気に金融機関の再編を加速し、そのため総額三十兆円という公的資金の支出を具体化しようとしているのです。

國民は今、平和の問題でも、不況克服、経済再建の問題でも、自民党政の転換を強く求めています。しかし、あなたがやろうとしていることは、國民の願いに背を向けた政策ばかりではありませんか。二十一世紀を目前にして、日本がアジアと世界でどのような存在となるのか鋭く問われているとき、非核、平和、社会進歩、アジア諸国との眞の友好こそ日本の進むべき道であることを強調して、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 緒方議員にお答えを申し上げます。

まず、核兵器の保有についてお尋ねがございました。

NPT上、核兵器国は核軍縮のために誠実に交渉する義務を負っています。我が国は、核兵器のない世界を実現するには、御指摘の国々を含む核兵器国が積極的に核軍縮を推進するとともに、他の諸国への核不拡散に取り組むことが重要と考えており、このような考え方のとともに、大多数の国が支持している核不拡散体制の堅持、強化に努力をいたしております。

今次サミットにおける主張についてのお尋ねがございましたが、我が国のイニシアチブもあり、首脳声明においてG8が一致してインドの核実験を非難した上で、G8がNPT、CTBTを完全に遵守することを強調するとともに、インドに対し西条約への参加を求める強くかつ明確なメッセージを発しました。唯一の被爆国として核廃絶の意を表明する所存です。

次に、IMFのプログラムの完全履行を求める

ことは見直すべきであるという御指摘をいただきましたが、タイ及び韓国の例に見られるように、

國民は今、平和の問題でも、不況克服、経済再建の問題でも、自民党政の転換を強く求めています。しかし、あなたがやろうとしていることは、國民の願いに背を向けた政策ばかりではありませんか。二十一世紀を目前にして、日本がアジアと世界でどのような存在となるのか鋭く問われているとき、非核、平和、社会進歩、アジア諸国との眞の友好こそ日本の進むべき道であることを強調して、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 緒方議員にお答えを申し上げます。

まず、核兵器の保有についてお尋ねがございました。

NPT上、核兵器国は核軍縮のために誠実に交

渉する義務を負っています。我が国は、核兵器

のない世界を実現するには、御指摘の国々を含む

核兵器国が積極的に核軍縮を推進するとともに、

他の諸国への核不拡散に取り組むことが重要と考

えており、このような考え方のとともに、大多数の国

が支持している核不拡散体制の堅持、強化に努力

をいたしております。

今次サミットにおける主張についてのお尋ねが

ございましたが、我が国のイニシアチブもあり、

首脳声明においてG8が一致してインドの核実験

を非難した上で、G8がNPT、CTBTを完全

に遵守することを強調するとともに、インドに対

し西条約への参加を求める強くかつ明確なメ

ッセージを発しました。唯一の被爆国として核廃絶

の意を表明する所存です。

次に、IMFのプログラムの完全履行を求める

ことは見直すべきであるという御指摘をいただき

ましたが、タイ及び韓国の例に見られるように、

IMFと合意したプログラムを着実に実施する」とが市場の信認の回復に必要不可欠であると思い

ますが、同時に、IMFのプログラムも定期的に見直し、必要であれば修正し、各國の実情により

即したものとする努力も重要なと考へております。

OECOにおける多国間投資協定交渉につい

ても御意見をいただきました。

経済の相互依存が高まる中において、投資に関

する多国間の規律を策定することは、今後の世

界経済にとって極めて重要です。これまでも協定

交渉の早期妥結に向けて積極的に交渉に参加して

きましたが、今後ともその努力を継続していく考

えであります。

次に、インドネシア問題につき、人命救助のた

めに軍用機を派遣した国はあったのかというお尋

ねがございました。

印度ネシアに滞在している自国民輸送のため

に同国に軍用機を派遣した国は、これまでのとこ

ろ、オランダとマレーシアの二カ国と承知をいた

しております。なお、我が国の自衛隊機と同様、

近隣国に軍用機を待機させている国はほかにも

ございます。

自衛隊受け入れに関するインドネシア政府の

了解についてお尋ねがございました。

印度ネシアに移動させた自衛隊機は、緊急時

に速やかに印度ネシアから邦人等を輸送できる

よう、その準備として移動させたものであります

が、現時点で、印度ネシアへの自衛隊機派遣が

事だということで意見の一一致を見ました。

サミットにおける総合経済対策に対する各國の

反応についての御質問がございましたが、各國の

強い歓迎は、G7議長声明の、我々は先月発表さ

れた日本政府の大規模な経済政策パッケージ及び

その実施に向けた進展を強く歓迎するとの記述に

明らかに示されております。

また、不良債権問題についてお尋ねがございま

した。

我が国の経済がバブルの後遺症から抜け出し、

力強い回復を進めていくためには不良債権問題の

本格的な処理と金融システムの強化が必要です。

こうした考えはサミットでも表明いたしました

尋ねがございましたが、今後印度ネシアにおける情勢が変化した場合、それが指針に言う周辺事態に該当するかどうかについては仮定の問題であり、お答えをすることは控えます。

一般論として申し上げれば、ある事態が指針に

言ふ周辺事態に該当するか否かは、その態様や規

模等を総合的に判断し、日米両国ともそれ主

体的に判断をいたします。

また、在沖縄米海兵隊員の印度ネシア沖派遣

という御質問がありましたらが、政府といたしまし

ては、米軍の運用の一々について承知する立場に

はございません。

なお、一般論として申し上げれば、米軍の部隊

が極東以外の地域に赴き、またはかかる地域から

帰投するいわゆる移動については、日米安保条約

上何ら制約は課せられておらず、事前協議の対象

となる戦闘作戦行動のための施設・区域の使用で

もございません。

日本首脳会談での印度ネシアについての議論

についてもお尋ねがございました。

印度ネシアにつきましては、指針や安全保障

上の観点からの対応について協議をしたわけでは

なく、一日も早く平穏を取り戻し、政治経済改革

が進んでいくことを希望し、今後の対応について

日米がよく協議し連携しながら対応することが大

事だということで意見の一一致を見ました。

サミットにおける総合経済対策に対する各國の

反応についての御質問がございましたが、各國の

強い歓迎は、G7議長声明の、我々は先月発表さ

れた日本政府の大規模な経済政策パッケージ及び

その実施に向けた進展を強く歓迎するとの記述に

明らかに示されております。

また、不良債権問題についてお尋ねがございま

した。

我が国の経済がバブルの後遺症から抜け出し、

力強い回復を進めていくためには不良債権問題の

本格的な処理と金融システムの強化が必要です。

こうした考えはサミットでも表明いたしました

が、これは我が国自身が断固として取り組まなければならぬ問題であり、国際公約か否かという

問題では私はないと思います。

本日設置いたしました政府・与党金融再生トー

タルプラン推進協議会を中心にして、政府・与党

一体となってさきの経済対策で盛り込んだ土地・

不良債権処理について、金融安定化二法に定め

られた公的資金の活用については、同法の枠組み

に沿って対処してまいります。

政府としては、ディスクロージャーの強化など

ことなどにより、政府・与党一体となって不良債

権問題の抜本的解決に取り組んでまいります。

(拍手)

○副議長(松尾宣平君)

これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(松尾宣平君)

これにて

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を 求めるの件外三件 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔及川順郎君登壇、拍手〕

○及川順郎君 ただいま議題となりました条約四件につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国際民間航空条約第三条の二の改正議定書は、一九八三年の大韓航空機事件を踏まえ、同様の事件の再発を防止するため、国際法の原則である民間航空機に対する武器の不使用を条約上の義務として明文化するものであります。

次に、国際民間航空条約第八十三条の二の改正議定書は、航空機の国際的なリース等が行われる場合に、条約に基づく航空機登録国の一一定の任務及び義務を、航空機の運航国に移転できるようにするものであります。

次に、サービス貿易一般協定の第五議定書は、金融サービス分野について、世界貿易機関の関係加盟国が、一層高いサービス貿易の自由化達成を目的として、最恵国待遇を基本としつつ、市場アクセスの自由化、内国民待遇の付与等を約束するものであります。

最後に、外国公務員に対する贈賄防止条約は、国際商取引に関連して行われる外国公務員に対する贈賄行為を、自国の法令のもとで犯罪とすると、同行為について一定の範囲内で裁判権を設定すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、改正議定書の国会提出がおくれた理由、金融自由化が途上国に及ぼす影響、贈賄防止条約の効果見通しと贈賄罪犯に対する刑罰規定のあり方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員よりサービス貿易一般協定の第五

議定書に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、それぞれ採決の結果、国際民間航空条約の改正議定書二件及び外国公務員に対する贈賄防止条約は全会一致をもって、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

よって、三件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔吉村剛太郎君登壇、拍手〕

○吉村剛太郎君 ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議定書は全数をもって、サービス貿易一般協定の第五議定書は多数をもって、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○吉村剛太郎君 ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○副議長(松尾官平君) 次に、サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(松尾官平君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○副議長(松尾官平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十八

賛成

十二

反対

よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(松尾官平君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

○副議長(松尾官平君) 日程第六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

議定書を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決に入り、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松尾官平君) これより採決をいたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長吉村剛太郎君。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

官報(号外)

○副議長(松尾吉平君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○副議長(松尾吉平君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

百八十一

十二

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(松尾吉平君) 日程第七 都市計画法の一部を改正する法律案

日程第八 都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

日程第九 土地利用計画法の一部を改正する法律案
(いすれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。国土・環境委員長閻根則之君。

○閻根則之君(登壇、拍手)
だだいま議題となりました三法律案につきまして、国土・環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、都市計画法の一部を改正する法律案は、

地域の実情に対応した市街地の整備の推進を図るために、特別用途地区の多様化及び臨港地区に関する都市計画の決定権限の見直しを行うとともに、市街調整区域における良好な居住環境の維持及び形成を図るため、地区計画の策定対象地域及び開発許可の対象範囲の拡大を図ろうとするものであります。

次に、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案は、市街地の再開発を促進するため、都市再開発方針の策定対象区域の拡大、特定事業参加者制度及び認定再開発事業制度の創設を図るとともに、臨時の措置といたしまして、一定の大都市における都市計画道路に係る都市開発資金貸付金の償還期間を延長しようとするものであります。

次に、国土利用計画法の一部を改正する法律案は、最近の地価動向等を踏まえ、土地取引規制を合理化し、土地取引の円滑化に資するため、全国にわたる大規模な土地取引についての事前の届け出に関する措置を設けるとともに、地価が相当程度上昇している区域に限り大規模な土地取引について届け出を事前とする等の措置を講じようとするものであります。

○副議長(松尾吉平君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。
〔投票終了〕
○副議長(松尾吉平君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

百六十九

十二

賛成

反対

よって、三案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○審査報告書及び議案は本号末尾に掲載
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

委員会におきましては、新品种育成の促進、審査体制の強化、農業者の行う自家増殖の取り扱い、品種登録制度と特許制度との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

投票総数

百七十七

十二

賛成

反対

よって、三案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔内閣提出、衆議院送付〕を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長松谷一郎君。

共産党を代表して純方理事より三法律案に対し反対の意見が述べられました。
討論終局の後、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、都市計画法の一部を改正する法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○松谷一郎君(登壇、拍手)

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、植物の新品种の保護に関する新たな国際条約の締結に伴い、品種登録制度について、育成者権その他登録品種に関する権利を設定することにより新品种の育成者の権利を拡充するとともに、対象となる農林水産植物の範囲の拡大、品種登録の要件及び手続の整備等を行うため、現行種苗法の全部を改正しようとするものであります。

○副議長(松尾吉平君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(松尾吉平君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。
〔投票終了〕

○副議長(松尾吉平君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

百六十五

十二

賛成

反対

よって、三案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(松尾吉平君) 日程第一〇 種苗法案
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(松尾吉平君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。
〔投票終了〕

○副議長(松尾官平君) 投票の結果を報告いたしました。

賛成
反対

百七十六
〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○副議長(松尾官平君) 日程第一 研究交流促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教・科学委員長大島慶久君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○副議長(松尾官平君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(松尾官平君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○副議長(松尾官平君) 投票の結果を報告いたしました。

賛成

百七十八
十二

投票総数

百六十六

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○大島慶久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教・科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、科学技術に関する国試験研究について國と國以外の者との間の交流を一層促進するため、國以外の者が國と共同して行う試験研究に係る施設の用に供する土地の使用について、当該土地の使用的対価を時価よりも低く定めることができることがあります。

委員会におきましては、國の機関と民間等との共同研究のあり方、産業振興政策と産業官連携の関係、國立大学等の敷地に民間が整備する研究施

設の管理権等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

○副議長(松尾官平君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後一時三十一分開議

中央省庁等改革基本法案(趣旨説明)

この際、日程に追加して、中央省庁等改革基本法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して阿部委員より反対の意見が述べられ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松尾官平君) これより採決をいたしました。

○副議長(松尾官平君) 御異議ないと認めます。

○副議長(松尾官平君) 小里貞利君登壇、拍手

〔國務大臣小里貞利君登壇、拍手〕

○國務大臣(小里貞利君) 中央省庁等改革基本法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の行政システムは、戦後、経済を効率的に発展させるという明確な目標のもとでは有効に機能してきましたが、近年、これまでと異なるさまざまな課題に直面し、限界を見せつつあります。我が国の将来を見据え、活力と自信にあふれた社会を創造するためには、戦後五十年を経て、もはや今の時代に合わなくなってきたこのシステムにとらわれることなく、二十一世紀型の行政システムへの転換を果斷に行い、これを突破口として、自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正な社会を実現することが不可欠であります。すなわち、我が国の歴史を変える大改革が今求められているのであります。

この目的に向け、内閣機能の強化、新たな中央制度の改革等、広範にわたる内容を盛り込んだ行

政改革会議の最終報告が御承認のとおり平成九年十二月三日に提出され、政府は、これを受けて直

ちに、同報告を最大限に尊重する旨の閣議決定を

行い、同報告に基づいて本法律案の策定作業を進めてまいりましたが、ここに本法律案を提出申し上げる次第であります。

第一次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、中央省庁等の改革に関する基本理念、国責務、新体制への移行の目標時期等であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御

説明申し上げます。

まず、中央省庁等の改革の理念としては、内外

の社会経済情勢の変化を踏まえ、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、かつ、有効に遂行する

にふさわしく、国の行政組織並びに事業及び事業

の運営を簡素かつ効率的なものとするとともに、

その総合性、機動性及び透明性の向上を図り、こ

れにより戦後の我が国の社会経済構造の転換を促

し、もって自由かつ公正な社会の形成に資するこ

とを基本として行われるものとしております。

また、中央省庁等の改革を推進する國の責務に

ついて規定し、新体制への移行の目標時期につい

ては、遅くともこの法律の施行後五年以内に、で

きれば平成十三年一月一日を目指として新たな体

制への移行を開始するものとしております。

第二は、内閣機能の強化であります。

内外の情勢変化や危機に機動的、弾力的に対応

できる行政をつくり上げていくためには、国政運

営に当たり最高の責任を持つ内閣の機能を高める

とともに、内閣総理大臣の国政運営上の指導性を

より大きく明確なものとし、さらに内閣及び内閣

総理大臣を補佐し支援する体制を整備していく必

要があります。このような内閣機能の強化を図る

ため、内閣総理大臣の発議権、國務大臣の数、内

閣官房の任務及び組織のあり方、内閣府の設置並

官 報 (号 外)

びにその任務及び組織のあり方、担当大臣の設置その他内閣機能の強化に関する措置について定めることとしております。

第三は、国の行政機関の再編成であります。

社会経済情勢の変化や多様な政策課題に対し、
国の行政が本来果たすべき機能を十分に發揮し、
国民の期待にこたえ、内外の主要な行政課題に的
確かつ柔軟に対応し得る省庁体制をつくり上げる
ため、国民の立場に立って総合的に政策を展開で
きるよう、中央省庁を行政目的別に大くくりし、

新潟省等の新たに十省の編成を行ふこととしてあります。この十省については、それぞれその名

また、政策の企画立案機能と実施機能の分離を基本とした内部部局及び外局の担うべき機能のあり方、国の行政機関の間における政策についての協議及び調整のための制度の整備、客観的な政策評価機能の強化、審議会等の整理合理化等の措置について定めることとしております。

事務及び事業の見直しを積極的に行い、國の行政組織並びに事務及び事業の減量、その運営の効率化並びに國が果たす役割の重點化を積極的かつ計画的に推進することとしております。

その具体化のための措置として、現業については、郵政事業に關し國營の新たな公社を設立するためには必要な措置を講ずること、国有林野事業に關しその抜本的な改革を推進すること並びに造幣

及び印刷事業に関しその経営形態のあり方を検討することとしております。

また、事務事業の自律的、効率的な実施を図る

見地から、独立行政法人制度を創設することとし、これに係る基本的事項について定めることと

するほか、国の施設等機関等の見直し、国の規制

合理化、公債事業の見直し、国の行政組織の整理及び補助金等の見直し、地方支分部局の整理及び

及び簡素化等について定めることとしたとしており

第五は、関連者制度の改革との連携でありま

す。
第二回 田舎語常用の語彙との連携であります。

中央省庁等改革の達成のために必要となる国家公務員制度の改革、行政情報の公開、地方分権等

公務員制度の改革 行政情報の公開 地方分権等の関連諸制度の改革について定めることいたし

ております。

第六は、中央省庁等改革推進本部であります。

進に必要な中核的事務を集中的かつ一体的に処理

上は、直ちに内閣に中央省庁等改革推進本部を置くため、この法案を成立させていただきました。

くことし、その所掌事務、組織等について定め

るとともに、その設置期間を設置の日から二年間とする」としております。

なお、この法律は、中央省庁等改革推進本部に

関する規定を除き、公布の日から施行することとしております。

以上が中央省庁等改革基本法案の趣旨であります

本法律案は行政改革の具体化に向けての確固たる

不法行為の具体的な範囲を指針として、その具体化に当たっては、国会に

おける十分な論議を踏まえ、さりに磨きをかけ、

は、各方面から高く評価され、内閣法改正による総理の基本方針発議権の明確化、内閣官房の企画立案機能付与を初め、総理を補佐、支援する戦略的趣旨に立って、内閣府の創設等が提示されております。

官外報

こうした制度、組織の改正により、従来の官僚主導による行政運営が改められ、総理主導のもと政の官に対するリーダーシップ発揮による機動的な政策決定の促進が図られるることは画期的であり、ますます不確実性が高まる内外情勢の変転を乗り切っていくためにも、この総合的、戦略的な内閣機能の早期確立が望されます。

政府としては、この内閣機能強化については、省庁再編に先行して、既に危機管理機能向上のため行革会議の提言を受けた危機管理監の設置を決定しております。また、政府は現在、インドネシアの邦人出国のために努力されているところであります。

これらのこととも踏まえ、行革会議が提言した一連の内閣機能強化について、その実行時期とあわせ、総理の御所見をお伺いいたします。

また、この内閣機能強化策によりトップダウン型の政治が明確化されますが、これが一方で官邸の独走につながらないよう、より一層国会との連携が重要となっています。この点についていると理解しておりますが、総理の御所見をお伺いします。

我が国の国家行政機構は、一八八五年の内閣制度発足時より、第二次大戦後の再編等幾多の改編を経て、今まで行政需要の増大に応じて肥大化の一途をたどってまいりました。現行体制を一府

十一省庁に改める今回の再編案は、この省庁体制に抜本的なメスを入れるものであり、国の担うべき新たな役割論に立脚したものであります。この再編について、機構いじり等の批判も聞かれますが、これに対しては、行政のあり方の転換と並んで、国事務事業を大胆に見直し、規制緩和や地方分権を具体的に進めながら、国の組織、定員を減量、効率化していくことが重要と思いますが、それどのように図っていくのか、総務庁長官にお伺いします。

また、再編に当たって、行政目的別に大きくする新体制について、巨大官庁化の批判もあります。その一つ、公共事業に携わる国土交通省についてであります。欧米先進国に比べて総じて大幅に立ちあぐれている我が国の社会資本整備の現状を効率よく改善して、将来の豊かで活力ある安寧な経済社会を効果的に築くためには、この国土交通省の新組織は極めて適切なものであると考えます。問題は、後世に喜ばれる社会資本をいかに効率よく整備し、その透明性を確保するかにあります。

新たな目的別編成によるこのような省庁体制の巨大化批判に、総務庁長官はどうお答えいかれるのか、お尋ねいたします。

本法案では、中央省庁改革に密接に関連し、その一環として位置づけられる地方分権についても言及しております。党としても、地方分権推進にはその受け皿となる地方行政体制の整備が不可欠であることから、合併市町村への財政措置の拡充、また、人口段階等に応じた事務権限の移譲を初め、市町村合併促進に向けての考え方をまとめております。政府の今後の市町村合併についての方針を総理にお伺いします。

効率化の計画の策定、各省庁設置法等の改正作業に入ることになりますが、このように今回の改革は、もちろん、不祥事を起こしたその責任は当人自身に帰せられるべきであります。公務員の皆さんは、その初心において、國家公務員法にありますように、国民全體の奉仕者たるその職分に魅力とあわせ、総理の御決意を伺います。

今後、具体化作業の過程で改革の趣旨が貫徹されよう、我々与党も全面的にバックアップすることはもちろんのこと、総理の改革へ向けた信念とリーダーシップが改めて問われることになりますが、改革推進本部におけるその取り組みの方針とあわせ、総理の御見解を伺います。

また、公務員数削減が行革推進の指標として国民党に受けとめられていることも踏まえ、この定員については、新規増員も見据えた上で、純減ペースとしての分野別管理を別途明確化していく必要がありますと存じますが、総務庁長官の御所見を伺います。

以上、伺つてまいりました減量、スリム化を推進していくに当たり、政府として与党との緊密な連携のもとに総合的、効率的に具体化に取り組んでいかれることが肝要ですが、同時に、その進捗状況を監視する機関についての総理の御見解を伺います。

その場合、その閉鎖性や硬直的組織運営が指摘される中央官庁の体质をいかに改めるかが眼目となり、メリットシステムの導入や、省庁間のみならず、民間も含めたさらなる人事交流促進の具体化、天下り規制と退職年齢をどうするかといったことが必要であると考えます。

その場合、その閉鎖性や硬直的組織運営が指摘される中央官庁の体质をいかに改めるかが眼目となり、メリットシステムの導入や、省庁間のみならず、民間も含めたさらなる人事交流促進の具体化、天下り規制と退職年齢をどうするかといった論点が考えられます。

公務員制度の見直しについては、本法案でも触れられており、具体的には公務員制度調査会において検討中と伺っておりますが、いずれにせよ、国家的視野を持ち、使命感あふれる人材をいかに登用し、確保していくかが中央省庁の再編の成否に大きく影響を与えると言つても過言ではなく、これに向けた公務員制度の改革なくしては行革の完成もまたありません。

そこで最後に、公務員制度改革についての御所

官報(号外)

見を経理に伺い、行政改革について総理が一層のリーダーシップを發揮されることを期待して、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 脇内議員にお答えを申し上げます。

まず、改革の理念についてお尋ねがございました。

今回の改革は、肥大化し、硬直化し、縦割りの弊害が目立つ戦後型の行政システムと、その背景にある官民や国と地方との関係を全面的に見直し、簡素で効率的かつ透明な新たな行政システムを構築して、二十一世紀にふさわしい自由かつ公正な社会の形成に資することを基本的な目的とするものでございます。

内閣機能の強化についてお尋ねをいただきましたが、行政改革会議の提言は、行政全体の戦略性、総合性を確保し、機動的で迅速な意思決定を可能とするために、内閣総理大臣がリーダーシップをより發揮しやすい仕組みを目指すものであり、中央省庁の再編と一体的に進めてまいりますが、そのうち、危機管理機能の強化につきましては、内閣危機管理監の設置等、先行して実施させていただいております。

また、国会との連携強化についてお尋ねをいたしましたが、新たに増員されます内閣官房副長官につきましては、政治的判断を要する高度レベルでの総合調整機能を強化するために、いわゆる政務を担当させることを考えておりまして、これにより、国会、与野党との調整といった面においても強化が図られ、国会との一層の連携が図られるものと考えております。

次に、中央省庁等改革推進本部についてお尋ねをいただきましたが、今次改革による新たな体制への移行の推進に必要な中核的な事務を集中的かつ一體的に処理するために、総理を本部長、全閣僚をメンバーとする中央省庁等改革推進本部を設置し、簡素で効率的な行政、機動的、効果的な政策遂行を実現すべく、内閣を挙げて改革に取り組む決意であります。

また、推進本部に、行政の減量などの進捗状況を監視する機関が必要だという御指摘をいただきました。

推進本部が事務を実行していくに当たりまして、広く有識者や国民の意見を伺いながらこれを進めるべきことは当然であり、これにつきましては、第三者的な立場からの機関を本部に設けるべく、日下検討を進めているところであります。

次に、地方分権推進のための市町村合併についてのお尋ねをいただきました。

実行段階に入りました地方分権の成果を上げることともに、行政を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、市町村合併により行財政基盤を強化され、そのうち、危機管理機能の強化につきましては、内閣危機管理監の設置等、先行して実施させていたいたしております。

また、内閣との連携強化についてお尋ねをいたしましたが、新たに増員されます内閣官房副長官につきましては、政治的判断を要する高度なレベルでの総合調整機能を強化するために、いわゆる政務を担当させることを考えておりまして、これにより、国会、与野党との調整といった面においても強化が図られ、国会との一層の連携が図られるものと考えております。

長期的、総合的視点に立った公務員制度全般の見直しを進めており、本年度内に基本答申を得て、必要な改革に速やかに着手いたします。

○國務大臣(小里貞利君) 三点お答え申し上げます。

まず、事務事業及び組織等の減量についてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、今回の省庁再編におきましては、簡素で効率的な行政、機動的で効果的な政策遂行を実現するため、国の権限と仕事の減量を進めるべきことは当然であり、これにつきましては、第三者的な立場からの機関を本部に設けるべく、日下検討を進めているところであります。

次に、地方分権推進のための市町村合併についてのお尋ねをいただきました。

実行段階に入りました地方分権の成果を上げることとともに、行政を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、市町村合併により行財政基盤を強化され、そのうち、危機管理機能の強化につきましては、内閣危機管理監の設置等、先行して実施させていたいたしております。

まして省庁の再編を行っております。その一環といたしまして、国土の総合的、体系的な開発利用、そのための社会資本の整備的な整備、交通政策の推進等を主要な任務とする国土交通省を設置することとしております。

また、御指摘の公共事業につきましても、国と支分部局への委託、業務の効率化、事業の決定過程の透明化、評価の適正化を図る等、各省行政の徹底したスリム化、効率化を進め、簡素で効率的な組織を編成することとし、巨大化といった御懸念を招かないよう、適切な行政運営に努めてまいります。

このため、規制緩和や地方分権、官民の役割分担の見直しなどを徹底的に行い、これらの取り組みにより國の権限と仕事を徹底的に絞り込んでまいりますとともに、本法案に規定されている現業の改革及び独立行政法人の創設、公共事業の見直し、國の行政組織の整理簡素化、定員の削減等につき、本法案の成立後に設置される中央省庁等改革推進本部におきまして、逐次その具体的かつ計画的な推進を図ってまいるつもりでござります。

御承知のとおり、國家公務員の定員につきましては、純減をベースとして分野別管理を明確化すべきとのお尋ねでございますが、定員の問題につきましては、今次の改革に当たりましても、内閣ベースとした分野別管理の策定する新たな定員削減計画をおきまして、少なくとも一〇%、一〇%以上、さらにこれを相当上回る削減の実現を目指すと同時に、各年度の新規増員を厳しく抑制することによって、この削減をそのまま純減とするほどの旺盛な気構えで最大限の努力を行い、さらに新たな公社、独立行政法人への移行により、定員を一層大幅に削減してまいる所存であります。

しかしながら、純減数は、毎年度御承知のとお

り新規増員についてその時々の新たな行政需要に応じまして厳正かつ適切に対応した上で、その都度具体的に定まるものであることから、これを将来にわたる目標として固定的なものとすることは困難な事情もありますが、中央省庁等改革基本法案においても削減としていること、一応御理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、今後とも、個々の分野の行政需要も踏まえ、定員の再配置を図りつつ、大幅な縮減に努めてまいる所存であります。(拍手)

○副議長(松尾富平君) 吉田之久君。

〔吉田之久君登壇、拍手〕

○吉田之久君 私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、ただいま提案されました中央省庁等改革基本法について質問いたします。

今、世界は大きな変動の時代を迎えています。我々は、歴史のうねりの中でもすればその姿を見失いがちになりますが、目を離せば世界の大きな潮流が見えてまいります。すなわち、世界は工業化から情報化社会へ、ハードからソフト重視社会へ、また、二十世紀型の大きな政府から小さな政府へ、官主導の社会から民が復権し力を取り戻す真の民主社会へと、時代は大きくさま変わりしそうとしております。まさに変革の時代と言ふべきであります。

このような世界における歴史的変化の潮流の真つた中において、日本は全く行き詰まりの状況にあります。経済は低迷し、失業率も最悪の水準にあります。これは、単に自らの経済政策、財政政策の破綻としてのみならざるものではありません

りません。

戰後、今まで日本を支えてきた政治、経済、社会のさまざまなシステム、すなわち、民を軽視した官主導、中央集権、そして大規模公共事業優先の政治、行政のあり方が完全に壁にぶち当たる、これらの矛盾がここに来て一気に噴き出し、現在の問題状況をつくり出していると思われます。もちろん当面の経済状況を回復することが緊急の課題であります。それとともに戦後の日本の、さらに言えば明治以来の日本を形づくってきましたさまざまなシステムを、これから新たな世界、新たな時代に適合するものに大きくつくりかえていくことであります。

しかし、残念ながら、今回提案のあった中央省

庁等改革基本法は、このような構造的变化に対応するものとはなっておりません。この法案にある中央省庁の再編は、行政改革のほんの一端にすぎませんが、今こそ二十一世紀に向けた歴史的な行政改革が始められる時代に来ているはずです。これが著しく欠如しているように思われます。

そこで、私は、この大改革を行うために、まずは、第一に、行政手続法と情報公開法を制定させ、中央省庁の許認可権限を整理縮小することであります。次に、規制緩和によって省庁と業界と企業との関係を改革し、そして地方分権によって省庁と地方自治体の関係を改革するのです。そのプロセスの中で、現在の行政のどこをどう改革するかを明らかにしなくてはいけないと思います。

先日成立した改正日銀法も、せっかく攻め込んだものの、基本戦略に欠けたがために、結局予算

認可権を存続させ、廢止したのは業務命令権や解任権だけがありました。同様に、行政改革の基本戦略並びに行政改革全体の青写真を描くことなしに、単に省庁の看板のかけかえに終始している本

先の政治、行政のあり方が完全に壁にぶち当たる、これらの矛盾がここに来て一気に噴き出し、それではありますが、まさに龍頭蛇尾に終わるであろうと言わざるを得ません。

そこで、まず地方分権についてであります。

今回の行政改革において最も優先されるべきは中央省庁のスリム化、すなわち、事務の縮小及び効率化です。例えば、行政改革会議の報告の中にキーワードとして、総合性、機動性、透明性、効率性が挙げられております。

地方自治体は地域住民に対する総合サービス機

関であり、既に保健衛生部や環境土木部などは全国の市町村に存在しており、その総合性や機動性の面においては自治体の方がよほど進んでいると見えます。常に住民の身近に存在し、あるときは住民の協力を得ながら行政サービスを提供していく自治体は効率的にならざるを得ません。現在の自治体に非効率的な部分があるとすれば、それは中央政府の過剰な関与がもたらしているのであります。自治体に対して積極的に住民のニーズに密着した政策を形成するインセンティブや能力を与えるためには、民間でできることは民間で、地方でできることは地方で行うべきではないかと考えます。そのためには、民間でできることは民間で、地方でできることは地方で行うべきではないかと考えますが、いかがでありますか。總理にお伺いいたします。

中央政府がすべてを背負い、規制し、保護する社会に活力は生まれません。民主党の掲げる「自由であって、安心できる社会」の主役は当然に国民であります。それがつくる主義もまた国民一

人一人なのであります。

同様のことが規制緩和にも言えます。

たとえ中央省庁の官僚がいかに努力しようとも、複雑さ、変化の速さ、多様さが加速度を増して進展する現在の我が国社会を行政がコントロールすることは不可能であり、また行政がコントロールできると錯覚していることが社会の成長を阻むようになってきているのであります。国民それぞれが横にその能力を発揮できる環境を整備するとともに、社会に勇氣をもたらす行為に対しても、事前に明確なルールを設定し、事後にこれ

をチェックする監督・監視型体制に転換すべきに来ていると思います。

例えば、ニュージーランドにおける行政改革によると、各省庁の機能を収益部門と非収益部門に分離し、収益部門はすべて法人化して独立採算の国有企業化し、次に可能な限り民営化していく。す。我が國の許認可事項は、行政改革会議のキーワードである効率性を実現するには余りにも多過ぎます。全省庁の許認可を合計いたしますと、本法律案施行前が一万一千三十二、施行後が一万一千六であります。これで許認可権の削減と言えるでしょう。

そこで、私は仕事の内容の効率化、簡素化を図るために、民間でできることは民間で、地方でできることは地方で行うべきではないかと考えます。そのためには、民間でできることは民間で、地方でできることは地方で行うべきではないかと考えますが、いかがでありますか。總理にお伺いいたします。

また、許認可権の削減と同時に、定員削減を行ななければ行政改革は不発に終わってしまいます。

本法案では、国の行政機関の定員を十年間で

官 報 (号 外)

削減するとしています。これは独立行政法人化や新たな公社に移行する人員を除いて、その上で一割を削減することになりますが、十年間で一割の削減というのはまさに百年河清を持つたぐいで、甚だ疑問であります。民間でもこんなにのんびりしたリストラを行うとしたら、笑われ者になります。先般、大手二十一行に公的資金を投入する際に銀行が提出したりストラ案も、削減目標こそ一割前後ですが、期限はすべて今後三年間であります。人員削減について、もつと大胆な決断が必要だと考えますが、總理、いか

れについては、会計検査院の機能強化や総務省の行政監察機能の拡充などが考えられます。さらには、公共事業における中央省庁の役割の限定が規定されるべきであります。当然にこれは関連性の改正が必要であります。しかし、この法改正は、いつ用意されるのでありますか。

また、総理は、各省の内部組織の具体化について中央省庁等改革推進本部にめだねると言われておりますが、実質的にはその下に置かれる事務局の人事が法案化作業に当たると思われ、事務局の人事が関の関心が既に集中していることに間違いはない

そこで、お伺いいたしますが、今回の省令再編の原則は行政目的別に再編されたはずであります。しかし、この総務省の行政目的とは一体何なのか、全く意味不明であります。およそ、地方分権という重要なテーマを扱う役所がこの総務省という巨大な省の一局であつてよいとお考えのか、伺います。

さらだ、この法案によると、総務省の中に公正取引委員会が含まれております。公正取引委員会は本来の第三者監督機関であるべきであり、いわば行政の検察庁であります。この公正取引委員会

が、総務省長官の御見解をお伺いいたします。
次に、公共事業についてお伺いいたします。
政府・与党は、先般の総合経済対策において新
社会資本整備に重点を置くといながら、結局、
従来型の公共事業であるいわゆる箱物優先から脱
却できないことを明らかにしました。この行政改
革においても、省庁という箱物が優先され、肝心
の中身の改革が明確ではありません。
国土交通省は定員五万人、年間予算十兆円、補
助金三兆三千億円、許認可数二千五百三十二とい
う巨大な省庁になりますが、この批判を回避する

次に、今回の省庁再編の進め方にについてであります。

これまでも述べたように、今回の改革を素直に考えれば、地方分権、規制緩和、実施部門の分離等により中央省庁のスリム化を実現した上で、残った事務について行政目的別に大々くくりすることが自然な流れであると考えます。しかし、総理はすべてを同時に実行した結果、現在の中央省庁の事務をそのまま前提とした中央政府再編案がでま上がり、当然のことではあります、新しい省庁の多くがいよいよ巨大な存在となつております。

このような結果は、少なくとも議論の途中で総理もお気づきになっていたとは思いますが、それでもなお一府十一省庁の再編にこだわられたのは何ゆえでありますか、お伺いいたしたいと思います。

例えば、政策評価機能の充実であります、こ

するならば、中立公正な立場から判断のできる第三者機関を設置すべきであるとの点を基本法案なりに盛り込むべきであると考ふますが、いかがでありますか。総理の御見解をお伺いいたしました。

さて、今回の中央省厅再編の発端は一昨年の大蔵省改革であり、与党三党で金融と財政の分離合意がなされて始まつたはずであります。さらには、財政政策の破綻、大蔵省の不祥事の続出などから見て、財政と金融の分離の必要性は最重要課題となっております。にもかかわらず、大蔵省と全く同形態の財務省が存続する内容になつたのは、一体何のための改革なのか、首をかしげざるを得ません。早急にこの財務省の設置について再検討されるべきであると思ひますが、総理の御答弁をお願いいたします。

次に、総務省についてであります。

この総務省は、他に行き場のない役所を寄せ集めたため、定員三十万人、年間予算十四兆円の全く奇妙な強大な怪物になつてしまひました。

F T C では見事なチエック機能を果たしております。
委員会に当たるアメリカの連邦公正取引委員会、
F T C では見事なチエック機能を果たしておられます。
されども、このアメリカの F T C をどう評価す
るのか、總理にお伺いいたします。
次に、アウトソーシングのあり方におけるエー
ジエンサーの問題についてお伺いいたします。
既に、世界の国々でエージエンサーの導入がか
なり実績を上げているようですが、先日も
在日英國大使館のデビッド・フィットン氏のお話
を聞きましたが、英國では、例えばパースポートの
交付などをエージエンサーに委託し、極めてス
ムーズに手続が行われ、利用者からも好評で、ま
た手続収入も増大し、既に財政支援も必要なく
なったとのことであります。どこまで政府が手伝
うか、あるいは限りなく民営に近づけるか、初め
に衆知を集めて検討し、それぞれのエージエン
サーがそれぞれの試みを行い、逐次成果を上げて
いるようになります。

エージエンサー化や民営化を積極的に行つたイ
ギリスの事例は特に参考にすべきであると考えま

事業の見直しなどがうたわれています。その考え方の方は評価いたしますけれども、中身についてはまことに不明確であります。公共事業の何を地方へ移譲するのか。例えば、二級河川の管理や指定区間外国道の管理は地方に移譲されるのか、すべてを今後の検討にゆだねるのではなく、具体的な回答を総務省長官にお願いいたしたいと思います。

最後に申し上げます。国民は総理の博識を知っています。また、答弁の都度、精緻なトレーリックを組み立ててお答えになっておることを存じておられます。しかし、繪言汗のことき重みや気迫を感じることは久しくありません。財政構造改革で各省庁の予算歳出に厳しくキップをかけたと思つたら、すぐに外して、今度は十六兆円規模の財政出動をするというのです、国民は一体この国の財政は逼迫しているのか、あり余っているのか、さっぱりわからぬあります。

信なくば立たずと申します。行革についても財政再建についても、総理みずからが日本国民に皆さんの気概を持って語ることができないのであるな

らば、そろそろこの辺で潔く退陣されるべきではないかと申し添えて、私の質問を終わります。

(拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君登壇、拍手) 吉田議員にお答えを申し上げます。

まず、民間でできることは民間で、地方でできることは地方で行うべきであるという御指摘をいたしました。

民間で行うべき、この点につきましては、国の権限と仕事を減らして、簡素で効率的な行政を実現するために、国の果たすべき役割を根本から見直していき、規制の撤廃、緩和、官民の役割分担などの徹底を着実に進める、御指摘のように、民間にゆだねるべきは民間にゆだねていくことが極めて重要であり、中央省庁等改革基本法案の中にその趣旨を規定として盛り込んでおります。

同時に、国は国際社会において国家としての存立にかかる事務など国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体は地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担っていくべきであり、国と地方の役割分担について、これは地方への権限移譲等を進めていく、そうした対処をすべきであると考えます。

次に、定員の削減についてお尋ねがありました。

まず第一に申し上げておきたいことは、新たな体制への移行時まで現在の定員をそのままにしていくのではありません。当然ながら、毎年の定員管理の中で定員の削減は図ってまいります。同時に、その上で新たな公社あるいは独立行政法人への移行などによりまして総定員数は大きく変わります。

ます。その変わった新たな体制への移行時に総定員法を改正して、その上で新たな定員削減計画に基づいて十年で一〇%を相当上回る削減の実現を目指すとしており、この点についてはぜひ御理解と御協力をいただきたいと存じます。

次に、初めに一府十一省庁体制ありきではなくたかったのかという御指摘をいただきました。

今回の改革は、簡素で効率的な行政、機動的で効果的な政策遂行というものを実現していくために、規制緩和や地方分権、官民分担を徹底していく、国と権限と仕事の減量を進めながら、それと並行して、二十一世紀に国家が担うべき機能と課題に的確に対応すべく中央省庁の再編を行つものであります。

次に、本法案における諸改革の関連法の改正時期というお尋ねをいただきました。

今次改革の緊要性にかんがみ、改革を集中的に行つるために三年間の时限設置である推進本部を設けることにいたしております。お尋ねの改革につきましても、この推進本部におきまして法改正の必要性及び時期について検討した上、適時必要な措置をとつてまいります。

次に、推進本部が事務を遂行していくに当たりまして、広く有識者や国民の意見を聞いてこれを進めるべきことは当然であり、これにつきましては、機動的、弾力的に対応する必要がありますためには、法案には設置を規定しておりませんが、第三者的な立場からの機関を本部に設けるべく以下検討を進めています。

次に、財政と金融についてのお尋ねがございま

した。

本件につきましては、行政改革会議並びに与党の間におきましても議論が行われ、その結果、金融破綻処理制度ないし金融危機管理への対応に限って大蔵省に担当させるという措置は、金融システム改革の進捗状況等を勘案し、当分の間とする、等とする合意が与党間で取りまとめられ、行政改革会議に報告されました。

政府としては、この与党合意の内容をさまざま

な観点から議論し尽くされた結果として重く受け

とめ、中央省庁等改革基本法案の中に忠実に盛り込み、国会において御審議をいただいているところであります。

また、総務省についてのお尋ねがございました。

まず、イギリスの事例に即してのお尋ねでござ

いますが、今回の中央省庁等改革においては、御指摘のイギリスのエージェンシー制度も参考にいたしまして、我が国の法制度などの実情に即し、規制緩和や地方分権、官民分担を徹底していく、国と権限と仕事の減量を進めながら、それと共に並行して、二十一世紀に国家が担うべき機能と課題に的確に対応すべく中央省庁の再編を行うものであります。

次に、本法案における諸改革の関連法の改正時期というお尋ねをいただきました。

今次改革の緊要性にかんがみ、改革を集中的に

行つるために三年間の时限設置である推進本部を設

けることにいたしております。お尋ねの改革につ

きましても、この推進本部におきまして法改正の

必要性及び時期について検討した上、適時必要な

措置をとつてまいります。

次に、推進本部の第三者機関についてお尋ねが

ございました。

推進本部が事務を遂行していくに当たりまし

て、広く有識者や国民の意見を聞いてこれを進め

るべきことは当然であり、これにつきましては、

機動的、弾力的に対応する必要がありますため

には、法案には設置を規定しておりませんが、第三

者の立場からの機関を本部に設けるべく以下検

討を進めています。

次に、財政と金融についてのお尋ねがございま

した。

本件につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

○國務大臣(小里貞利君登壇、拍手)

○國務大臣(小里貞利君登壇、拍手)

二点についてお答え申

し上げます。

まず、残余の質問につきましては、関係大臣から御答

弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣(小里貞利君)〕二点についてお答え申

し上げます。

まず、残余の質問につきましては、関係大臣から御答

弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣(小里貞利君)〕二点についてお答え申</

官報(号外)

もとより、本法案は、今後の個別的、具体的な制度を改革するに当たっての方向を示す基本法であります。今後、この基本法に沿いまして、直轄事業及び補助事業の限定等の具体的な改革に着実に取り組んでまいります。(拍手)

○副議長(松尾富平君) 但馬久美君。

(但馬久美君登壇、拍手)

○但馬久美君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました中央省庁等改革基本法案につきまして、総理並びに関係大臣に若干の質問をさせていただきます。

さて、世界が本格的な大競争時代へと向かっていいる中、日本を取り巻く内外の状況も大きく変転していきます。その激変する政治、経済、社会環境に的確に対応するため、制度疲労の著しい中央集権型社会システムを根底から改革することができなければ、二十一世紀の日本の健全な発展は極めて困難になるのではないかと私は心配いたしております。

バブルがはじけて七年も経過しているのに、いまだに不良債権の問題は解決していません。行政改革も一向に進展していません。そればかりか、最近の多発する官僚汚職は常勤を逃しており、前代未聞であります。大蔵官僚や日銀幹部と金融業界との癒着を象徴する事件を初め、政権与党的政治家と業界、官界の癒着による事件など、政官業癒着の構造汚職に国民の怒りは爆発しています。

今日の日本経済は、橋本総理の長期経済見通しの誤りと経済運営の失敗によって大変深刻な事態に直面しています。金融機関への公的資金の投入が行われているにもかかわらず、依然として続く

貸し渋りなどによる相次ぐ中小零細企業の倒産と失業、賃金カットによる家計圧迫などまさに深刻な状況であります。

今日の不況の発端となつた消費の低迷は、昨年の消費税の5%への引き上げ、特別減税の打ち切り、医療費負担の引き上げなどのデフレ政策によるものであります。ところが、橋本総理はこれに

とどまらず、今後さらに医療保険制度や年金制度を改定して国民の負担をふやす計画をメジロ押しに進めています。国民は、こうした橋本総理の政治姿勢に大きな不安を持っております。

今こそ、トップリーダーが確固たる政治信念のもと、緻密な現状分析と的確な解決策を国民に示して、二十一世紀の将来展望を明らかにすべきであります。しかるに橋本総理は、何よりも、トップを發揮することなく、いたずらに時を浪費しているだけであります。これでは国民の不安は解消されません。

橋本総理は、平成八年十一月、第二次橋本内閣の発足に当たり六つの改革を掲げました。しかし、今日、その改革路線には改革の理念もビジョンもなく、そして火だるまとなってやり抜くとの当初の決意とは裏腹に、改革を貫徹する信念もないことが今や衆目の一致するところとなつておられます。

ここで改めて、橋本総理にとって改革とは何だと思います。

二十一世紀を展望した行政改革は、何よりも国から地方へ、そして官から民へ、すなわち、徹底した地方分権と規制緩和の推進が前提でなければなりません。

この改革の理念とビジョンをお示し願いたいと思います。

しかしながら、本法律案は、省庁再編条項等に比べると、この点については全く抽象的で具体性に乏しいと言わざるを得ません。最初に省庁再編ありきというものは順序が逆であります。どうしてこのようなことになったのか、また、今後の地方分権及び規制緩和の推進の内容とスケジュールについて、総理の御所見をお伺いいたします。

次に、本法案の主要テーマであります省庁再編についても、数多くの問題点が指摘されております。確かに省庁の数で言えばほぼ半減することになりますが、中央省庁が実質的にどのようにスリム化されるのか、その道筋は全く不明であります。

また、一方においては、国土交通省や労働福祉省、総務省のような巨大官庁が出現することとなります。しかるに橋本総理は、何よりも、このようにスリム化されるのか、その道筋は全く不明であります。

また、一方においては、国土交通省や労働福祉省、総務省のような巨大官庁が出現することとなります。しかるに橋本総理は、何よりも、このようにスリム化されるのか、その道筋は全く不明であります。

また、一方においては、国土交通省や労働福祉省、総務省のような巨大官庁が出現することとなります。しかるに橋本総理は、何よりも、このようにスリム化されるのか、その道筋は全く不明であります。

次に、本法案においては、省庁再編と並んで内閣機能の強化を強調しておりますが、内閣府の位置づけを他省庁と同格扱いにしたり、総理の大臣に対する指揮監督権の強化が不徹底であるなど、その機能強化の実効性が疑問視されています。総理は、なぜこのときにみずから権限強化のため奔走しないのか。阪神・淡路大震災当時の教訓を踏まえて、国家の危機管理体制の総合的な整備が急務だと考えますが、この程度の改革で果たして対応できるのでしょうか。総理の御所見をお伺いいたします。

そこで総理に、なぜ金融危機管理部門を財務省に残すのか、その理由をお伺いいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

次に、本法案においては、省庁再編と並んで内閣機能の強化を強調しておりますが、内閣府の位置づけを他省庁と同格扱いにしたり、総理の大臣に対する指揮監督権の強化が不徹底であるなど、その機能強化の実効性が疑問視されています。総理は、なぜこのときにみずから権限強化のため奔走しないのか。阪神・淡路大震災当時の教訓を踏まえて、国家の危機管理体制の総合的な整備が急務だと考えますが、この程度の改革で果たして対応できるのでしょうか。総理の御所見をお伺いいたします。

また、この内閣府に、予算編成の基本方針等についても審議する経済財政諮問会議が設置されます。この経済財政諮問会議の設置により、予算編成のプロセスはどう変えていくのか。また、予算編成の権限そのものを大蔵省から分離し、内閣の直属にすべきであるという主張が昭和三十九年の第一次臨時行政調査会以来たびたびなされておりました。こうした長年の主張を尊重し、総理はその実現に向けて努力すべきと思いますが、どう対応されるのか、あわせてお伺いいたします。

次に、民営化が期待された郵政事業も、事実上の特殊法人であります。職員の身分が国家公務

員という、珍妙な形態の郵政公社へ移行されようとしており、また郵政事業は将来にわたり、「民営化等の見直しは行わないものとする」という条項を付加しておりますが、今、行政改革の大きな柱として、特殊法人の徹底した整理合理化が要請されている折、全く理解に苦しむものであります。総理の御所見をお伺いいたします。

次に、行政経費の削減効果についてであります。が、臨調改革に見られるように、行政改革と財政改革は表裏一体の関係にあります。しかし、今回の改革ではどれだけの経費削減効果があるのか、全く明らかにされていません。中央省庁の再編は、単に省庁の削減のみならず、スリム化で機能的な行政機構を構築することが目的であったはずであります。したがって、総理は、行政改革によってどれだけの行政経費を削減するのか、国民に対して明らかにする説明責任があると私は思いましたが、総理の御所見をお伺いいたします。

また、国家公務員の定員削減や局・課の削減につきましては、一応の削減目標が示されておりまます。が、どのような形でそれを達成していくのか、小里総務庁長官に御説明を願いたいと思います。最後に、本法案においては、中核的事務を集中的かつ一括的に処理するため、内閣に中央省庁等改革推進本部を設置することとしております。しかしながら、その実践部隊は、各省庁の意向を体した出向官僚で占められていると言われております。

そのため、各省庁の利害対立や駆け引きで中央省庁等改革の内容が実質的にゆがめられ、後退するおそれは多分に予想されます。そうした事態の発生を防ぐとともに、中立公正な立場から中央省

庁等改革推進本部の行動を監視し、意見を具申する第三者的な機関を設置すべきと考えますが、総理の御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣(橋本龍太郎君登壇、拍手)〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) 但馬議員にお答えを申し上げます。

まず、冒頭、改革の理念とビジョンについてのお尋ねがありました。

私は、この日本社会を支えているその基は個人だと思っております。その個人がそれぞれみずから希望と能力に応じ学び働くことができること、そこに活力がある社会があり、国全体としての力が出てくると思います。

教育面では、長い間、平等を求める教育を中心としました。その個性を廃し、その結果、子供たちが自分の勉強したいこと、進みたい道、かなえたい夢をみずから的意思で選択できるようになりました。

経済面では、知恵、技術力などを生かした企業、個人が新たな事業や産業を興すことができ

る。役所に何十という許可のための資料を出さなくて済むような、しかしそのかわり、成功も失敗も自分の責任になります。

また、内閣機能強化と危機管理についてのお尋ねがありました。が、今回の改革におきましては、簡素で効率的な行政、機動的で効果的な政策遂行を実現いたしましたために、今申し上げました

ことです。

社会面では、個人の自立を基礎としながら、家庭では親から子へと知恵や正義感などが伝承される。地域では自分の子供ばかりではなくお隣の子供をしつけることもあるでしょう。そして真に手を差し伸べなければならない方に、セーフティーネットとしての社会保障が用意される。一言で言うなら、創造性やチャレンジ精神を持ち、みずから夢や希望に実現の可能性のある社会、

こうしたものを作り上げることが私の考え方であります。

次に、まず省庁再編ありきというのは順序が逆だというお尋ねがありました。

しかし、既に地方分権につきまして、機関委任権推進委員会の四次にわたる勧告が出されております。また、規制緩和につきましては、三ヵ年計画を三月三十一日に終了した後に、本年四月一日以降の規制緩和推進計画を既に政府は策定しております。そうしたものを作成した上で、国の権限と仕事の減量を進めながら、中央省庁の再編などの改革を行おうとしております。間もなく地方分権推進計画を作成し、これを確実に実行してまいりますし、既に発表いたしました規制緩和推進三ヵ年計画も着実に実行をしてまいります。

また、中央省庁のスリム化の道筋についてのお尋ねがありました。が、今回の改革におきましては、簡素で効率的な行政、機動的で効果的な政策遂行を実現いたしましたために、今申し上げました

ことです。

また、内閣機能強化と危機管理についての御質問をいただきました。

本法案におきましては、内閣総理大臣がリーダーシップを十全に發揮し、機動的で迅速な意思決定を可能とする等の観点から、内閣総理大臣の指導の明確化、内閣官房の強化、内閣府を他省と異なり内閣に置くこと等を規定しております。危機管理に関しては、内閣危機管理監を先行して設置させていただきましたが、本法案におきまして、さらに機能を強化するため必要な措置を講ずることといたしております。

巨大官僚化あるいは裁量権限の温存という点についてのお尋ねございましたが、大ぐくら後の省庁において、規制の撤廃、緩和や地方分権を進め、徹底したスリム化、効率化を進めていく、行政のあり方を事前規制から客観的かつ明確なるルルに基づく事後チェックに変えていくこと等によ

り、御懸念を払拭し、国民本位の行政改革を実現すべく十分配慮してまいりたいと考えております。

また、財政と金融についてのお尋ねがございました。

本件につきましては、行政改革会議並びに与党

間で議論が行われ、その中におきましては、金融システムの安定は財政と深い関連を有し、特に危機管理の場合には財政とともに迅速な対応が必要です。

こうした御意見も含め、さまざまなお尋ねがございました。

本件につきましては、行政改革会議並びに与党

間で議論が行われ、その中におきましては、金融

システムの安定は財政と深い関連を有し、特に危機管理の場合には財政とともに迅速な対応が必要です。

こうした御意見も含め、さまざまなお尋ねがございました。

本件につきましては、内閣総理大臣がリーダー

シップを十全に發揮し、機動的で迅速な意思

決定を可能とする等の観点から、内閣総理大臣の

指導の明確化、内閣官房の強化、内閣府を他省と

異なり内閣に置くこと等を規定しております。危

機管理に関しては、内閣危機管理監を先行して設

置させていただきましたが、本法案におきまして、さらに機能を強化するため必要な措置を講ずることといたしております。

また、予算編成についての御質問をいただきました。

本件につきましては、内閣総理大臣が国政運営における指導性を十全に發揮するために、内

閣府に経済財政諮問会議を置き、予算編成の基本

方針について審議することとなつております。具体的な予算の編成作業につきましては、行政改革会議におきまして、内閣総理大臣自身が担当することは現実的に困難であり適当でもない、そうした議論から、これを内閣の所管とはいたしませんでした。

方針について審議することとなつております。具体的な予算の編成作業につきましては、行政改革を設けるいきます。

設けるべく、且下検討を進めているところでござります。
残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

減についてのお尋ねござりますが、今回の改革を進めるに当たって、行政の減量、効率化等を図ることが極めて重要であります。国の権限と仕事の減量にあわせ、組織の簡素化、定員の削減に積極的に取り組んでまいる必要があると思つております。

それはなぜ生じたのかということについて、より具体的な御説明をいただきたいと思います。その上で申し上げたいのは、中央省庁改革の手順についてであります。

次に、珍妙な形態という御指摘をいただきまして郵政事業についてであります。利用者の利便性に配慮しながら、國民が真に望んでいる改革とは何かを十分検討した結果、企画立案部門と実施

し上げますが、ただいまの総理答弁と若干重なるところが質問の関係でござりますから、お許しをいただきたいと思います。両方にも尋ねでございましたので、御了承願います。

定員削減につきましては、先ほど総理の方から答弁もございましたし、その仕組み等について御了承いただきとう存する次第でございます。
以上でござります。（拍手）

部門を分離し、実施部門は郵政事業局とした上、さらににこれを従来の公社とは異なり、自律的、彈力的な経営を可能とする新たな公社に移行する」ととし、民営化等の見直しは行わないことといったしました。これによりまして、郵便局の地域に根差した機能は維持しながら、国の企業としての性格にふさわしい主体的で創造性に富む柔軟な業務運営を通じ、効率性を確保することができる考え方です。

まず、第一点でございますが、中央省庁のスリム化の道筋についてのお尋ねでございますが、今回の一回の省庁再編においては、簡素で効率的な行政、そして機動的で効果的な政策運行を実現するため、国の権限と仕事の減量を進めた上で、一世紀において国家が担うべき機能及び課題に的確に対応すべく、新たな省庁体制への移行を行ふとするものであります。

このため、規制緩和や地方分権、官民の役割分

また、行政改革による行政経費の削減というお尋ねをいただきました。規制緩和や地方分権、官民分担を徹底し、国の権限と仕事の減量を着実に進めることによって、財政的な面でも当然のことながら効果が出てくることは考えられますが、この歳出削減効果を全体として定量的にお示しすることは困難であることは御理解をいただきたいと思います。

担の見直しなどを徹底して行いまして、これらの取り組みにより国の権限と仕事を較び込むとともに、本法案に規定されている現業の改革、独立行政法人の制度の創設、公共事業の見直し、国との行政組織の整理簡素化、定員の削減等について、法案の成立後に設置される推進本部におきまして、逐次その具体的かつ計画的な推進を図ってまいります。

また、推進本部に第三者機関を設置すべきという御意見であります。推進本部が事務を進めていくに当たりまして、広く有識者や国民の意見を聞き、これを進めるることは当然であり、これにつきましては、第三者的な立場からの機関を本部に

なおまた、巨大官厅及び裁量権限の温存の懸念からのお話がございましたが、これはただいま總理の方から御答弁ございましたから、私の方は省略をさせていただきます。

平成十年五月二十一日 参議院会議録第二十九号

ついて申し上げたいと思います。

新たな一統の省庁のうち、国土交通省については、いわゆる巨大利権官庁の代表のように批判されております。このような批判にこたえるためにも、公共事業の見直し、中でも地方分権の趣旨に沿うよう、財源の面も含め、公共事業をできるだけ地方公共団体にゆだねていくことが重要ではありますから。

以上二点について、小里長官にお伺いしたいと存じます。

さて、私は行政の質の改革を忘れてはならないと思うのです。一つは省庁設置法の問題であります。

大蔵省、日銀を初めとするさまざまの官僚不透明性や汚職は、倫理の問題とともに官庁の広大な裁量権限の問題を浮き彫りにいたしました。」の仕組みを制度化している設置法の権限規定を削除しなければ、官と民とのもたれ合い構造から生じる汚職の根源を絶つことはできず、明治以来の官僚主導のねの上の行政からの脱却も、官僚制自体の改革もできません。また、規制緩和、地方分権も進まないのであります。總理、いかがでしようか。

本法案では、政策評価機能の充実強化がうたわれております。秘密主義で硬直的な行政の体質改善のためには不可欠な視点であります。単なるお題目や省庁の都合のよい隠れみとのならないよう、見直し内容の情報公開、政策への反映についての国民への説明責任をどこまで徹底できるのか、また、第三者的評価を可能にする仕組みの検討が必要だと考えますが、総理の御所見をお伺いいたします。

國務大臣播本龍太郎君登壇、拍手

○國務大臣（橋本龍太郎君）　日下部議員にお答え
申上ります。

慮なくして円滑な定員削減は進まないと考えます。
以上の点についての小里長官の御認識を伺いと
うございます。

本草、刃傷、一時止血の効用があつたが、近頃は、

かという御指摘をいたしましたが、議員御承知のとおり、今回の改革は、簡素で効率的な行政、機動的で効果的な政策遂行を実現するために、規制緩和や地方分権、官民分担を徹底し、国の権限と仕事の減量を図りながら、二十一世紀に国家が抱すべき機能、課題に的確に対応すべく中央省庁の再編等を行ふものでござります。

御指摘をいたしましたが、中央省庁等改革推進本部における設置法その他の関係法律の立案に当たりまして、行政指導の乱用や裁量による恣意的な行政を排除すると同時に、行政機関の行為の範囲の限界を明確にしながら、臨機の、かつ複雑多岐にわたる行政活動の柔軟性を損なわない観点に立ち、各省設置法及び関係法律のあり方を検討し、まいりたいと考えております。

また、政策評価等についてのお尋ねをいただきました
ましたが、政策評価の実効性を確保するためには、情報の公開と評価結果の政策への反映につい

て、国民への積極的な説明が必要であることは御指摘のとおりであります。また、政策評価の客観性を担保する観点から、今後、制度の設計に当たりまして、第三者的評価の視点も重要なと思ひます。

基本法案におきまして、環境省の編成方針として、地球温暖化の防止等の環境行政における国際的な取り組みに係る機能及び体制を強化すること、との規定が盛り込まれているところであります。この規定が盛り込まれているところであります。この規定が盛り込まれているところであります。

一方で、この具体化の中で、地球環境問題の解決に向かって、我が国が国際的なリーダーシップを的確に發揮できるよう対処していきたいと考えます。環境省創設の意義については、申し上げるまでもなく、極めて重要な行政として、二十一世紀の主要な政策課題であります環境問題に、戦略的に総合的に取り組み得るものと考え、特に力点を置いています。

次に、政治腐敗の防止、政治倫理の確立についての御意見をいただきました。

国会議員等が公務員に対してもうせん行為をするなどの報酬として、利益を收受することを处罚する罪の新設を含む立法措置、これにつきましては、与党三党間において議論が行われてきています。政府としては、この議論の推移を見ながら、適切に対処していきたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(國務大臣小里貞利君登壇、拍手)

○國務大臣(小里貞利君) 五項目についてお答え申し上げます。

一つは、行政システムの現状認識についてどうかというお尋ねでございます。

非効率な政策運営や縦割りによる肥大化、硬直化、これが一つございます。もう一つは、不透明性と政策評価、ファイードバック機能の不在。三つ目には、政策の戦略性、機動性の不足や全体調整機

能の不十分さ等が特に行政改革会議等におきましては指摘されたところでございます。

これらの問題は、我が国の行政システムが戦後五十年を経て時代に合わなくなってきたことによるものと考へられており、この趣旨から、行政改革会議の最終報告書や与党間での協議をもとに、基本法案においては、第四十一条に「独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮する」旨の規定を置いております。

次に、地方分権については、地方分権推進委員会の四次にわたる勧告を最大限尊重いたしました。今国会が終了するまでのできるだけ早い時期に地方分権推進計画を作成し、確実に実施することといたしております。今次の中央省庁等改革においても、地方分権の推進は国の権限と仕事を絞り込んでいく一つの重要な要素と判断をいたしておりました。そこで、今回の改革を進めるに当たりましては、行政の減量、効率化等を図ることは極めて重要でございます。そして国の権限と仕事の減量と同時に、組織の簡素化、定員の削減に積極的に取り組む必要があると考えておりますが、ただし、お話をございましたように、定員の削減合理化を進めるに当たっては、御指摘のとおり、雇用の不安をもたらすことのないよう十分留意るべきことは当然であり、各方面に配慮してまいり所存でございます。(拍手)

公共事業については、国と地方が適切な役割分担のもとに協調、協力して事務を進めることができます。このようないくつかの観点から、これまでも地方への権限移譲、補助金等の整理合理化等を進めてまいりたところでございます。今回の基本法案におきましても、このような観点等も十分踏まえまして、公共事業に関し国が直接行うものは、全国的な政策及び計画の企画立案、そして全般的な見地から必要とされる基礎的または広域的な事業の実施に限定をいたしました。その他の事業については地方公共団体にゆだねてまいりたい、これを基本といたしております。

四番目に、独立行政法人についてのお尋ねでございます。

まず、この創設に当たりましては、お話をとおり、いたずらに雇用不安を招くことがあってはならないものと考へております。この趣旨から、行政改革会議の最終報告書や与党間での協議を踏まえ、基本法案においては、第四十一条に「独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮する」旨の規定を置いております。

また、五番目に、定員削減に関する雇用問題への配慮についてもお尋ねがありました。

今回の改革を進めるに当たりましては、行政の減量、効率化等を図ることは極めて重要でございます。そして国の権限と仕事の減量と同時に、組織の簡素化、定員の削減に積極的に取り組む必要があります。そこで、法案の具体的な問題について、まず首長の権限と内閣機能の強化について伺います。

そこで、法案の具体的な問題について、まず首長の権限と内閣機能の強化について伺います。

行革会議の最終報告書は、内閣機能の強化として、内閣総理大臣の指導性の強化を提起し、法案では、「内閣は」「その首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣の国政運営上の指導性を明確なものにするとしています。しかし、憲法第六十六条は、「内閣は」「その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する」と規定して、内閣総理大臣と他の閣僚との関係は、明治憲法のように同輩中の首席とするのではなく、明白に機関長として首長の地位を与えています。それでもなお、内閣総理大臣の指導性が弱いという理由は一体何なのですか、具体的にお示しいただきたいのであります。

内閣総理大臣は、昨年の五月、六次改革に関して、国民一人一人、特に二十一世紀を担う子供たちが将来に夢や目標を抱ける社会を目指すと強調されました。ところが、一年たった今日、社会意識に関する世論調査の結果は、日本の将来について悪い

方向に向かっているという人が七一・一%、よい方向に向かっている、これはわずか一二・六%にすぎません。なぜこういう深刻な事態になつたのか。それはまさしく消費税の増税、財政構造改革の強行などによる国民生活の一層の苦しみと、不況深刻化をもたらした政策の破綻が国民から夢と希望を奪つたのであります。このような橋本内閣には、もはや百年の計を語る資格がないことは明らかではありませんか。

新しい二十一世紀に向かっての国づくりと言いますが、この創設に当たりましては、お話をとおり、いたずらに雇用不安を招くことがあってはならないものと考へております。この趣旨から、行政改革会議の最終報告書や与党間での協議を踏まえ、基本法案においては、第四十一条に「独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮する」旨の規定を置いております。

また、最終報告では、内閣がその機能を強化して総合政策立案と政策決定を進めるとしています。しかし、国会を国権の最高機關とし、議院内閣制を定める憲法の理念に忠実に基づくなら、國

会)その機能を強化して国民のための総合的政策の立案決定を行い、内閣は誠実にこれを執行する、これが主権在民のもとでの本来あるべき姿ではありませんか。

今、なぜ内閣機能の強化なのか。昨年七月、橋本首相はみずから判断でカンボジアへの自衛隊機の派遣を強行し、総理の独断専行ではないかと厳しい批判を受けました。本法案は、首相権限の強化によるトップダウン方式や内閣官房の抜本的拡充、安全保障室の改組などとともに、こうした批判を排除し、さらには新ガイドラインの日米軍事協力の強化と、アメリカ有事参戦態勢にも即応できる将来の国家づくりを進めることを意図しているのではありませんか。このような内閣機能の強化は、議会制民主主義と憲法の平和原則に反することとは明白であります。

次に、省庁再編の具体的問題として、国土交通省をつくり、公共事業の七割を占める巨大利権官庁をつくることも重大な問題であります。これは、既に破綻をした古小牧東部、むつ小川原開発などに続いて、五金塗に基づき、海をまたぐ六本の大型橋梁道路工事を進めるなど、巨額の浪費構造にはメスを入れることなしに、大手ゼネコン浪漫型の国家プロジェクトを一層進めるものとなります。これでは、国民本位の財政再建をいよいよ困難にするばかりか、公共事業には年間五十兆円もつぎ込み、社会保障には二十兆円しか回さないという、先進諸国でも例のないわゆる逆立ちした政治を二十一世紀にまで続けることになるのであります。ところが、その一方で、本来国の責任で行うべき国民生活に密着した部門を大幅に縮小しようとする

していることは重大な問題であります。

労働福祉省の編成方針では、社会保障制度の構築が明らかになっている財政構造改革路線を反省もなく、さらに進めようというものにはかなりません。

そもそも社会保障や雇用は、憲法第二十五条での向上と増進が義務づけられているのであります。にもかかわらず、これまで政府は保険あって介護なしと言われる介護保険の強行や、医療、年金制度の全面的な切り下げを進めてきましたが、この労働福祉省はさらにこれを進めて、規制緩和や民間移管で国の責任と分担を減らすことに対応して、厚生、労働両省のスリム化を進めるものではありませんか。

これはまた、今必要な戦後最大と言われる二百七十七万人もの失業者の雇用状況の改善や、国民のための社会保障の充実、こういった積極的役割を果たすという国の行政本来の責務をないがしろなどに続いて、五金塗に基づき、海をまたぐ六本の大型橋梁道路工事を進めるなど、巨額の浪費構造にはメスを入れることなしに、大手ゼネコン浪漫型の国家プロジェクトを一層進めるものとなります。これでは、国民本位の財政再建をいよいよ困難にするばかりか、公共事業には年間五十兆円もつぎ込み、社会保障には二十兆円しか回さないという、先進諸国でも例のないわゆる逆立ちした政治を二十一世紀にまで続けることになるのであります。しかし、これらの研究は、効率性と採算性などの企業論理で成り立つものではありません。

今日の改革におきまして、規制緩和の推進等にしてもかかわらず、本法案で財源の具体的な保障も

ないままに、地方公共団体にさらなる財政負担をす

強いるような権限移譲や公共事業の押しつけをするなら、それは今でも盛んに取り組まれている自

治体のリストラ、すなわち民営化、民間委託にさらに拍車をかけ、ナショナルミニマムの投げ捨てん。そもそも社会保障や雇用は、憲法第二十五条で保障された重要な国民の権利であって、国にはそ

れは真の地方自治に逆行する道であります。

次に、独立行政法人制度の問題であります。これは、国民生活にかかる公共の分野を国

事務の効率的な実施の名で切り捨てる仕組みを進めるものであります。政府は、これまで地域住民や労働者の反対を押し切って国立病院の統廃合を強引に進めてきましたが、その国立病院を初めとして、最終報告では数百にも上る国立の機関、研究所について、そこで働く人々の意見を十分に

聞かないまま独立行政法人の対象リストに挙げました。これに対して、労働者や関係者から大きな批判が上がっているのは当然であります。なぜ当該機関関係者からの聴取を含め、具体的な調査を行わなかったのですか。

我が党は、国民の福利と基本的な人権の保障を実現し、自民党政治にかわる真に国民に奉仕する清潔な行政と憲法が生きる新しい國づくりのため奮闘する決意を表明して、質問を終わるものであります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 橋本議員にお答えを申し上げます。

まず、今日の不況の責任についてどう受けとめているかという御質問をいたしました。

私の責任は、国政を停滞させず、構造改革を推進しながら一刻も早く景気回復に努める、そして

一層の努力を進めていくということにある、そのように考えております。

次に、政官財の癒着構造を変えるべきという御意見をいたしました。

今回の改革におきまして、規制緩和の推進等に

そして創造的な研究が必要不可欠ではありませんか。

にもかかわらず、企業会計原則を導入し、効率

性を第一義的目標とする独立行政法人化は、結局、これらの国ならではの必要な研究や国民生活

部門の事業を切り捨て、国の責任放棄につながるものと言わなければなりません。総理の見解を伺います。

さて、最後に、大蔵汚職など政治と行政の腐敗が厳しく問われている今、本法案や最終報告で

は、政官財の癒着構造を断ち切るための政治の改革がただの一言も触れられていない。これは一体なぜですか。それは、新しい國づくりの根本的理

念を欠く政府の行政改革の重大な欠陥ではあります。

さて、最後に、大蔵汚職など政治と行政の腐敗

が厳しく問われている今、本法案や最終報告で

は、政官財の癒着構造を断ち切るための政治の改

革がただの一言も触れられていない。これは一

体なぜですか。それは、新しい國づくりの根本的理

念を欠く政府の行政改革の重大な欠陥ではあります。

さて、最後に、大蔵汚職など政治と行政の腐敗

が厳しく問われている今、本法案や最終報告で

は、政官財の癒着構造を断ち切るための政治の改

革がただの一言も触れられていない。これは一

体なぜですか。それは、新しい國づくりの根本的理

念を欠く政府の行政改革の重大な欠陥ではあります。

さて、最後に、大蔵汚職など政治と行政の腐敗

が厳しく問われている今、本法案や最終報告で

は、政官財の癒着構造を断ち切るための政治の改

より、行政のあり方を事前規制から事後チェックに変えていくほかに、情報公開の推進や政策評価機能の強化などにより、透明性の向上を図ることも、国家公務員制度の改革など各般の課題に取り組むこととしており、国民の立場に立って改革を進めようとしております。

次に、憲法第六十六条を引用され、内閣総理大臣の国政運営上の指導性をより明確にしようとする趣旨についてのお尋ねがありました。

行政改革会議の提言は、行政各部中心のいわゆる総調り行政の弊害を改めて、内閣の指導のもとにより総合的、戦略的な行政を行うよう求めるものであります。本法案はそれを受け、内閣、とりわけその首長である内閣総理大臣がよりリーダーシップを發揮しやすいような仕組みを整備しようとするものであります。

内閣機能の強化と国会の関係についてもお尋ねがございました。

本法案による内閣機能の強化は、内閣が日本国憲法の定める国務を総理する任務を十全に發揮することができます。このように、これを目的とするものであり、もとより今回の内閣機能の強化は、国会と内閣の関係に影響を与えるものではありません。國權の最高機関としての国会の機能にいささかの変わりもないものと考えております。

また、本法案による内閣機能の強化の意図について御見解をいただきました。

アメリカ有事参戦態勢というような御指摘もございましたけれども、今回の改革は、今申し上げましたような行政各部の総合性を確保しながら、機動的で迅速な意思決定を可能とするために、国政運営の上で、国会で指名された内閣の首長であ

る内閣総理大臣がよりリーダーシップを發揮やすい仕組みを整えるものであります。御指摘は私は当らないと考えております。

次に、公共事業のあり方についてお尋ねがございました。

本基本法案に基づき、公共事業の仕組みについて、国と地方の適切な役割分担の確立等の見直しを行うことのほか、財政構造の改革を推進する見地も踏まえ、その重点的、効率的な実施を図ることとしているところであり、御指摘は当らないと考えております。

また、財政構造改革及び社会保障制度の構造改革について種々御議論をいただきました。

これらの改革については、今後ともこれを進めていくべきものであると考えておりますし、そして、特に労働福祉省の担うべき政策の重要な課題として、特に労働福祉省の担うべき政策の重要な課題として、特に労働福祉省の担うべき政策の重要な課題として見ておりま

す。雇用の確保、労働条件の整備あるいは社会福祉、社会保険及び公衆衛生の向上増進。こうした目的を一体的、総合的に進めていくとともに、開発施策及び事業事業の効率化を目指していく。これは議員が御指摘になりましたよう、國の本来の責務に反するという御指摘は私は当らないと考

えております。

また、財源保障のない地方分権の推進という御指摘をいただきました。

地方分権の推進に当たりましては、地方の自主性と自立性を高めるために、国と地方の役割分担を踏まえて、補助金等の整理合理化や事務権限の移譲などに応じて地方税財源の充実確保を図ることが重要です。

政府としては、地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、地方分権推進計画を作成し、これに沿って地方税財源の充実確保に努めてまいることとしております。

次に、独立行政法人についてのお尋ねがございました。

独立行政法人制度は、一定の公的な事務事業について彈力的な組織、業務運営を可能とし、効率性だけではなく、質や透明性の向上を図るうとすることとしているところであり、御指摘は当らないと考えております。

また、独立行政法人化の対象業務につきましては、行政改革会議ではさまざま議論が交わされました。具体的に確定はせず、今後の作業に資する見地から、会議の論議で取り上げられたものを整理して掲げるにとどめております。

国立試験研究機関についても御意見をいただきましたがけれども、国立試験研究機関への独立行政法人制度の導入につきましては、議員御懇意のように、効率性のみを追求し、基礎研究を軽視するというのではありません。各研究機関の多様性を尊重し、自律性、柔軟性及び競争性を高める、こうしたことを通じて基礎研究を含む試験研究機

院能や行政府の責務、すなわち國益に直接する諸問題が含まれております。橋本総理が六方を踏んで、火だるまになつて大改革に臨むといつなら、その前に國益を侵したと言われている中國とのO

D A疑惑を晴らしてからにすべきであります。

この疑惑は、売国の行為とまで論評されており

ます。このままでは、行政改革を行なう政治的、道義的資格はありません。

冒頭に、若干の事実関係を確認しておきます。

まず、総理は、国会で一貫して問題の朱連平さんの職務を通訳だと答弁しております。国際協力事業団の「ベチュー・ン医科大学」日中連説病院機材整備計画「事前調査報告書」と同じく「基本設

計調査報告書」の二つの報告書には、朱さんの職務を衛生部外事司官員と記載し、通訳としては別に四名の氏名を記載しております。

なぜ総理は通訳にこだわるのか理解できません。個人的に通訳を依頼したのなら別ですが、日本公文書にきちんと職務が記載されていることをどう説明されますか。総理の国会答弁は虚偽の

答弁であることを認めますか。

次に、総理は自民党幹事長代理のとき、一九八八年八月十三日、ペチューン医科大学病院を視察し、そこで無償援助がうまくいくよう関係者から陳情を受け、そのとき朱連平さんは、衛生省外事処の実務責任者として対応していると、中國現地で関係者に確認した記事と写真を雑誌「諸君」は載せております。これらの事実をお認めになりますか。

さらに、このプロジェクトの無償援助には多くの不透明さがあります。日本側が一たん二十一億円と回答したのに対して、中国側は陳情を重ね、最終的に五億円が上積みされ二十六億円になつております。総理はこの時期大蔵大臣でした。中国の関係者は、橋本先生が大蔵大臣に就任されたのが幸いして増額を認めていた、感謝の言葉も見つからないと雑誌「諸君」に証言しております。どのようなかかわりがあつたのですか。ここに国益を侵したと言われる総理に対する疑惑があるのであります。

これらの記事を書いた筆者は、日本人としての怒りから質問状を出したところ、総理の事務所の回答はノーコメントだったそうです。ノーコメントで済ませる問題ではありません。

この問題を総括すれば、朱さんはODA対策の交渉員であり、橋本総理は彼女の働きかけを長年にわたって受け、彼女の任務に政治家として手をかしてしまったということになります。総理はこの責任をどう感じておられますか。

中国のODA疑惑に対して、国民が納得する説明を要請します。本論に入ります。

政府が提出した中央省庁等改革基本法案は、ま

ず第一に理念、哲学のない法案であることを指摘しておきます。

その理由は、提出の根柢を行政改革会議という政府の隠れみの報告書に置いていていることあります。橋本内閣には全責任を持って改革を断行するという気迫を感じられません。また、主権者国民のためという目的意識に欠け、国益のために再編、内閣を拡充するという観点がなく、その結果法案の文体に活力がありません。法文というものは、策定にかかる政治家の魂が宿るものでございます。こんな空虚な法文を見たのは初めてでございます。もしこのまま成立するなら、再編される省庁や内閣の機能は、理念のない單なる肥大化した事務所に変わるものと危惧するものであります。総理の御所見を伺います。

第一は、省庁等再編の手順に重大な誤りがあります。

今日、実現しなければならないのは小さな政府です。各省庁の権限、機能をできるだけ地方に分権し、さらに民間でやることは民間に移していくべきは省庁の縮小、再編、数はおのずから必要最小限のものとなります。初めに一府十二省あります。各省庁の権限、機能をできるだけ地方に分権し、さらに民間でやることは民間に移していくべきであると思われます。各省庁の所管を羅列していくだけで、従来どおりの官僚主導の裁量行政を続けていく内容であります。改革への逆行であります。

率直に申し上げて、今日、時代が要請している改革は、省庁再編といった形だけのものではありません。政治、行政、経済、教育など、あらゆる分野にわたる日本の停滞したシステムを構造的に改革することあります。そのためには、あらゆる分野を総合した日本再生構造改革基本法を制定し、経済の立て直し、財政の再建を中心とする十年計画の戦略、戦術を立案して日本の再建に臨むべきであります。省庁再編はその一環として位置づけるべきであります。

失政を続けている橋本総理が、この中央省庁等改革基本法案を人気取りの格好づけのために施行して成立させようというのなら、とんでもない間違いであります。この法案は廃案とすべきであります。仮に成立するようなことがあれば、一年目に見えて明らかであることを申し上げて、質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(橋本龍太郎君) 平野議員にお答えを申し上げます。

冒頭、ペチューン医科大学病院に関連し、幾つかの御質問がございました。ペチューン医科大学の件を私が初めて中国側から聞きましたのは、記憶が必ずしも定かではありませんけれども、たしか昭和五十六年ぐらいではなかったかと思います。日本でなら命が助かる発展途上国の方々の生命を一人でも多く救いたい、この世に生をうけた乳幼児の死亡率を一%でも下げたい、そうした思いから、私は発展途上国への医療協力には積極的に取り組んでおりました。そしてそのプロジェクトに日本から経済協力をしてほしいという、その話を中国側から初めて伺ったとき以来、私はその重要性を、必要性を折に触れて訴えてまいりました。たしか、日本語による医学教育を行っていたこともありまして、日中友好病院のバックアップにもなるし、歴史的にも密接な関係にある東北部の中核も必要だと、そうした判断であったと思います。

なお、お尋ねの方は、私が中国に行き、また中国の衛生部の要人が来日されたとき、中国衛生部の通訳として仕事をしておられたのかは私は存じません。また、昭和六十三年に訪中した折、たしかその方はおられたと思います。関係者が通訳以外にどういう仕事をしておられたのかは私は存じません。また、昭和六十三年に訪中した折、たしかその方はおられたと思います。関係者がから陳情を受けたかというお話をありました。そのお話を伺っておりました。ですから、そのとき

にどうこうという記憶はありません。

また、この無償援助につきましては、平成元年十月に中国側から三十五億円の正式な要請を受け、その後十分な検討、調査を行い、案件の妥当性を確認した上で、平成元年十一月に二十六億円で交換公文の署名が行われたと大筋は承知をいたしております。

以上申し上げましたように、私は、昭和五十六年ごろ以降、政治家としての私の信念に基づいて、我が国の協力を進めるべく努力をしてきました。次に、行政改革本体について御質問をいただきました。

まず、改革の理念と省庁の肥大化というお尋ねをいただきましたが、今回の改革は、簡素で効率的な行政、機動的で効果的な政策遂行を実現するため、規制緩和や地方分権、官民分担を徹底し、国の権限と仕事の減量を進めながら中央省庁の再編を行おうとしております。行政改革会議は私自身会長となり、その最終報告は、各界の有識者が広く国民の意見をも踏まえて、論議を尽くして取りまとめられたものであります。

教合わせであり、手順が違うという御指摘もございました。

今申し上げましたように、規制緩和や地方分権、官民分担を徹底し、国の権限と仕事の減量と並行しながら、二十一世紀において国が担うべき機能、課題に対応すべく省庁再編等を行おうとするものであり、御指摘は私は當たらないと思います。

行政の停滞について内外に懸念につきましても、二十一世紀を目前にして内外に懸念につきましても、

日こそ、問題を先送りすることなく、旧来型の行

政組織、業務を全面的に見直し、重要な政策課題の解決に万全を期する体制をつくり上げることが政府の責務だと考えております。

なお、一段階でこれを行えば、議員の言われるような混乱は一層大きくなるんじゃないでしょうか。

また、新たな省の目的等が示されず、眞の改革になつていなかという御指摘につきましては、新

たな省が担うべき主要な任務及び行政機能を示した上で、それぞれの省の編成方針において、具体的に重要課題への取り組み、政策の転換の方向等を明記するとともに、裁量行政からの転換についても方向を示しているところであり、御指摘は当たりないと考えております。

また、あらゆる分野にわたる長期戦略を前提としていない本法案は廃案にすべきという御意見でした。

私は、これをやり遂げることがこの国の将来に對して必要だと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

出席者は左のとおり。

議員	阿曾田 清君	副議長	斎藤 十朗君
	加藤 健一君		松尾 宣平君
	高橋 令則君		

渡辺 孝男君	益田 洋介君	山本 保君	福本 潤一君
松 あきら君	大森 礼子君	末広まさこ君	岡部 三郎君
田浦 直君	平野 貞夫君	星野 明市君	松浦 功君
但馬 久美君	海野 義孝君	武田 節子君	坪井 一宇君
鈴木 正孝君	高野 高君	博師君	山本 一太君
戸田 邦司君	小山 孝雄君		松村 龍二君
風間 祐君	荒木 清寛君		長谷川道郎君
二木 秀夫君	宮崎 宮樹君		龜谷 博昭君
牛嶋 正君	猪熊 信也君		阿部 正俊君
木庭 健太郎君	秀樹君		金田 勝年君
平井 卓志君	泉 重二君		横嶋 泰昌君
永野 茂門君	及川 太三君		谷川 秀善君
塙崎 兼久君	野沢 千景君		鷲池 祥馨君
大久保直彦君	島 一良君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	千景君		林 中島 真人君
永野 茂門君	大野 つや子君		高木 政二君
塙崎 兼久君	堂本 曜子君		鈴木 芳正君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
大久保直彦君	中原 真理君		佐藤 泰三君
鶴岡 洋君	大野 つや子君		佐藤 泰三君
永野 茂門君	塙崎 兼久君		佐藤 泰三君
塙崎 兼久君	大野 つや子君	</	

三

書の締結について承認を求めるの件(閣法第八号)審査報告書

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第九号)審査報告書

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第一六号)審査報告書

国際商取引における外國公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一七号)審査報告書

種苗法閣法第八二号)審査報告書

研究交流促進法の一部を改正する法律案(閣法第九一号)審査報告書

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

審査報告書

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された

議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年五月十四日
国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された
議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

一、費用
別に費用を要しない。

同様の事件の再発を防止するため、国際法の原則である民間航空機に対する武器の不使用を國際民間航空条約上の義務として明文化すること等を内容とするものである。この議定書を締結することは、国際民間航空の安全の増進に貢献するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

要領書

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書

意に留意し、

十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書

飛行中の民間航空機に対して武器を使用しない原則を再確認することが締約国の一般的な希望であることに留意して、

このため千九百四十四年十一月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが望ましいことを決定し、

2 国際民間航空条約第九十四条の規定に従い、同条約の改正案、すなわち、

「第三条の次に次の一条を加える。
第三条の二
(a) 締約国は、各國が飛行中の民間航空機に対して武器の使用に訴えることを差し控えなければならず及び、要撃の場合には、航空機内における人命を脅かし又は航空機の安全を損なつてはならないことを承認する。この規定は、国際連合憲章に定める國の権利及び義務を修正するものと解してはならない。

(b) 締約国は、各國がその主権の行使として、その領域の上空を許可なく飛行する民間航空機に対し又はその領域の上空を飛行する民間航空機であつてこの条約の目的と両立しない目的のために使用されていると結論するに足りる十分な根拠があるものに対し指定空港に着陸するよう要求する権利を有し及びこれらの民間航空機に対しそのような違反を終止させるその他の指示を与えることができる」と承認する。このため、締約国は、国際法の関連規則(この条約の関連規定、特に(b)の規定を含む)に適合する適切な手段をとることができる。各締約国は、民間航空機に対する要撃についての現行の自國の規則を公表する

官 (号) 外

外交・防衛委員長 及川 順郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書

議定書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年五月二十一日

外交・防衛委員長 及川 順郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

官報(号外)

ことに同意する。

(c) すべての民間航空機は、(b)の規定に基づいて発せられる命令に従う。このため、各締約国は、自國において登録された民間航空機又は自国内に主たる営業所若しくは住所を有する運航者によつて運航される民間航空機が当該命令に従うことを義務とするために必要なすべての規定を自國の国内法令において定める。各締約国は、そのような関係法令の違反について重い制裁を課すことができるようするものとし、自國の法令に従つて自國の権限のある当局に事件を付託する。

(d) 各締約国は、自國において登録された民間航空機又は自国内に主たる営業所若しくは住所を有する運航者によつて運航される民間航空機がこの条約の目的と両立しない目的のために意図的に使用されることを禁止するためには適当な措置をとる。この規定は、(a)の規定に影響を及ぼすものではなく、また、(b)及び(c)の規定を害するものではない。」

3 國際民間航空機関事務局長がひとしく正文で、百二の締約国の批准によって2に規定する改正案が効力を生ずることを定め、また、

4 國際民間航空機関事務局長がひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により2に規定する改正案及び次の事項を含む議定書を作成することを決議する。

(a) 議定書は、総会の議長及び事務局長によつて署名される。

(b) 議定書は、國際民間航空機関事務局長によつて署名される。

同条約に加入した国による批准のために開放

しておく。

(c) 批准書は、國際民間航空機関に寄託する。

(d) 議定書は、百二番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について努力を生ずる。

(e) 國際民間航空機関事務局長は、すべての締約国に対し、議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通報する。

(f) 國際民間航空機関事務局長は、國際民間航空機関事務局長は、國際民間航空機のすべての締約国に対し、議定書の効力発生の日を通報する。

(g) 議定書の効力発生の日の後に議定書を批准する締約国については、議定書は、当該締約国が國際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずる。

よつて、総会の以上の決定に基づき、

國際民間航空機関事務局長は、この議定書を作成した。

一、委員会の決定の理由

この議定書は、航空機の国際的なリース等に関連して、航空機の登録国が國際民間航空機の登録において負つてゐる一定の任務及び義務を運航国に移転することができる、こと等について定めるものである。この議定書を締結することは、國際民間航空が安全に発達することに資するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一千九百八十四年五月十日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この

一、費用

た議定書

國際民間航空機関の総会は、一千九百八十年十月六日にモントリオールにおいてその第二十三回会期として会合し、

国際運送における航空機のリース、チャーター及び引継運航に関する決議の第A-21-1号(第一回会期)及び第A-21-18号(第二回会期)

法律委員会の第二十二回会期の会合において作成された国際民間航空機の改正案に留意し、

航空機に関するリース、チャーター若しくは引継運航又はこれらに類する手配の場合における当該航空機の登録国からその運航国への一定の任務及び義務の移転について定めることが締約国的一般的な希望であることに留意し、

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十年五月十四日

アサド・コタイテ

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

事務局長 イヴ・ランベール

審査報告書

國際民間航空機の改正に関する千九百八十一年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求める件

十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

國際民間航空機の改正に関する千九百八十一年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年五月二十一日

外交・防衛委員長 及川 順郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

國際民間航空機の改正に関する千九百八十一年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

た議定書

右は本院において承認することを議決した。

国際民間航空機の改正に関する千九百八十一年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

このため千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが必要であると考えて、

1 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の改正案、すなわち、「第八十三条の次に次の一条を加える。」

(第八十三条の一)

(一定の任務及び義務の移転)

- (a) 締約国において登録された航空機が他の締約国内に主たる営業所(主たる営業所を有しないときは、住所)を有する運航者によつてリース、チャーター若しくは引継運航又はこれらに類する手配の取決めに従つて運航される場合には、第十二条、第三十条、第三十一条及び第三十二条(a)の規定にかかわらず、登録国は、当該他の締約との協定により、これらの規定に基づく当該航空機に係る登録国の任務及び義務の全部又は一部を当該他の締約国に移転することができる。登録国は、移転された任務及び義務についての責任を解除される。
- (b) 移転は、当該移転について定める国家間の協定が第八十三条の規定に従つて理事会に登録され及び公表されるまで他の締約国について、又は当該協定のいずれかの当事国が他の関係締約国の当局に対して当該協定の存在及び適用範囲を直接通告するまで当該他の関係締約国について、効力を生じない。
- (c) (a)及び(b)の規定は、第七十七条の規定の適用を受ける場合についても、適用する。」

- 2 国際民間航空条約第九十四条(b)の規定に従い、九十八の締約国の批准によって1に規定す

る改正案が効力を生ずることを定め、また、ある英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により1に規定する改正案及び次の事項を含む議定書を作成することを決議する。

(d) 議定書は、総会の議長及び事務局長によつて署名される。

(e) 議定書は、国際民間航空機関に寄託し又は同条約に加入した国による批准のために開放しておくる。

(f) 批准書は、国際民間航空機関に寄託する。

(g) 議定書は、九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(h) 議定書は、国際民間航空機関事務局長は、すべての締約国に対し、議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通報する。

(i) 国際民間航空機関事務局長は、国際民間航空条約のすべての締約国に対し、議定書の効力発生の日を直ちに通報する。

(j) 議定書は、議定書を批准する締約国については、議定書は、当該締約国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずる。

(k) 議定書は、議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通報する。

(l) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(m) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(n) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(o) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(p) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(q) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(r) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(s) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(t) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(u) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(v) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(w) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(x) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(y) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(z) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(aa) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(bb) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(cc) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(dd) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(ee) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

としく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関に寄託しておくものとし、同機関の事務局長は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のすべての締約国に対してその認証原本を送付する。

七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のとくに規定する改正案及び次の事項を含む議定書を作成することを決議する。

(f) 議定書は、総会の議長及び事務局長によつて署名される。

(g) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(h) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(i) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(j) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(k) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(l) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(m) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(n) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(o) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(p) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(q) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(r) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(s) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(t) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(u) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(v) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(w) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(x) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(y) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(z) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(aa) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(bb) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(cc) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(dd) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(ee) 議定書は、議定書が九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

う見地から有意義であると考えられるので、おむね妥当な措置と認める。

別に費用を要しない。

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

1 この議定書に附属する金融サービスに関する規定	三十日以内にその効力発生に関する決定を行うことができる。
2 関係加盟国の特定の約束に係る表又は第二条の免除に係る表は、この議定書が当該関係加盟国について効力を生ずる時に、当該関係加盟国の特定の約束に係る表又は第二条の免除に係る表の金融サービスに関する部分に代わるものとする。	2 この議定書は、千九百九十九年一月二十九日まで関係加盟国による署名その他の方法によって行う受諾のために開放しておく。
3 この議定書は、すべての関係加盟国がこれを受諾した日の後三十日目の日に効力を生ずる。すべての関係加盟国が千九百九十九年一月三十日前にこの議定書を受諾しなかった場合には、同日前にこれを受諾した関係加盟国は、その後た。	3 この議定書は、すべての関係加盟国がこれを受諾した日の後三十日目の日に効力を生ずる。すべての関係加盟国が千九百九十九年一月三十日前にこの議定書を受諾しなかった場合には、同日前にこれを受諾した関係加盟国は、その後た。
4 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託する。世界貿易機関事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、この議定書の認証原本及び3の規定によるこの議定書の受諾に関する通告書を速やかに送付する。	4 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託する。世界貿易機関事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、この議定書の認証原本及び3の規定によるこの議定書の受諾に関する通告書を速やかに送付する。
5 この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。	5 この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

A 保険及び保険関連のサービス	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
(1) は、次の条件及び制限に従う。 次に掲げるもの及びこれらのもとのから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の損害点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 國際海上運送に使用されない日本国籍の船舶	この協定第一条2の(a)及び(b)に規定するサービスに係る制限の欄に記載する 特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づく義務について 金融サービスに関する附屬書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。 了解の3及び4の規定に基づく義務について 金融サービスに関する附屬書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。 了解の3及び4の規定に基づく義務について 金融サービスに関する附屬書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。 了解の3及び4の規定に基づく義務について 金融サービスに関する附屬書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。	日本国は、この約束に添付する追加的な約束を履行する。	日本国は、この約束に添付する追加的な約束を履行する。
(2) 保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することを強制的に再保険する。	自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。	日本は、この約束に添付する追加的な約束を履行する。	日本は、この約束に添付する追加的な約束を履行する。
(a) 日本国で運送される貨物 日本国籍の船舶	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	日本は、この約束に添付する追加的な約束を履行する。	日本は、この約束に添付する追加的な約束を履行する。
自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。	日本は、この約束に添付する追加的な約束を履行する。	日本は、この約束に添付する追加的な約束を履行する。	日本は、この約束に添付する追加的な約束を履行する。
保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。	日本は、この約束に添付する追加的な約束を履行する。	日本は、この約束に添付する追加的な約束を履行する。	日本は、この約束に添付する追加的な約束を履行する。

B
 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

- (3) 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。
- (4) 保険仲介サービスについては、日本国内で免許を受けていない保険サービス提供者が行う保険契約のためには認められない。
- (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

- (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

- (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。

- (1) 制限しない。

- (2) 制限しない。

- (2) 定するサービスの提供に関する市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野においてこの協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。
- (1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。
- (2) 一九九八年四月以後、制限しない。それ以前のサービスの提供については、次のすべての制限に服する。
- 外債通貨で表示された日本国外における預金又は信託契約であって、これらの合計額が二億円相当額を超えるもの及び日本国通貨で表示された日本国外における預金又は信託契約については、許可が必要である。営業を行う法人のうち、大蔵省が定める法務、リスク管理及び財務管理に関する体制の基準を満たすものは、許可を受けることなく、自己の勘定において、日本国外の取引所に上場されている金融の先物又はオプションに投資することができると。当該投資については、事後の報告のみを行ふ。

次は、日本国内の外債通貨に係るサービスについて、日本国内の外債通貨を通じて提供を受けることができる、当該外債通貨の銀行を通じて提供を受けない場合には、原則として許可が必要である。該預金については、事後の報告のみを行う。

管理及び財務管理に関する体制の基準を満たすものは、ポートフォリオ投資のための二億円相当額を超える外債通貨で表示された日本国外における預金について、期限を定めない許可を与えられる。当該預金については、事後の報告のみを行う。

(ii) 外債通貨の取引
 現物決済が行われる外債通貨を通じて提供を受けることと並んで、当該外債通貨の銀行を通じて提供を受けない場合には、原則として許可が必要である。
 (a) 小切手、手形等の支払手段の取引
 (b) 現物決済が行われる外債通貨の取引
 替取引を伴う派生商品(例えば、通貨の現物オプション)の取引

営業を行う法人は、許可を受けることなく、自己の勘定において、日本国外の取引所に上場されているすべての証券派生商品に投資することができる。当該投資については、事後の報告のみを行う。

営業を行う法人のうち、大蔵省が定める法務、リスク管理及び財務管理に関する体制の基準を満たすものは、許可を受けることなく、自己の勘定において、日本国外の取引所に上場されている金融の先物又はオプションに投資することができると。当該投資については、事後の報告のみを行ふ。

A

A 保険及び保険関連のサービス

日本国との追加的な約束

追加的な約束の欄に特定の約束として適当な約束を除くほか、約束しない。

医師賠償責任保険

平成十年五月二十二日 参議院会議録第二十九号

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件

(3) 預金保険制度	行う他の居住者による支払の受領等の特殊な方法による決済
(3) 投資信託の委託サービスの業務	(c) スワップ
上の拠点については、日本国内で設立された法人でなければならぬ。	上記の拠点については、日本国内で設立された法人でなければならぬ。
(3) 日本国は、厚生大臣が投資一任契約に係るサービス提供者による運用	(3) 日本国は、厚生大臣が投資一任契約に係るサービス提供者による運用
支店が扱う預金を対象としたい。	支店が扱う預金を対象としたい。
各分野に共通の約束における記載のとおり、研究及び開発に係る補助金については、約束しない。	各分野に共通の約束における記載のとおり、研究及び開発に係る補助金については、約束しない。
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

申請又は届出は、これに適用される法的基準に適合するものでなければならない。適当な当局は、そのような法的基準を、公正なかつ透明性のある態様により適用するものとし、保険サービス提供者が商品の料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化することを認めるよう解散する。
1 適当な当局は、自動車保険の通信販売に係る申請を認可し、また、保険サービス提供者がクレジット・カードによる支払を受領した日から有効となる保険契約については、クレジット・カードの使用を通じた保険料の支払を認可する。
自動車保険の「通信販売」とは、保険サービス提供者が、新聞、雑誌等の広告媒体を通じて又はダイレクト・メール若しくは電話を通じて消費者に自己の商品を提示し、郵便又は電話による消費者からの契約の申込みを受けた後、消費者と面対することなく郵便又は電話によるやり取りを通じて消費者と契約を結ぶ販売方式であると定義される。
2 適当な当局は、千九百九十八年四月一日以後、一契約当たりの最低保険金額を七十億円に引き下げることにより、商業用火災保険の付加率のアドバイザリー制度の適用範囲を拡大する。
3 適当な当局は、料率及び特約について届出制が適用される商品に次の十六の商品を含めるとともに、適当な当局に届出がされた商品の販売を九十日の標準処理期間内に認めることが記載されている場合には、このようないふべきこととし、このように

申請又は届出は、これに適用される法的基準に適合するものでなければならない。適當な当局は、そのような法的基準を、公正なかつ透明性のある態様により適用するものとし、保険サービス提供者が商品の料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化することを認めるよう解散する。
1 適當な当局は、自動車保険の通信販売に係る申請を認可し、また、保険サービス提供者がクレジット・カードによる支払を受領した日から有効となる保険契約については、クレジット・カードの使用を通じた保険料の支払を認可する。
自動車保険の「通信販売」とは、保険サービス提供者が、新聞、雑誌等の広告媒体を通じて又はダイレクト・メール若しくは電話を通じて消費者に自己の商品を提示し、郵便又は電話による消費者からの契約の申込みを受けた後、消費者と面対することなく郵便又は電話によるやり取りを通じて消費者と契約を結ぶ販売方式であると定義される。
2 適當な当局は、千九百九十八年四月一日以後、一契約当たりの最低保険金額を七十億円に引き下げることにより、商業用火災保険の付加率のアドバイザリー制度の適用範囲を拡大する。
3 適當な当局は、料率及び特約について届出制が適用される商品に次の十六の商品を含めるとともに、適當な当局に届出がされた商品の販売を九十日の標準処理期間内に認めることが記載されている場合には、このようないふべきこととし、このように

申請又は届出は、これに適用される法的基準に適合するものでなければならない。適當な当局は、そのような法的基準を、公正なかつ透明性のある態様により適用するものとし、保険サービス提供者が商品の料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化することを認めるよう解散する。
1 適當な当局は、自動車保険の通信販売に係る申請を認可し、また、保険サービス提供者がクレジット・カードによる支払を受領した日から有効となる保険契約については、クレジット・カードの使用を通じた保険料の支払を認可する。
自動車保険の「通信販売」とは、保険サービス提供者が、新聞、雑誌等の広告媒体を通じて又はダイレクト・メール若しくは電話を通じて消費者に自己の商品を提示し、郵便又は電話による消費者からの契約の申込みを受けた後、消費者と面対することなく郵便又は電話によるやり取りを通じて消費者と契約を結ぶ販売方式であると定義される。
2 適當な当局は、千九百九十八年四月一日以後、一契約当たりの最低保険金額を七十億円に引き下げることにより、商業用火災保険の付加率のアドバイザリー制度の適用範囲を拡大する。
3 適當な当局は、料率及び特約について届出制が適用される商品に次の十六の商品を含めるとともに、適當な当局に届出がされた商品の販売を九十日の標準処理期間内に認めることが記載されている場合には、このようないふべきこととし、このように

平成十年五月二十一日 参議院会議録第二十九号 サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求める件

三八

(c) 必要な立法上の変更が行われかつこれに伴う行政上の措置がとられるまでの間は、適当な当局は、生命保険及び損害保険の分野における主要な商品の種類に属する商品であって、商品の料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化する柔軟性を有するものに係る申請を、その提出から九十日の標準処理期間内に認可する。

(d) 適当な当局は、料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化する柔軟性を備えた任意自動車保険(料率が差異化された自動車保険であることを含む。以下「差異化された自動車保険」という。)に係る申請を千九百九十七年九月一日より認可する。担保危険に基づいた差異化には、次に掲げる危険要因に基づいて範囲外に料率を差異化することを含む。

年齢 性別 運転歴 使用目的(例えば、商業用、個人用)及び使用形態(例えば、年間走行距離) 地理(すなわち、北海道、四国、九州及び本州(本州は、東北、関東・甲信越、北陸・東海及び近畿・中国に分けられる。)の各地域) 車種 車の安全上の特性 車の所有台数

5 (a) 適当な当局は、生命保険サービス提供者の子損害保険会社に対し、次の傷害保険の引受けを認めない。

(i) 法人経営者のための非常利の業種横断的な社団若しくは財團(注1)向けに引き受けられ又はこれにより承認される(注2)单一の保険契約に基づく傷害保険
注1 「法人経営者のための非常利の業種横断的な社団若しくは財團」とは、全国法人会連合会、局連法人会、納税協会連合会、ブロック会及び納税協会をいう。
注2 「承認する」とは、推奨する又は後援することをいう。

(ii) 旅行代理店を通じる国内旅行傷害保険 及び海外旅行傷害保険

(iii) 学校(公立であるか私立であるかを問わず、すべての段階の学校を含む。)若しくは教職員、学生若しくは父母の組織若しくは団体(すなわち、学生団体、同窓会及びP.T.A.)を通じて販売され又はこれにより承認される(注)学生向けの傷害保険

(iv) 「承認する」とは、推奨する又は後援することをいう。

注 通信販売による傷害保険

(v) 団体傷害保険。ただし、子保険会社が共同保険者の幹事会社として又は単独の保険者として活動する場合及び中小の又は外国の保険サービス提供者による同種の又は代替可能な商品の保険契約を直前六箇月において有していなかつた団体

に販売する場合を除く。

(vi) 積立傷害保険

(b) 適当な当局は、損害保険サービス提供者の子生命保険会社に対してもがん単品保険及び医療单品保険の引受けを認めない。また、適当な当局は、基本保険金額に対する特約給付金額の比率に関し、新保険業法が千九百九十六年四月一日に施行される前に存在していた制限を維持する。

(c) 適当な当局は、4に規定するところにより必要な立法上の変更が行われかつこれに伴う行政上の措置がとられた日までに次のすべての措置がとられていることを条件として、その日から二年半後に、(a)及び(b)に規定する第三分野における急激な変化を避けるための措置(注)を終了させる。この(c)の適用上、(i)、(iv)及び(v)に規定する措置の標準処理期間に関して、これららの措置がとられていないとはされない。

注 この措置は、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険及び長期障害特約には適用されない。

(i) 適当な当局が、4(d)に規定する差異化された自動車保険の申請を九十日の標準処理期間内に認可すること。

(ii) 適当な当局が、2に規定するところにより、商業用火災保険の付加率のアドバイザリー制度の適用に係る一契約当たりの最低保険金額を引き下げる。

(iii) 適当な当局が、届出制に関して、3に掲げるボイラー・ターボセット保険から保証証券までの六の商品について届出制を実施すること。

(B) 適当な当局に届出がされた3に掲げる十六の商品の販売を九十日の標準処理期間内に認める(すなわち、届出を受け入れる。)こと。

(iv) 4に規定するところにより、料率算出団体の会員が該料率算出団体によって算出された料率を使用しなければならない義務を撤廃するために必要な立法上の変更が行われ、かつ、これに伴う行政上の措置がとられること。

(v) 適当な当局が、差異化された商品又は料率の申請に関し、提出された申請を九十日前までに申請又は届出がされた十日の標準処理期間内に認可すること。
(vi) (iv)及び(v)の措置は、この(c)に定める日の九十日前までに申請又は届出がされたかった場合には、とられているものとみなされる。

6 保険サービス提供者は、保険商品又は料率に関係する書類であつて自己が申請であると考へるものとを適当な当局に対し提出したときは、当該適当な当局に対してその申請の位置付けを決定するよう要請することができる。当該適当な当局は、不适当に遅延することなくそのような要請に応ずるものとし、当該書類を正式な申請であると認めるか否かを示す。

B 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)
1 適当な当局が投資一任契約に係るサービス提供者による運用を認める厚生年金基金の資産については、各厚生年金基金の設立後八年の経過を必要とするとの要件を三年に短縮する。

2
投資一任契約によるサービス提供者が運用し得る厚生年金基金の資産については、その総資産の二分の一を上限とする。この上限については、千九百九十九年三月までに撤廃する。

市場に対する最も適切な監督を行いつつ、証券商品分野における革新を受容するために迅速に対応するよう既存の枠組みを十分に活用する。

金融サービスに係る約束に関する了解
ウルグアイ・ラウンドの参加国は、金融サービス
に関する一般協定(以

加盟国は、金融サービスに係る自国の約束表に現行の独占権を掲げるものとし、当該独占権を撤廃し又は当該独占権の範囲を縮小するよう努める。この1の規定は、金融サービスに関する附属書1(b)の規定にかかるらず、同附属書1(b)(iv)に規定する活動について適用する。

(c) 金融サービスに関する附属書5(a)に規定する金融情報の提供、金融情報の移転及び金融データの処理並びに同附属書5(a)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス(仲介を除く)。

加盟国は、自国の居住者が他の加盟国の領域内で次の金融サービスを購入すること

4 同じして運用される資金を除く。)の運用に関しては、年金の資金を運用するサービス提供者との資産配分規制を適用しない。

5 投資信託の委託サービス及び投資一任契約に係るサービスについては、一の団体が双方を提供することができる。もとより、当該団体が、日本国の法律の関連する信用秩序

の維持に係る規定及び適切な当局により定められる信用秩序の維持に係る基準に適合するものであることを条件とする。

「指定単」とは、信託銀行が提供する単独運用指定金銭信託をいう。指定単の下では、受益者は、購入される株式、債券その他の有価証券の個別の銘柄を特定しない。信託銀行は、国内法令により、指定単の元本を保証することを認められている。

6 適切な当局は、信用秩序の維持の見地から

A 現状維持

関心を有する加盟国は、次に規定する方法に適合する特定の約束を、交渉に基づき、かつ、特定した条件及び制限を付して自国の約束表に記載する。

B 市場アクセス

1 協定第八条の規定に加えて、次の規定を

(b) (ii) び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいづれか又はすべてを対象とする。

(iii) 國際間の運送中の貨物

再保険及び再々保険並びに金融サービスに関する附屬書5(a)(iv)に規定する保険の補助的なサービス

新たな金融サービス

義務に適合する場合には、業務上の拠点を設け又は拡張することを許可するための条件及び手続を課すことができる。

情報の移転及び処理

情報の移転及び処理
8 いかなる加盟国も、電磁的手段による
データの移転を含む情報の移転若しくは金

平成十年五月二十一日 参議院会議録第二十九号

融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとてはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとてはならない。この8の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する加盟国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が協定の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

人員の一時的な人団

9 (a) 加盟国は、自国の領域内に業務上の拠点を設けている他の加盟国の金融サービス提供者の次の人員が自国の領域へ一時的に入国することを許可する。

(i)

金融サービス提供者のサービスの開設、管理又は営業にとって重要な専有の情報を有している上級の管理職員

(ii) 金融サービス提供者の業務上の専門家

(b) 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者の業務上の拠点に関連する次の人員が自国の領域内で有資格者として利用可能であることを条件として、自国の領域へ一時的に入国することを許可する。

(i) 金融サービス提供者の会計、電子計算機サービス又は電気通信サービスの専門家

(ii) 保険整理又は法律の専門家

差別的でない措置

10 加盟国は、次の措置が他の加盟国の金融サービス提供者に及ぼす著しい悪影響を除去し又は限定するよう努める。

- 金融サービス提供者が当該加盟国領域内に当該加盟国が定める形態により金融サービスを提供するに当たり、当該加盟国が許容するすべての金融サービスを提供することを妨げる差別的でない措置
- 金融サービス提供者の活動が当該加盟国全体に拡張することを制限する差別的でない措置
- 当該加盟国が銀行サービス及び証券サービスの双方の提供について同一の措置をとる場合において、他の加盟国の金融サービス提供者が自己の活動を証券サービスの提供に集中しているときは、当該措置

(d) 他の加盟国の金融サービス提供者が業務を行い、競争し又は当該加盟国の市場に進出する能力に対し、協定の規定を尊重する措置であっても悪影響を及ぼす他の措置

ただし、この10の規定に基づいてこれらは、当該措置をとる加盟国の金融サービス提供者を不當に差別しないものとする。

11 加盟国は、10の(a)及び(b)に規定する差別的でない措置に関し、市場への進出の機会の現在の程度及び他のすべての加盟国の金融サービス提供者が自国の領域内で一階級として既に享受している利益を限定し又は制限しないよう努める。ただし、この約

10 加盟国は、次の措置が他の加盟国の金融サービス提供者に及ぼす著しい悪影響を除去し又は限定するよう努める。

- 金融サービス提供者が当該加盟国領域内に当該加盟国が定める形態により金融サービスを提供するに当たり、当該加盟国が許容するすべての金融サービスを提供することを妨げる差別的でない措置
- 金融サービス提供者の活動が当該加盟国全体に拡張することを制限する差別的でない措置
- 当該加盟国が銀行サービス及び証券サービスの双方の提供について同一の措置をとる場合において、他の加盟国の金融サービス提供者が自己の活動を証券サービスの提供に集中しているときは、当該措置

C 内国民待遇

- 加盟国は、内国民待遇を確保しつつ、自國の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びファイナンスの制度の利用を認め。この1の規定は、加盟国最終的な決済手段の貸手の利用を認める意図するものではない。

2 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者が自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するため自主規制団体、有価証券若しくは先物の取引所若しくは市場、清算機関その他の組織若しくは団体の構成員となり、これらに参加し若しくはこれらを利用する要求を有する場合に、金融サービスの提供に当たりこれらは直接若しくは間接に特權若しくは利益を与えている場合に、当該組織又は団体が自国の領域内に居住している他の加盟国の金融サービス提供者に対し内国民待遇を与えることを確保する。

3 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス(既存の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含む)であって、金融サービス提供者によって当該加盟国の領域内では提供されていないが他の加盟国の領域内では提供されているものをいう。

(我が国以外の特定の約束に係る表及び第二条の免除に係る表は省略)

(署名欄は省略)

審査報告書

国際商取引における外國公務員に対する賄賂の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年五月二十一日

外交・防衛委員長 及川 順郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

官報(号外)

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、国際商取引に関する贈賄行為を犯罪として定めること等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、国際商取引における公正な競争を確保することの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めること等について規定するものである。

一、費用

この条約の締結により、我が国は、この条約に基づく締約国による監視等の事後措置のための費用を一部負担する義務を負う。

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求める件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年五月十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求める件
国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求める件
七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約

前文

締約国は、贈賄が国際商取引(貿易及び投資を含む)において広範にみられる現象であり、深刻な道義的及び政治的問題を引き起こし、良い統治及び経済発展を阻害し並びに国際的な競争条件を歪めていることを考慮し、

すべての国が国際商取引における贈賄を防止する責任を共有することを考慮し、

一千九百九十七年五月二十三日に經濟協力開発機構(OECD)の理事会において採択された「国際商取引における贈賄の防止に関する改訂勧告(C

(九七)一一三最終版)」において、国際商取引における外国公務員に対する贈賄を抑止及び防止するための効果的な手段、特に、当該勧告に掲げる合意された共通の要素及び各国の基本的な法的原則(裁判権に関するものも含む)に合致した方法により、かつ、効果的に協調された態様により、当該贈賄を速やかに犯罪とすることが求められることを尊重し、

他の近年の進展(国際連合、世界銀行、国際通貨基金、世界貿易機関、米州機構、欧州評議会及び欧州連合の活動を含む)により、公務員に対する贈賄の防止に関する国際的な理解及び協力が更に進められていることを歓迎し、

贈賄を防止するための企業、商業団体、労働組合及び他の非政府機関による努力を歓迎し、
国際商取引において個人又は企業に対し賄賂が要求されることを防止する上での政府の役割を認

識し、

この分野において進展を図るために、一国における努力のみならず、多数国間の協力、監視及び事後措置が必要であることを認識し、締約国においてとられる措置の間の同等性を達成することがこの条約の不可欠の目的であり、このためそのような同等性から逸脱することなしに条約を批准することが必要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条 外国公務員に対する贈賄

1 締約国は、ある者が故意に、国際商取引において商取引又は他の不当な利益を取得し又は維持するために、外国公務員に対し、当該外国公務員が公務の遂行に関する行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員又

は第三者のために金銭上又はその他の不当な利益を直接に又は仲介者を通じて申し出、約束し又は供与することを、自国の法令の下で犯罪とするために必要な措置をとる。

2 締約国は、外国公務員に対する贈賄行為の共犯(教唆、はう助又は承認を含む)を犯罪とするために必要な措置をとる。

3 1及び2に定める犯罪を、以下「外国公務員に対する贈賄」という。

4 この条約の適用上

a 「外国公務員」とは、外国の立法、行政又は司法に属する職にある者(任命されたか選出されたかを問わない)、外国のために公的な

任務を遂行する者(当該外国の公的機関又は公的な企業のために任務を遂行する者を含む)及び公的国際機関の職員又はその事務受託者をいう。

b 「外国」には、國から地方までのすべての段階又は区分の政府を含む。

c 「外国公務員が公務の遂行に関する行動し又は行動を差し控える」というときは、当該外国公務員に認められた権限の範囲内であるかないかを問わず、その地位を利用することを含む。

第二条 法人の責任

締約国は、自国の法的原則に従って、外国公務員に対する贈賄について法人の責任を確立するため必要な措置をとる。

第三条 制裁

1 外国公務員に対する贈賄には、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある刑罰を科する。刑罰の範囲は、自国の公務員に対する贈賄に適用されるものと同等のものとし、また、自然人の場合には、効果的な法律上の相互援助及び引渡しを可能とするために十分な自由の剥奪を含むものとする。

2 締約国は、その法制において刑事責任が法人に適用されない場合には、外国公務員に対する贈賄について、刑罰以外の制裁(金錢的制裁を含む)であつて、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものが法人に科されることを確保する。

3 締約国は、賄賂及び外国公務員に対する贈賄を通じて得た収益(又は収益に相当する価値を有する財産)を押収し若しくは没収し又は同等

な効果を有する金銭的制裁を適用するために必要な措置をとる。

- 4 締約国は、外国公務員に対する贈賄について制裁の対象となる者に対し、追加的な民事上又は行政上の制裁を科することについて考慮する。

第四条 裁判権

- 1 締約国は、自国の領域内において外国公務員に対する贈賄の全部又は一部が行われた場合においてこの犯罪についての自國の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 2 国外において自國の国民によって行われた犯罪について裁判権を設定している締約国は、そのような裁判権の設定に関する原則と同一の原則により、外国公務員に対する贈賄についても、国外において自國の国民によって行われた場合において自國の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 3 この条約に定める犯罪が行われたとされる場合に、以上の国が裁判権を有するときには、関係締約国は、そのいずれかの要請により、訴追のために最も適した裁判権を有する国を決定するため協議を行う。
- 4 締約国は、裁判権の設定に関する現行の基準が、外国公務員に対する贈賄を防止する上で効果的であるかないかを見直し、効果的でない場合には、改善措置をとる。

- 5 外国公務員に対する贈賄の検査及び訴追は、締約国において適用される規則及び原則に従う。外國公務員に対する贈賄の検査及び訴追は、經濟上の国家的利益に対する配慮、他国との関係に対する

る潜在的影響又は関係する自然人若しくは法人がいずれであるかに影響されなければならない。

第六条 出訴期限

外国公務員に対する贈賄に適用される出訴期限は、この犯罪の検査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

第七条 資金洗浄

資金洗浄に係る法制において自國の公務員に関する贈賄又は収賄を前提犯罪としている締約国は、外国公務員に対する贈賄についても、その行われた場所にかかわらず、同一の条件で資金洗浄に係る法を適用する。

第八条 会計

1 締約国は、外国公務員に対する贈賄を効果的に防止するために、帳簿及び記録の保持、財務諸表の開示並びに会計及び監査の基準に関する自國の法令の範囲内で、これらの法令に服する企業が、外国公務員に対して贈賄を行い又はそのような贈賄を隠蔽することを目的として、簿外勘定を設定し、帳簿外での取引若しくは不適切に識別された取引を実施し、架空の支出を記載し、目的が不正確に識別された負債を記入し又は虚偽の書類を使用することを禁止するためには、改善措置をとる。

- 2 締約国は、1の企業の帳簿、記録、勘定又は財務諸表における1に規定する欠落又は虚偽の記載に關し、効果的で、均衡がとれたかつて抑止力のある民事上、行政上又は刑事上の罰則を定める。

- 3 締約国は、国内法並びに関連する条約及び取決めに基づき最大限に可能な範囲で、この条約に定める犯罪について他の締約国によって行われる検査若しくはとられる刑事手続又は法人に対する検査若しくはとられる刑事手続又は法人に對して他の締約国によりこの条約の範囲内でとられる刑事手続以外の手続に關し、迅速かつ効果的な法律上の援助を当該他の締約国に与える。要請を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、当該要請に応じるために必要な追加の情報又は文書について遅延なく通報し、また、要求がある場合には、当該要請についての検討の状況又は結果を通報する。
- 4 締約国が双罰性を法律上の相互援助の条件とする場合には、この条件は、援助の要請に係る犯罪がこの条約に定める犯罪であるときは、満たされているものとする。

第十条 犯罪人引渡し

1 締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条約の範囲内の刑事問題について法律上の相互援助を行うことを拒否することができない。

- 2 締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条約の範囲内の刑事問題について法律上の相互援助を行うことを拒否することができない。

3 締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。当該計画は、締約国がコンセプト方式により別段の決定を行わない限り、経済協力開発機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会(又はその役割を継承するものの枠組みにおいて、その付託事項に基づき、実行する。

- 4 締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。当該計画は、締約国がコンセプト方式により別段の決定を行わない限り、経済協力開発機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会(又はその役割を継承するもの)に適用される規則に従つて負担する。
- 5 締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。当該計画は、締約国がコンセプト方式により別段の決定を行わない限り、経済協力開発機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会(又はその役割を継承するもの)に適用される規則に従つて負担する。

- 6 締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。当該計画は、締約国がコンセプト方式により別段の決定を行わない限り、経済協力開発機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会(又はその役割を継承するもの)に適用される規則に従つて負担する。

- 7 締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。当該計画は、締約国がコンセプト方式により別段の決定を行わない限り、経済協力開発機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会(又はその役割を継承するもの)に適用される規則に従つて負担する。

第九条 法律上の相互援助

- 1 締約国は、国内法並びに関連する条約及び取決めに基づき最大限に可能な範囲で、この条約に定める犯罪について他の締約国によって行われる検査若しくはとられる刑事手続又は法人に対する検査若しくはとられる刑事手続又は法人に對して他の締約国によりこの条約の範囲内でとられる刑事手続以外の手続に關し、迅速かつ効果的な法律上の援助を当該他の締約国に与える。要請を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、当該要請に応じるために必要な追加の情報又は文書について遅延なく通報し、また、要求がある場合には、当該要請についての検討の状況又は結果を通報する。
- 2 締約国が双罰性を法律上の相互援助の条件とする場合には、この条件は、援助の要請に係る犯罪がこの条約に定める犯罪であるときは、満たされているものとする。

- 3 締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条約の範囲内の刑事問題について法律上の相互援助を行うことを拒否することができない。

- 4 締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条約の範囲内の刑事問題について法律上の相互援助を行うことを拒否することができない。

第十一条 責任のある当局

- 1 締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条約の範囲内の刑事問題について法律上の相互援助を行うことを拒否することができない。

- 2 締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条約の範囲内の刑事問題について法律上の相互援助を行うことを拒否することができない。

- 3 締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条約の範囲内の刑事問題について法律上の相互援助を行うことを拒否することができない。

第十二条 監視及び事後措置

- 1 締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。当該計画は、締約国がコンセプト方式により別段の決定を行わない限り、経済協力開発機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会(又はその役割を継承するもの)に適用される規則に従つて負担する。

- 2 締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。当該計画は、締約国がコンセプト方式により別段の決定を行わない限り、経済協力開発機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会(又はその役割を継承するもの)に適用される規則に従つて負担する。

- 3 締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。当該計画は、締約国がコンセプト方式により別段の決定を行わない限り、経済協力開発機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会(又はその役割を継承するもの)に適用される規則に従つて負担する。

第十三条 署名及び加入

1. この条約は、その効力発生の時まで、經濟協力開発機構の加盟国による署名及び同機構の國

勝利のうちににおける賭博に関する作業部会の完全な参加国となるよう招請された非加盟国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、その効力発生の後、経済協力開発機構の加盟国である非署名国による加入及び国際商取引における賠償に関する作業部会(又はその役割を継承するもの)の完全な参加国となつた非署名国による加入のために開放していく。これらの非署名国については、この条約は、その加入書の寄託の日の後六十日目の日に効力を生ずる。

第一四条 批准及び承認者
1 この条約は、署名国により、それぞれ自国の法令に従って受諾され、承認され又は批准されなければならぬ。

2 受諾書、承認書、批准書又は加入書は、この条約の寄託者を務める經濟協力開発機構事務総長に寄託する。

第十五章 契約の成立

受諾書、承認書又は批准書を寄託したいかなる署名國も、この2の規定に従つてこの条約が効力を生ずることを受け入れる用意がある旨を寄託者に対し書面によつて宣言することができ
る。この条約は、少なくとも1の署名國がそのような宣言書を寄託した日の後六十日日の日に当該署名國について効力を生ずる。この条約は、そのような効力発生の後に宣言書を寄託す
る署名國については、寄託の日の後六十日日の日に効力を生ずる。

附屬書 D A F F E - I M E - B R (九七) - 八最終版
経済協力開発機構の加盟国の輸出統計

		一九九〇—一九九六年 経済協力開発機構の加盟国の輸出	
		百万合衆国ドル	一九九〇—一九九六年 計加盟協力開発機構の輸出額の割合%
合衆国	二八七、一一八	一五・九%	一九・七%
ドイツ	二五四、七四六	一七・五%	一七・五%
日本国	二二二、六六五	一四・八%	一四・六%
フランス	一三八、四七一	九・五%	九・五%
連合王国	一二六、二五八	八・三%	八・三%
イタリア	一一二、四四九	七・七%	七・七%
カナダ	一一一、二一五	六・二%	六・二%
大韓民国(注)	一一一、二五八	五・七%	五・七%
オランダ	一一一、二五八	五・七%	五・七%
ベルギー＝ルクセンブルグ	一一一、二五八	五・七%	五・七%
最大の輸出額を有する十の 国の輸出額の総計	一一一、二五八	五・七%	五・七%
スペイン	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
スイス	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
スウェーデン	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
メキシコ(注)	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
オーストラリア	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
デンマーク	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
オーストリヤ(＊)	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
ノールウェー	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
アイルランド	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
フィンランド	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
ボーランド(注)(＊＊)	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
ハンガリー(＊＊)	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
トルコ(＊)	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
ポルトガル	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
ニューカaledonia(＊)	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
チエツコ(＊＊＊)	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
ギリシャ(＊)	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%
アイスランド	一、四五九、一四八	四・四%	四・四%

平成十年五月一十一日 参議院会議録第一十九号

経済協力開発機構の加盟国 の輸出額の統計

*
一九九九年五月

一九九十六年

*** 千九百九十三年九月十六日

ベルギー＝ルクセンブルグについて
ベルギー及びルクセンブルグについての貿易統計は、両国を一地域として算出したものののみが利用可能である。第十五条1の規定の適用上、ベルギー又はルクセンブルグのいずれか一方が受諾書、承認書又は批准書を寄託した場合並びにベルギー及びルクセンブルグの両国が受諾書、承認書又は批准書を寄託した場合には、最大の輸出額を有する十の国の中の一の国がその文書を寄託したものとのみなし、かつ、両国を一地域として算出した輸出額を、当該規定により効力発生に必要とする十の国の輸出額の総計の六十分の一に算入する。

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて提出する。

成十年五月二十一日
經濟・產業委員長 吉村剛太郎
參議院議長 斎藤 十朗殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近に本るる経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、企業の負担撫滅を図ることとし、より効率的かつ機動的な審査を行うことができるようとする等の観点から、会社による株式保有、会社の合併等に係る報告及び届出対象範囲の縮減、審査手続の整備等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置

と認める。

費用

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

參議院議長 斎藤 十朗殿

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

且次中「譲受」を「譲受け」に改める。

「次の」に改め、ただし書を削る。

第四章の章名中「譲受」を「譲受け」に改める

第九章第三項中「国内の」を「他の国内の」

条第四項中「又は当該」を「又は」に、「国内の」を

月以内に」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、株式発行会社の発行済の株式の全部をその設立と同時に取得する場合は、この限りでない。

前項の規定は、株式所有会社が、他の外国会社であつてその国内の営業所(当該外国会社の子会社の営業所を含む。)の最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高(以下「国内売上高」という。)が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるものの株式を取得し、又は所有する場合に準用する。

第十一条第一項中「国内の」を「他の国内の」に、同項ただし書中「公正取引委員会規則の」を「公正取引委員会規則で」に改め、同項中第三号を第四

号とし、第一号の次に次の二号を加える。

他の国内の会社が利益をもつてする自己の株式の消却を行つたことにより、その発行済の株式の総数に占める所有する株式の数の割合が増加した場合

第十一一条第二項中「又は第一号」を「から第二号」に、「国内の」を「他の国内の」に、「公正取引委員会規則の」を「公正取引委員会規則で」に改める。

外 報 号

第十三条第一項中「本条」を「この条」に、「国内の」を「他の」に改め、同条第二項中「国内の」を「他の」に改め、同条第三項を削る。

第十四条第一項中「国内の」を削り、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「国内の」を削り、「左の」を「次の」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

国内の会社は、合併をしようとする場合において、当該合併をしようとする会社(以下この条において「合併会社」という。)のうち、いずれか一の会社に係る総資産合計額が百億円を下回り、かつ、他のいすれか一の会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えて合併する場合は、公正取引委員会令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 合併会社のうち、いすれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有している場合

二 合併会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する会社が同一の会社である場合

前項の規定は、外國会社が合併をしようとする場合に準用する。この場合において、同項中「総資産合計額」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

第一項(前項において準用する場合を含む。)

第十三条第一項中「本条」を「この条」に、「国内の」を「他の」に改め、同条第二項中「国内の」を「他の」に改め、同条第三項を削る。

第十四条第一項中「国内の」を削り、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「国内の」を削り、「左の」を「次の」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

国内の会社は、合併をしようとする場合において、当該合併を実質的に制限することとなる場合には、当該行為をしてはならず、及び不公平な取引方法により次に掲げる行為をしてはならない。

公正取引委員会は、第十七条の二の規定により当該合併に關し必要な措置を命ずるために、審判開始決定をし、又は勧告する場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間(公正取引委員会が合併会社のうち少なくとも一の会社に対してもそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出(以下「の」項において「報告等」という。)を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日とすべての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいすれか遅い日までの期間)内に、これをしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 合併会社のうち、いすれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有している場合

二 合併会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する会社が同一の会社である場合

三 合併会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する会社が外國会社である場合

四 合併会社のうち、いすれか一の会社が他のすべての会社のうち少なくとも一の会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えて合併する場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

五 合併会社のうち、いすれか一の会社が他のすべての会社のうち少なくとも一の会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えて合併する場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

六 合併会社のうち、いすれか一の会社が他のすべての会社のうち少なくとも一の会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えて合併する場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

第十六条各号別記以外の部分を次のように改め

には適用しない。

一 営業等の譲受けをしようとする会社及び当該営業等の譲渡をしようとする会社のうち、いすれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有している場合

二 営業等の譲受けをしようとする会社が他のすべての会社が同一の会社である場合

三 営業等の譲受けをしようとする会社が他のすべての会社のうち少なくとも一の会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えて合併する場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

四 営業等の譲受けをしようとする会社が他のすべての会社のうち少なくとも一の会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えて合併する場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

前項の規定は、譲受け会社が他の外國会社の営業等の譲受けをしようとする場合に準用する。この場合において、第一項第一号中「総資産の額」とあり、同項第一号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

前条第四項及び第五項の規定は、第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る営業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする審判開始決定又は勧告について準用する。この場合において、同条第四項中「合併」とあるのは「営業又は営業上の固定資産の譲受け」と、同条第五項中「合併」とあるのは「営業又は営業上の固定資産の譲受けに」と、「合併会社のうち少なくとも一の会社」とあるのは「営業又は営業上の固定資産の譲受け」である。

第一項(前項において準用する場合を含む。)を「第十七条の二第一項中「(第十八条において準用する場合を含む。)」を「第十六条第一項」に改め

第十八条中「及び第三項」を「(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第四項」に改める。

第四十八条第一項及び第五十四条第一項中「(第十六条において準用する場合を含む。)を「、第十六項第一項」に改める。

第六十七条第一項中「第十四条第一項」を「第十四項」に、「(第十六条において準用する場合を含む。)を「、第十六項第一項」に改める。

第六十七条第一項中「第十四条第一項前段」を「第十四条」に、「(第十六条において準用する場合を含む。)を「、第十六項第一項」に改める。

第九十一条第五号中「第十四条第一項前段」を「第十四条前段」に改める。

第九十一条の二第五号中「第十条第二項」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)を加え、同条第六号及び第七号を次のように改める。

六及び七 削除

第九十二条第一項中「第十六条」を「同条第三項」に改め、同条第九号中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十一号を第十一号とし、同条第十号中「第十六条において」を「第十六条第五項において」に、「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十一 第十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十五条第一項第二号中「第一号」の下に「、第六号及び第七号」を加え、同条第一項第一号中「、第七号若しくは第十一号」を「若しくは第十一号」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、第十二条第一項及び第二項の改正規定、第十二条第三項及び第十四条第二項を削る改正規定

(第十四条第一項)を「第十四条」に改める部分に限る。)、第九十五条第五号、第九十二条の二号及び第七号並びに第九十五条第一項第二号の改正規定並びに附則第三条、第四条、第七条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)前に終了した事業年度に係る改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)第十条第二項に規定する株式に関する報告書については、なお従前の例による。

第三条 附則第一條ただし書に規定する規定の施行前にあった改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十二条第一項又は第十三条(同法第十二条第一項に係る部分に限る。)の規定に違反する行為を排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

第四条 附則第一條ただし書に規定する規定の施行前にした改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十二条第一項に規定する役員の兼任又は同法第十三条第二項に規定する会社以外の者による株式所有に係る届出又は報告書の提出については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

都市計画法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十年五月二十一日

国土・環境委員長 斎藤 十郎殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の実情に的確に対応した市街地の整備の推進を図るために、特別用途地区の多様化及び臨港地区に関する都市計画の決定権限の見直しを行つとともに、市街化調整区域に規定する政令で定める数値を超えることと

なったときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、施行日から三十日以内に、当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

第六条 施行日前に旧法第十五条第二項又は第三項の規定に違反して会社が合併した場合における新法第十七条の一及び第八章第二節の規定は、前項の規定に違反する行為がある場合に準

用する。この場合において、新法第十七条の二第一項、第四十八条第一項及び第五十四条第一項中「第十条」とあるのは、「第十条、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)附則第一條第二項」と読み替えるものとする。

第七条 この法律(附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行にした行為並びに附則第二条第一項、第四条及び第五条の規定によりなお従前の例による。)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

れ、若しくは延長された期間を経過していないものについては、なお従前の例による。

における良好な居住環境の維持及び形成を図るため、地区計画の策定対象地域及び開発許可の対象範囲の拡大を図る等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、都市計画における地方分権の重要性に鑑み、地方分権推進計画を早急に推進するなど、自治体の主体性が一層確保できるよう権限の委譲に更に努めること。

二、市町村に対し、地域住民やまちづくり組織などの意見が十分に反映されるよう配慮しつゝ、都市計画のマスター・プランの策定を促進するよう指導すること。

三、市町村の都市計画決定権限の拡大に伴い、市町村の都市計画に係る執行体制の充実に努めるとともに、都道府県による支援・協力体制を強化するよう指導すること。

四、特別用途地区的類型の廃止に当たっては、地域の実情に対応するという改正の趣旨を十分尊重するよう、都道府県に対し指導するとともに、商業機能の適正配置など広範な目的で特別用途地区を十分に活用するよう、市町村に対し指導・支援すること。

五、市街化調整区域は市街化を抑制すべき地域であり、環境への配慮、優良農地等の保全の重要な

性に鑑み、地区計画を定める場合においては、無秩序な開発が行われないよう十分に配慮するよう指導すること。

六、未線引都市計画区域においても用途地域の指定を促進するなど、地域の実情に応じて計画的に土地利用を誘導するため、都市計画区域全域において、用途地域、特別用途地区、地区計画等各種手法の積極的な活用が図られるよう指導すること。

右決議する。

都市計画法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十年五月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤十朗殿

現を図るため当該用途地域の指定を補完して改める。

第十二条の五第一項第一号イ及び第二号イ中「相当規模の」を削り、「同号ロを同号ハ」とし、同号ロ建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの

第十五条第一項第三号中「地域地区」の下に「同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)第二条第一項の重要な港湾に係るものに」を加え、「首都圏近郊緑地保全法」を「首都圏近郊緑地保全法」に改め、「第六条第二項の近郊緑地特別保全地区」の下に「に限る」を加え、同項第三号中「こえる」を「超える」に改める。

第十三条第一項中「第十三条第一項第十四号」を「第十三条规定第一項第十五号」に改める。

第十三条第四項中「昭和二十五年法律第二百八号」を削る。

第三十四条各号に列記以外の部分、同条第一号から第四号まで及び同条第六号から第八号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同条第八号の二中「集落地区計画」を「地区計画又は集落地区計画」に、「集落地区整備計画」を「地区整備計画又は集落地区整備計画」に改め、同条第九号中「行なう」を「行う」に改め、同条第十号イ中「行なう」を「う」に、「つえに」を「上に」に改め、同号ロ中「行なう」を「行う」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特別用途地区に関する経過措置）

1 この法律の施行の際この法律による改正前の都市計画法(以下「旧法」という。)第八条第一項第二号に掲げる地区に關し、決定されている都市計画又は行われている都市計画の決定若しくは変更の手続は、この法律による改正後の都市計画法(以下「新法」という。)第八条第一項第二号に掲げる地区に關する都市計画又は都市計画法(以下「新法」という。)第八条第一項第二号に掲げる地区に關する都市計画又は都市計画の決定若しくは変更の手續とみなす。

2 この法律の施行の際この法律による改正前の都市計画法(以下「旧法」という。)第八条第一項第二号に掲げる地区に關し、決定されている都市計画又は行われている都市計画の決定若しくは変更の手續は、この法律による改正後の都市計画法(以下「新法」という。)第八条第一項第二号に掲げる地区に關する都市計画又は都市計画の決定若しくは変更の手續とみなす。

3 新法の規定によれば市町村が決定又は変更をする」ととされる臨港地区に関する都市計画の決定又は変更の手續であつて、この法律の施行の際に都道府県知事が旧法の規定に基づき行っているもののうち、この法律の施行前に旧法第十七条第一項(旧法第二十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による公告が行われたものについては、なお従前の例によつて。

4 新法の規定によれば市町村が決定又は変更をすることとされる臨港地区に関する都市計画で、旧法又は前項の規定により都道府県知事が決定又は変更をした都市計画は、新法の規定により市町村が決定又は変更をした都市計画となす。

審査報告書

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
右は多數をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十年五月二十一日

国土・環境委員長 関根 則之
参議院議長 斎藤 十朗殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、市街地の再開発を促進するため、都市再開発方針の策定対象区域の拡大、特定事業参加者制度及び認定再開発事業制度の創設を図ることとに、臨時の措置として、一定の大都市における都市計画道路に係る都市開発資金貸付金の償還期間を延長しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十年五月七日

参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
(都市再開発法の一部改正)

第一条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十
八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 雜則(第一百三十一条第一百二十
八条の二)」を「第七章 再開発事業の計画の認
定(第一百二十九条の二—第一百二十九条の九)
四十八条」を「第九章 罰則(第一百四十一条第一百
四十九条の二)」に

改める。

第二条第一項中「法律」の下に「第七章を除
く」を加える。

同項第一号を「第一項第二号又は前項」に改
め、同項同条第三項とし、同条第一項の次に
次の二項を加える。

2 前項の都市計画区域以外の都市計画区域に
係る都市計画法第七条第四項の市街化区域の
整備、開発又は保全の方針においては、当該
都市計画区域内にある計画的な再開発が必要
かにした都市再開発の方針を定めなければな
らない。

第七条の二第二項中「施行地区」の下に「若し
くは第一百二十九条の二第一項の再開発事業の同条
第五項第一号の再開発事業区域」を加える。

四 地方公共団体は、施行規程において第一項
第五号の特定事業参加者に関する事項を定め
ようとするときは、施設建築物の一部等又は
建築施設の部分の価額に相当する額を負担す
るに必要な資力及び信用を有し、かつ、取
得後の施設建築物の一部等又は建築施設の部
分を当該市街地再開発事業の目的に適合して
利用すると認められる者を特定事業参加者と
しなければならない。

第七条の十五第三項中「第一百二十四条の二第一
項」を「第一百二十四条の二第三項」に改める。
第五十二条第二項中第八号を第九号とし、第
五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四
号の次に次の二号を加える。

五 特定事業参加者(第五十六条の二第一項
の負担金を納付し、権利交換計画又は管理
処分計画の定めるところに従い施設建築物
の一部等又は建築施設の部分を取得する者
をいう。以下同じ。)に関する事項

第五十一条に次の二項を加える。

3 地方公共団体が施行する市街
地再開発事業における特定事業参加者は、政
令で定めるところにより、権利交換計画又は
管埋処分計画の定めるところに従い取得する
こととなる施設建築物の一部等又は建築施設
の部分の価額に相当する額の負担金を地方公
共団体に納付しなければならない。

4 特定事業参加者は、前項の負担金の納付に
ついて、相殺をもつて地方公共団体に対抗す
ることとができない。

(負担金の滞納処分)

第五十六条の三 地方公共団体は、特定事業參
加者が前条第一項の負担金を滞納したとき
は、督促状によつて納付すべき期限を指定し
て督促することができる。

2 前項の督促をするときは、政令で定めると
ころにより、年十四・五パーセントの割合を
乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収す
ることができる。

3 第一項の督促を受けた特定事業参加者がそ
の督促状において指定した期限までにその納
付すべき金額を納付しないときは、地方公共
団体は、国税滞納処分の例により、同項の負
担金及び前項の延滞金を徴収することができる。
この場合における負担金及び延滞金の先
取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐもの
とする。

第五十三条第二項中「同条第一項及び第三項」
を「同条第一項中「又は」とあるのは「若しくは」
と、「有する者」とあるのは「有する者又は第五
十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同
項及び同条第三項に改める。

第五十六条の次に次の二条を加える。

(特定事業参加者の負担金)

4 延滞金は、負担金に先立つものとする。
5 第四十二条の規定は、地方公共団体が第一項の負担金及び第二項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第五十六条の三第一項」と読み替えるものとする。

第五十八条第三項中「第五十二条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、「同項」を「第十六条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、同条第二項中「有する者」とあるのは「有する者又は第五十二条第五号の特定事業参加者」と、第十九条第一項に改め、「建設大臣」との下に「第五十二条第二項第五号中「第五十六条の二第一項」とあるのは「第五十六条の二第一項」とを加え、同条の次に次の一条を加える。

(特定事業参加者の負担金等)
第五十八条の二 公團等が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利交換計画又は管理処分計画の定めるところに從い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を公團等に納付しなければならない。

2 第五十六条の二第二項及び第五十六条の三の規定は、前項の規定により特定事業参加者が負担金を公團等に納付する場合について準用する。この場合において、同条第一項中

「前条第一項」とあるのは「第五十八条の二第二項」と、同条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第二項」と、同項中「前項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第二項」と、同条第五項中「第一項の」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の二第一項」と、「第二項の」とあるのは「同条第二項の」と、「同条第二項」とあるのは「第四十二条第二項」と、「第五十六条の三第一項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第二項」と読み替えるものとする。

三 第五十二条第二項第五号、第三項及び第四項、第五十六条の二第一項、第五十八条の二第二項の規定は、同表第七十三条第一項第十三号の項を削り、同表第七十三条第一項第十四号の項中「第七十三条第一項第十四号」を「第七十三条第一項第十五号」に改め、同表第七十三条第一項第十七号の項中「第七十三条第一項第十七号」を「第七十三条第一項第十八号」に改める。

第一百十一条の表中

四号	第七十三条第一項第二号、第四号及び第六号
四条	第七十三条第一項第一項、第八十九条及び第一百一十一条の表中

第四十四条	第七十三条第一項第一項第十三号	施設建築物の一部等	施設建築敷地若しくは施設建築敷地又は施設建築物に関する権利
第四十四条	第七十三条第一項第一項第十三号	地上権の目的	借地権
第四十四条	第七十三条第一項第一項第十三号	施設建築物の一部等	施設建築敷地若しくは施設建築敷地又は施設建築物に関する権利
第四十四条	第七十三条第一項第一項第十三号	建築	施設建築敷地若しくは施設建築敷地又は施設建築物に関する権利

第四十四条	第八十八条第一項の規定
地上権の目的	借地権

を「第七十三条第一項第十五号」に改め、同表第七十三条第一項第十二号及び第四項ただし書、

第七十七条の見出し、同条第一項、第二項前段及び第四項、第七十九条第三項、第八十八条第三項、第一百一条第一項、第一百三条の見出し、第一百八条の見出し、同条第一項の項を削る。

第一百八条の七第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「第三号」の下に「及び前号」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 特定事業参加者が譲り受けることとなる建築施設の部分の明細並びにその特定事業参加者の氏名又は名称及び住所

第一百八条の七第二項中「同項第九号」を「同項第十号」に、同条第三項中「同項第九号」を「第一項第十号」に改める。

第一百八条の八中「おいては、譲受け希望の申出をした者」の下に「及び特定事業参加者」を加える。

第一百八条の九中「同項第九号」を「同項第十号」に改める。

第一百八条の十一第一項中「(以下)を「特定事業参加者を除く。以下」に改める。

第一百八条の十七中「いう。」の下に「並びに特定事業参加者」を加える。

第一百八条の十八中「譲受け予定者」の下に「並びに特定事業参加者」を加える。

第一百八条の二十三第一項中「部分の価額」の下に「(建築施設の部分を取得した者が特定事業参加者である場合にあつては、その取得した建築施設の部分の価額)」を加え、同条第三項中の七第一項第十号」を「第一百八条の七第一項第九号」を「第一百八条の七第一項第十号」に改める。

第一百八条の二十四の二第一項中「譲受け予定者」の下に「及び特定事業参加者」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第一百八条の二十五の二第一項中「除く。」の下に「並びに特定事業参加者」を加え、同条第三項の表を次のように改める。

第一百八条の七第一項第十一号	その他	建築施設の部分	建築施設の部分
前各号に掲げるもののほか 管理処分の内容その他の	施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利	施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利	施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利の価額

第一百八条の二十一第二項	第一百八条の十八	第一百八条の二十五の二第二項
建築施設の部分を 建築施設の部分の 価額()	建築施設の部分の 建築施設の部分の 価額()	建築施設の部分を 建築施設の部分の 価額()
施設建築敷地又は施設建 築物に関する権利を 施設建築敷地若しくは施 設建築物に関する権利の 価額()	施設建築敷地又は施設建 築物に関する権利を 施設建築敷地若しくは施 設建築物に関する権利の 価額()	施設建築敷地又は施設建 築物に関する権利を 施設建築敷地若しくは施 設建築物に関する権利の 価額()

第一百八条の二十八第一項中「譲受け予定者」の下に「若しくは特定事業参加者」を加える。

第一百四十四条の次に次の一条を加える。

第一百四十四条の一 第百一十九条の六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、「二十万円以下の罰金に処する。

第一百四十五条中、第一百四十二条の二又は前条を「又は第一百四十三条の二から前条まで」に改める。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の次に第一章を加える。

第七章 再開発事業の計画の認定

(再開発事業の計画の認定)

第一百一十九条の一 建築物及び建築敷地の整備

並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業であつて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するもの(市街地再開発事業を除く。以下この章において「再開発事業」という。)を実施しようとする者は、建設省令で定めるところにより、再開発事業に関する計画(以下この章において「再開発事業計画」という。)を作

成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 前項の認定(以下この章において「再開発事業計画の認定」という。)を申請しようとする者は、あらかじめ再開発事業計画に關係がある公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該再開発事業計画の実施により設置される公

共施設を管理することとなる者その他の政令で定める者と協議しなければならない。

3 再開発事業計画の認定を申請しようとする者は、その者以外に再開発事業を実施しようとする土地の区域内の宅地又は建築物について権利を有する者があるときは、当該再開発事業計画についてこれらの者の同意を得なければならぬ。ただし、その権利をもつて再開発事業計画の認定を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

4 前項の場合において、宅地又は建築物について権利を有する者のうち、宅地について所有権又は借地権を有する者及び権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を

有する者以外の者を確知することができないときは、確知することができない理由を記載した書面を添えて、再開発事業計画の認定を申請することができる。

5 再開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 再開発事業を実施する土地の区域(以下この章において「再開発事業区域」という。)

二 再開発事業区域内にある建築物の建築面積、延べ面積、構造方法、主たる用途、建築

築時期及び敷地面積

三 建築する建築物の建築面積、階数、延べ

面積、構造方法、建築設備、用途及び敷地面積

四 整備する公共施設の種類、配直及び規模

五 再開発事業の実施期間

六 再開発事業の資金計画

七 その他建設省令で定める事項

(再開発事業計画の認定基準)

第一百二十九条の三 都道府県知事は、再開発事業計画の認定をすることが、当該申請に係る再開発事業計画が次に掲げる条件に該当すると認めると、再開発事業計画の認定をできる。

一 再開発事業区域が第一条の三第一項第一号又は第二項の地区内にあり、次に掲げる条件に該当する」と。

イ 当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該再開発事業区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計のおむね二分の一以下であること又は当該おむね二分の一以下であること

再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該再開発事業区域内のすべての宅地の面積の合計のおむね二分の一以下であること。

(1) 政令で定める耐用年限の三分の一を経過しているもの

(2) 災害その他の理由により(1)に掲げるものと同程度の機能低下を生じているもの

(3) 延べ面積(同一敷地内に二以上上の建

築物がある場合においては、その延べ面積の合計。(以下この号及び次号ハにおいて同じ。)の敷地面積に対する割合

が、当該再開発事業区域に係る都市計

画法第八条第一項第一号に規定する用

途地域に関する都市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(当該再開発事業区域の全

対する割合(当該再開発事業区域の全部又は一部について定められた同号に規定する用途地域に関する都市計画以

外の都市計画において建築物の延べ面

積の敷地面積に対する割合の最高限度

が定められている場合にあつては、当

該最高限度の割合(次号ハにおいて「基準割合」という。)の三分の一未満であるもの

条件に該当する」と。

イ 当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該再開発事業区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計のおむね二分の一以下であること又は当該おむね二分の一以下であること

り、当該再開発事業区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。

二 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する計画が、第一条の三第一項第二号又は第二項の地区の整備又は開発の計画の概要に即したものであり、かつ、次に掲げる条件に該当すること。

(イ) 建築する建築物の階層を除く階数が三以上の耐火建築物であること。

(ロ) 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

ハ 建築する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(基準割合以上である)が、建設省令で定める割合以上である」と。

二 建築する建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、建築基準法第五十三条の規定により建築面積の敷地面積に対する割合の限度が定められている場合においては、当該限度から建設省令で定める数値を減じた数値以下、同条の規定により

建築面積の敷地面積に対する割合の限度が定められていない場合にあつては建設省令で定める数値以下であること。

ホ 道路、公園その他の公共施設が、当該再開発事業区域の良好な都市環境を形成するよう必要な位置に適切な規模で配置されていること。

3 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第一百二十九条の六 都道府県知事は、認定事業者に対し、認定再開発事業計画(前条第一項

再開発事業区域の良好的な都市環境を形成するよう必要な位置に適切な規模で配置

されるていること。

三 再開発事業計画の内容が再開発事業区域について定められた都市計画に適合していること。

四 再開発事業計画の内容が当該都市の機能の更新に貢献するものであること。

(地位の承継)

第一百二十九条の七 認定事業者の一般承継又は認定事業者から認定再開発事業計画に係る

五 再開発事業の実施期間が当該再開発事業を確実に遂行するため適切なものである」と。

六 再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(再開発事業計画の認定通知)

第一百二十九条の四 都道府県知事は、再開発事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

四 再開発事業計画の認定通知

五百一十九条の五 再開発事業計画の認定を受けた者(以下この章において「認定事業者」という。)は、当該再開発事業計画の認定を受けた再開発事業計画(以下この章において「認定事業計画」という。)の変更、建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

五百一十九条の六 都道府県知事は、認定事業者に対し、認定再開発事業計画(前条第一項

再開発事業区域の良好的な都市環境を形成するよう必要な位置に適切な規模で配置

されるていること。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

五百一十九条の六 都道府県知事は、認定事業者に対し、認定再開発事業計画(前条第一項

再開発事業区域の良好的な都市環境を形成するよう必要な位置に適切な規模で配置

されるていること。

三 再開発事業計画の内容が再開発事業区域について定められた都市計画に適合していること。

四 再開発事業計画の内容が当該都市の機能の更新に貢献するものであること。

(地位の承継)

五百一十九条の七 認定事業者の一般承継又は認定事業者から認定再開発事業計画に係る

再開発事業区域内の土地の所有権その他当該認定再開発事業計画に係る再開発事業の実施に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していいた再開発事業計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第一百一十九条の八 都道府県知事は、認定事業者が認定再開発事業計画に従つて再開発事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(再開発事業計画の認定の取消し)

第一百一十九条の九 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、再開発事業計画の認定を取り消すことができる。

2 第一百一十九条の四の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

8 平成十三年三月三十一日までの間ににおける第一条第一項の規定による貸付金のうち同項第一号の土地(その整備がその周辺の市街地の再開発の促進に資する道路で政令で定めるもの(東京都の特別区の存する区域又は指定都市の区域内にあるものに限る。)の区域内の土地に限る。)に係る貸付金についての第二条

第三項の規定の適用については、同項中「十一年(同条第一項第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同項第二号若しくは第三号の土地に係る貸付金又は同条第二項若しくは第四項の規定による貸付金にあつては四年)」とあるのは、「十二年(六年)とする。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第一項の規定により貸し付けられている貸付金の償還期間については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第十項第一号中「第七十三

条第一項第十六号」を「第七十三条第一項第十七号」に改める。

参議院議長 斎藤 十郎殿

国土利用計画法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年五月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

国土利用計画法の一部を改正する法律案
国土利用計画法の一部を改正する法律案
国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「第十七条の六」を「第二十七条の十」に改める。

第一項第一号中「移転」の下に「又は設定

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十年五月二十一日

国土・環境委員長 関根 則之

参議院議長 斎藤 十郎殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、最近の地価動向等を踏まえ、土地取引規制を合理化し、土地取引の円滑化に資するため、全国にわたる大規模な土地取引についての事前の届出に関する措置に代えて、土地取引後の届出に関する措置を設けるとともに、地価が相当程度上昇している区域に限り大規模な土地取引について届出を事前にする措置を設ける等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一 土地売買等の契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土地売買等の契約を締結した年月日

三 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

四 土地売買等の契約に係る土地に関する権利の種別及び内容

五 土地売買等の契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的

六 土地売買等の契約に係る土地の土地に関する権利の移転又は設定の対価の額(対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額)

七 前各号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

第一項第一号中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同項第一号中「締結する」を「締結した」に、「土地売買等の契約の当事者の一方又は双方」を「権利取得者」に、「設定をする」を「設定を受ける」に改め、同項第二号中「規制区域」の下に「第二十七条の三第一項の規定により指定された監視区域又は第二十七条の六第一項の規定により指定された監視区域」を加え、「土地売買等の契約を締結する」を、「土地売買等の契約を締結した」に改め、同條中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十四条の見出しが「(土地の利用目的に関する勧告)」に改め、同条第一項中「その届出に係る事項が次の各号の一に該当しを」を「その届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的に従つた土地利用が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画(總理府令で定めるところにより、公表されているものに限る。)に適合せず、」に、「当該土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他その届出に係る事項について必要な措置を講すべきこと」を「その届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべきこと」に改め、同項各号を削り、同条第一項中「六週間」を「三週間」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査を行つた必要があるときその他の前項の期間内にその届出をした者に対し第一項の規定による勧告をすることができない合理的な理由があるときは、三週間の範囲内において、前項の期間を延長することができる。この場合においては、その届出をした者に対し、同項の期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。

第二十七条中「当該土地売買等の契約の締結が中止された」を「当該土地の利用目的が変更された」に改める。

第五章中第二十七条の六を第二十七条の十とす
「第二十七条の五中「第二十七条の二第三項」を「第二十七条の六第三項」に、「第二十二条第一項」を「第二十七条の七第一項において準用する第二

十九条の四第一項」に、「同条第二項第三号」を「同条第二項第一号」に改め、同条を第二十七条の九第一項各号列記以外の部分中「監視区域に所在する土地について第二十三条第一項」を「前条第一項において準用する第二十七条の四第一項」に、「各号の一」を「各号のいわゆる」に改め、「第二十四条第一項の規定にかかるわざ」を削り、「同条第一号中「第二十四条第一項各号の一」を「第二十七条の五第一項各号のいわゆる」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 第二十五条から第二十七条までの規定並びに第二十七条の五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。この場合において、第二十七条中「当該土地の利用目的が変更された」とあるのは「当該土地売買等の契約の締結が中止された」と、第二十七条の五第一項及び第三項中「前条第一項」とあるのは「第二十七条の五第一項及び第三項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条第四項中「第二十七条の二第三項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条を第二十七条の七第一項第一号」に改め、同条を第二十七条の七第一項第一号」に改め、同条を第二十七条の六とする。

第二十七条の二第三項中「監視区域」の下に「の指定」を加え、「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改め、同条第四項中「第二十七条の二第三項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条を第二十七条の六とする。

第二十七条の二第三項中「監視区域」の下に「の指定」を加え、「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改め、同条第四項中「第二十七条の二第三項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条を第二十七条の六とする。

2 都道府県知事は、注視区域を指定しようとする場合には、あらかじめ、土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。

3 第十二条第二項から第五項まで及び第十項から第十一項までの規定は、注視区域の指定について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第二十七条の二第一項」と、「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と読み替えるものとする。

4 第二項及び第十二条第五項の規定は、前項において準用する同条第十二項の規定による注視区域の指定の解除及びその公告について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第二十七条の三第三項において準用する第十二条第十二項」と、「指定された区域及び期間その他總理府令で定める事項」とあり、「当該事項」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。

5 第三項において準用する第十二条第十二項及び前項の規定は、注視区域の減少及びその公告について準用する。

第二十七条の四の規定は、監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「同号イからハまでに規定する面積未満」とあるのは「同号イからハまでに規定する面積に満たない範囲内で都道府県

つて適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域(第十二条第一項の規定により規制区域として指定された区域又は第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定された場合においては、当該内閣総理大臣が定める基準に該当し、これによ

注視区域の指定が解除され、又は当該一部の区域について注視区域に係る区域の減少があつたものとする。この場合においては、第二十二条第三項(第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告をもつて注視区域の指定の解除又は区域の減少の公告があつたものとみなす。

(注視区域における土地に関する権利の移転等の届出)

第二十七条の四 注視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合は、当事者は、第十五条第一項各号に掲げる事項を、総理府令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

その届出に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額の変更(その額を減額する場合を除く。)をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 第二十三条第一項第一号イからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が同号イからハまでに規定する面積未満の土地について土地売買等の契約を締結する場合(土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が当該土地を含む一団の土地で同号イからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が同号イからハまでに規定する面積以上のものについて土地に関する権利の移転又は設定をするこ

となる場合を除く。)

二 前号に定めるもののほか、民事調停法による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国等である場合その他政令で定める場合

三 第二項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して六週間を経過する日ま

での間、その届出に係る土地売買等の契約を締結してはならない。ただし、次条第一項の規定

による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けた場合は、この限りでない。

4 第十五条第二項の規定は、第一項の規定による届出のあった場合について準用する。

(注視区域における土地売買等の契約に関する勧告等)

第二十七条の五 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号のいずれかに該当し当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地利用審査会の意見を聽いて、その届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他その届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告は、前条第一項の規定による届出があつた日から起算して六週間以内にしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を前条第一項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

4 第十五条から第二十七条までの規定は、第一項の規定による勧告について準用する。この場合において、同条中「当該土地の利用目的が変更された」とあるのは、「当該土地売買等の契約の締結が中止された」と読み替えるものとする。

一 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、近傍類地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定し

た土地に関する権利の相当な価額(その届出に係る土地が地価公示法第一項に規定する都市計画区域に所在し、かつ、同法第六

条の規定による公示価格を取引の指標とするべきものである場合において、その届出に係る

土地に関する権利の移転又は設定をすること

土地に関する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を標準として算定した所有権の価額)に照らし、著しく適正を欠くこと。

二 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定における土地の利用目的が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合しないこと。

三 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後ににおける土地の利用目的が、道路、水道その他の公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、又は周辺の自然環境の保全上、明らかに不適当なものであること。

4 第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)を加える。

第五条第一項を「第二十四条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改め、同号を同条第一号として、同号

二十七一条の五第一項第一号」に改める。

第四十七条第一号を削り、同条第一号中「第二十九条第一項」を「第二十三条规定第一項」又は「第二十九条第一項」に改め、同号を同条第一号として、同号

二十七一条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしないで土地売買等の契約を締結した者

の次に次の一号を加える。

二 第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしないで土地売買等の契約を締結した者

の次に次の一号を加える。

三 第二十三条第一項中「第二十二条第一項」の下に「、第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十八条中「第二十三条第三項」を「第二十七条第三項中「第二十二条第一項」の下に「、第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

第四十九条第一号中「第二十七条の四第一項」を「第二十七条の五第四項、第二十七条の八第二項」に改める。

二十九条第一項中「第二十三条第一項」の下に「若しくは第二十七条の四第一項第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。」を加え、

二十九条第一項第一項に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

官 報 (号 外)

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

改正後の国土利用計画法(以下「新法」という。)第二十七条の三第一項に規定する内閣総理大臣が定める基準は、この法律の施行前においても定めることができる。

新法第一一七条の三第一項の規定による注視。区域の指定については、都道府県知事及び地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長は、この法律の施行前においても土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴くことができる。

第二一条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の国土利用計画法(以下「旧法」という。)の規定によりされた監視区域の指定並びにその指定、指定の解除及び区域の減少のために行われた手続その他の行為は、それぞれ新法の相当規定によりされたものとみなす。

定による届出に係る土地売買等の契約について
は、なお従前の例による。

3
施行日前にした行為及び前項の規定によりな
お従前の例によることとされる場合におけるこ
の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例による。
(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)
第三条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和
四十七年法律第六十六号)の一部を次のように
改正する。

第四条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二十七条の四第一項又は第二十七条の七第一項」に、「同項」を「第二十七条の四第一項(第二十七条の四第一項又は第二十七条の七第一項)」に改め、

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

の四第一項」を、「第二十七条の五第一項若しくは第二十七条の八第一項」に改める。

審查報告書

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年五月二十一日

農林水產委員長 松谷蒼一郎
參議院議長 斎藤十朗殿

卷之三

要領書

委員会の決定の理由

たな国際条約の締結に

いて、育成者権その他登録品種に関する権利を

設定することにより、対象

支那の植物

行うため、現行種苗法

費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

卷之三

種苗法案

た。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十年五月八日

參議院議長 斎藤 十朗殿

110

種苗法案

種苗法

種苗法(昭和二十一年法律第百十五号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 品種登録制度

第一節 品種登録及び品種登録出願(第三条第一項)

第二節 出願公表(第十三条・第十四条)

第三節 審査(第十五条・第十八条)

第四節 育成者権(第十九条・第三十二条)

第五節 権利侵害(第三十三条・第三十七条)

第六節 品種登録の維持及び取消し(第三十一条)

八条(第四十二条)

第七節 雜則(第四十三条・第四十八条)

第三章 指定種苗(第四十九条・第五十五条)

第四章 罰則(第五十六条・第六十一条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、新品种の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「農林水産植物」とは、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物をいい、「植物体」とは、農林水産植物の個体をいう。

6 農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聽いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、第二項の重要な形質を定め、これを公示するものとする。

2 この法律において「品種」とは、重要な形質に係る特性(以下単に「特性」という。)の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができます、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができることができる一の植物体の集合をいう。

3 この法律において「種苗」とは、植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。

4 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれららの行為をする目的をもって保管する行為

二 その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは譲渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸入し、又はこれららの行為をする目的をもって保管する行為

三 繰り返し繁殖させた後においても特性が前号に掲げる行為について権利行使する通常な機会がなかった場合に限る。)

5 この法律において「指定種苗」とは、種苗(林業の用に供される樹木の種苗を除く。)のうち、種子、胞子、茎、根、苗、苗木、穂木、台木、種菌その他政令で定めるもので品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして農林水産大臣が指定するものをいい、「種苗業者」とは、指定種苗の販売業とする者をいう。

6 農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聽いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、第二項の重要な形質を定め、これを公示するものとする。

第二章 品種登録制度

第一節 品種登録及び品種登録出願(品種登録の要件)

第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成(人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定する)をいた。以下同じ。)をした者は又はその承継人(以下「育成者」という。)は、その品種についての登録(以下「品種登録」という。)を受けることができる。

一 品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。

二 同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。

三 繰り返し繁殖させた後においても特性が前号に掲げる行為について権利行使する通常な機会がなかった場合に限る。)

四 品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

二 出願品種の属する農林水産植物の種類は居所

三 出願品種の名称

第五条 品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

二 出願品種の育成をした者の氏名及び住所又は居所

三 出願品種の名称

四 出願品種の属する農林水産植物の種類は居所

五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

六 前項の願書には、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した説明書及び出願品種の植物体の写真を添付しなければならない。

7 育成者が二人以上あるときは、これらの者が共同して品種登録出願をしなければならない。

官報(号外)

(出願料)

第六条 出願者は、一件につき四万七千二百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、出願者が国であるときは、適用しない。

3 第一項の出願料は、国と國以外の者が共同して品種登録出願をする場合であつて、品種登録により発生することとなる育成者権について持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項の農林水産省令で定める出願料の額に國以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した出願料の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(出願者の名義の変更)

第七条 出願者の名義は、変更することができ

る。
2 出願者の名義の変更は、相続その他的一般承継の場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

3 出願者について相続その他的一般承継による名義の変更があったときは、その一般承継人は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

(職務育成品種)

第八条 従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員(以下「従業者

等」という。)が育成をした品種については、そ

の育成がその性質上使用者、法人又は國若しくは地方公共団体(以下「使用者等」という。)の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至った行為が従業者等の職務に属する品種(以下「職務育成品種」という。)である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

2 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について、使用者等が品種登録出願をしたとき、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用等が受けた場合においては、使用者等が品種登録を受けた場合において使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定したときは、又は従業者等が品種登録を受けた場合において使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等に対し、その職務育成品種により使用者等が受けるべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することができる。

3 使用者等又はその一般承継人は、従業者等又はその承継人が職務育成品種について品種登録を受けたときは、その育成者権について通常利用権を有する。

(先願)

第九条 同一の品種又は特性により明確に区別されない品種について二以上の品種登録出願が

あつたときは、最先の出願者に限り、品種登録を受けることができる。

2 品種登録出願が取り下げられ、又は却下されたときは、その品種登録出願は、前項の規定の適用については、初めからなったものとみなす。

3 育成者でない者がした品種登録出願は、第一項の規定の適用については、品種登録出願でないものとみなす。

(外国人の権利の享有)

第十条 日本国に住所及び居所(法人にあっては、営業所)を有しない外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、育成者権その他の育成者権に関する権利を享有することができる。

一 その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月一十三日及び千九百九十二年三月十九日にジユネーヴで改正された千九百六十一

年十一月一日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国(以下「締約国」という。)又は同条約を締結している政府間機関(以下「政府間機関」という。)の構成国(以下「締約国等」と総称する。)である場合

二 その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月一十三日にジユネーヴで改正された千九百六十一年十一月一日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国(以下「締約国」とい

う。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合(前号に掲げる場合を除く。)

三 その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件下によう保護を認める国(その国の国民に対し日本国民が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に對し当該保護を認める国を含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合(前二号に掲げる場合を除く。)

(優先権)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令で定めるところにより、優先権を主張することができる。

一 締約国、政府間機関又は同盟国に対する品種登録出願に相当する出願(以下「締約国出願」と総称する。)をした者又はその承継人(日本国民、締約国等若しくは同盟国に属する者又は日本国民、締約国等若しくは同盟国に住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する者に限る。)締約国出願のうち最先の出願をした日(以下「締約国出願日」という。)の翌日から一年以内に当該締約国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

二 前条第三号に規定する国であつて日本国民に對し日本国と同一の条件により優先権の主張を認めるもの(締約国及び同盟国を除く。)

以下「特定国」という。)に対する品種登録出願に相当する出願(以下「特定国出願」という。)をした者又はその承継人(日本国民又は当該特定国に属する者に限る。)特定国出願のうち最先の出願(当該特定国に属する者にあっては、当該特定国出願)をした日(以下「特定

國出願日」という。)の翌日から一年以内に当該特定国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

2 出願者が前項の規定により優先権を主張した場合には、締約國出願日又は特定國出願日から品種登録出願をした日までの間にされた当該出願品種と同一の品種又は特性により明確に区別されない品種についての品種登録出願、公表、譲渡その他の行為は、当該品種登録出願についての品種登録を妨げる事由とはならない。

(品種登録出願の補正)

第十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、品種登録出願の補正をすべきことを命ずることができる。

一 品種登録出願がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

二 出願者が第六条第一項の規定により納付すべき出願料を納付しないとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により品種登録出願の補正をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その品種登録出願を却下することができる。

第二節 出願公表

(出願公表)

第十三条 農林水産大臣は、品種登録出願を受理

したとき(前条第一項の規定により品種登録出願の補正をすべきことを命じた場合にあっては、その補正が行われたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示して、その品種登録出願について出願公表をしなければならない。

一 品種登録出願の番号及び年月日

二 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所

三 出願品種の属する農林水産植物の種類

四 出願品種の名称

五 出願公表の年月日

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 農林水産大臣は、出願公表があつた後に、品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は品種登録出願が拒絶されたときは、その旨を公示しなければならない。

(出願公表の効果等)

第十四条 出願者は、出願公表があつた後に出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をし

たときは、その警告後品種登録前にその出願品種、当該出願品種と特性により明確に区別され

ない品種又は当該出願品種が品種登録された場

合に第二十条第二項各号に該当することとなる

品種を業として利用した者に対し、その出願品種が品種登録を受けた場合にその利用に対し受

けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払

を請求することができる。当該警告をしない場

合においても、出願公表に係る出願品種(当該

の規定により指定した期間内にその補正をしな

いときは、その品種登録出願を却下することができ。

(出願公表)

第十五条 農林水産大臣は、出願者に対し、出願

品種の審査のために必要な出願品種の植物体の

全部又は一部その他の資料の提出を命ずること

ができる。

(出願品種の審査)

第十六条 農林水産大臣は、出願品種の名称が第

四条第一項各号のいずれかに該当するときは、

出願者に対し、相当の期間を指定して、出願品種の名称を同項各号のいずれにも該当しない名

称に変更すべきことを命ずることができる。

(名称の変更命令)

第十七条 農林水産大臣は、品種登録出願が第

四条第一項各号のいずれかに該当するときは、

各号のいずれかに該当するときは、その品種登

録出願について、文書により拒絶しなければな

らない。

(品種登録出願の拒絶)

第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願が第

二項、第五条第三項、第九条第一項又は第十

一条の規定により、品種登録をすることができ

ないものであるとき。

一 その出願品種が、第三条第一項、第四条第

十五条第一項の規定による命令に従わず、同

条第二項の規定による現地調査を拒み、又は

前条第一項の規定による命令に従わないとき。

しては、同様とする。

たっては、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による請求権は、品種登録があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、育成者権の行使を妨げない。

4 出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十一条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づく異議申立てが理由があるとしてこれを取り消す決定が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、第一項の規定による請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 第三十六条及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十九条及び第七百二十四条の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が品種登録前に当該品種登録出願に係る出願品種の利用の事実及びその利用をした者を知ったときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「品種登録ノ日」と読み替えるものとする。

2 農林水産大臣は、出願公表があつた後に、前項の規定により名称が変更されたときは、その旨を公示しなければならない。

3 農林水産大臣は、出願品種の名称が第

四条第一項各号のいずれかに該当するときは、

出願者に対し、相当の期間を指定して、出願品種の名称を同項各号のいずれにも該当しない名

称に変更すべきことを命ずることができる。

(名称の変更命令)

2 農林水産大臣は、品種登録出願が第

二項、第五条第三項、第九条第一項又は第十

一条の規定により、品種登録をすることができ

ないものであるとき。

一 その出願品種が、第三条第一項、第四条第

十五条第一項の規定による命令に従わず、同

条第二項の規定による現地調査を拒み、又は

前条第一項の規定による命令に従わないとき。

官報(号外)

2 農林水産大臣は、前項の規定により品種登録出願について拒絶しようとするときは、その出願者に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えないければならない。

(品種登録)

第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願につき前条第一項の規定により拒絶する場合を除き、品種登録をしなければならない。

品種登録は、品種登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 1 品種登録の番号及び年月日
- 2 品種の属する農林水産植物の種類
- 3 品種の名前

四 品種の特性

五 育成者権の存続期間

六 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

七 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、当該品種登録を受けた者に対する旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

(育成者権の発生及び存続期間)

第十九条 育成者権は、品種登録により発生する。

2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から二十年第四条第二項に規定する品種にあっては、二十五年)とする。

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第一十二条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

2 新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用

2 登録品種登録品種と特性により明確に区別されない品種を含む。以下この項において同じ。の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする。

2 一 变異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換えその他他の農林水産省令で定める方法により、登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成され、かつ、特性により当該登録品種と明確に区別できる品種

2 二 その品種の繁殖のため常に登録品種の植物体を交雑させる必要がある品種

2 3 登録品種が、前項第一号の農林水産省令で定める方法により、当該登録品種以外の品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された品種である場合における同項及び次条第二項の規定の適用については、前項中「次に」とあるのは「第一号」と、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは「前条第一項第一号」とする。

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第一十三条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

2 第二十一条 育成者権者は、品種登録を受けている品種(以下「登録品種」という。)及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

2 2 登録品種登録品種に係る次に掲げる品種を含む。以下この項において同じ。の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする。

2 三 前号の特許権の消滅後において、同号の特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

2 4 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗又は収穫物が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗又は収穫物の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

2 5 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

2 6 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗又は収穫物が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗又は収穫物の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

2 7 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

2 8 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗又は収穫物が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗又は収穫物の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

2 9 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

2 10 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗又は収穫物が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗又は収穫物の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

2 11 育成者権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

2 育成者権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその登録品種等を利用することができる。

3 育成者権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その育成者権について専用利用権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができない。

（法人が解散した場合等における育成者権の消滅）

第二十四条 育成者権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 育成者権者である法人が解散した場合において、その育成者権が民法第七十二条第三項その他これに準する法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 育成者権者である個人が死亡した場合において、その育成者権が民法第九百五十九条の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

（専用利用権）

第二十五条 育成者権者は、その育成者権について専用利用権を設定することができる。

2 専用利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録品種等を利用する権利を專有する。

3 専用利用権は、品種の利用の事業とともにす る場合、育成者権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転するこ ができる。

4 専用利用権者は、育成者権者の承諾を得た場 合に限り、その専用利用権について質権を設定

し、又は他人に通常利用権を許諾することができない。

5 第二十三条の規定は、専用利用権に準用す る。

（通常利用権）

第二十六条 育成者権者は、その育成者権につい て他人に通常利用権を許諾することができる。

2 通常利用権者は、この法律の規定により又は 設定行為で定めた範囲内において、業としてそ の登録品種等を利用する権利を有する。

（先育成による通常利用権）

第二十七条 登録品種の育成をした者よりも先に 当該登録品種と同一の品種又は特性により明確 に区別されない品種の育成をした者は、その登 錄品種に係る育成者権について通常利用権を有 する。

（裁定）

第二十八条 登録品種等の利用が継続して二年以 上日本国内において適当にされていないとき、又は登録品種等の利用が公共の利益のため特に 必要であるときは、当該登録品種等につき業と して利用しようとする者は、当該登録品種の育 成者権者又は専用利用権者に対し通常利用権の 許諾につき協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議することと ができるときは、同項に規定する者は、農林 水産大臣の裁定を申請することができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による申請が あつたときは、その旨を当該申請に係る育成者 権者又は専用利用権者その他その登録品種に関 して通知し、相当の期間を指定して、意見を述べ

る機会を与えるなければならない。

4 農林水産大臣は、登録品種等につき利用がさ れることが公共の利益のため特に必要である場 合を除き、当該登録品種等につき利用が適当に されていないことについて正当な理由がある場 合は、通常利用権を設定すべき旨の裁定をして はならない。

5 農林水産大臣は、第一項の裁定をしようとす るときは、農業資材審議会の意見を聽かなければ ばならない。

6 通常利用権を設定すべき旨の裁定において は、通常利用権を設定すべき範囲並びに対価及 びその支払の方法を定めなければならない。

7 農林水産大臣は、第二項の裁定をしたとき は、その旨を当事者及び当事者以外の者であつ てその登録品種に関し登録した権利を有するも のに通知しなければならない。

8 前項の規定により当事者に第六項に規定する 裁定の通知があつたときは、当該裁定で定める ところにより、当事者間に協議が成立したもの とみなす。

（通常利用権の移転等）

第二十九条 通常利用権は、前条第一項の裁定に よる通常利用権を除き、品種の利用の事業とと もにする場合、育成者権者（専用利用権につい ての通常利用権にあっては、育成者権者及び専 用利用権者。次項において同じ。）の承諾を得た

場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、 移転することができる。

2 通常利用権者は、前条第一項の裁定による通 常利用権を除き、育成者権者（専用利用権につい ての通常利用権にあっては、育成者権者及び専 用利用権者。次項において同じ。）の承諾を得た

場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、 移転することができる。

3 通常利用権者は、前条第一項の裁定による通 常利用権を除き、育成者権者（専用利用権につい ての通常利用権にあっては、育成者権者及び専 用利用権者。次項において同じ。）の承諾を得た

場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、 移転することができる。

（育成者権等の放棄）

第二十一条 育成者権者は、専用利用権者、質権 者又は第八条第三項、第二十五条第四項若しく は第二十六条第一項の規定による通常利用権者 があるときは、これらの者の承諾を得た場合に 限り、その育成者権を放棄することができる。

2 専用利用権者は、質権者又は第二十五条第四 項の規定による通常利用権者があるときは、こ れらの者の承諾を得た場合に限り、その専用利 用権を放棄することができる。

3 通常利用権者は、質権者があるときは、その 承諾を得た場合に限り、その通常利用権を放棄 することができる。

官報(号外)

(登録の効果)

第三十二条 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。

一 育成者権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、放棄による消滅又は処分の制限

二 専用利用権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は育成者権の消滅によるものを除く)又は処分の制限

三 育成者権又は専用利用権を目的とする質権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は育成者権は担保する債権の消滅によるものを除く)又は処分の制限

2 前項各号の相続その他の一般承継の場合は、運営なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 通常利用権は、その登録をしたときは、その育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権をその後に取得した者に対しても、その効力を生ずる。

4 第八条第三項又は第二十七条の規定による通常利用権は、登録しなくとも、前項の効力を有する。

5 通常利用権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第五節 権利侵害

(差止請求権)

第三十三条 育成者権者又は専用利用権者は、自己の育成者権又は専用利用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 育成者権者又は専用利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した種苗若しくは収穫物又は長害の行為に供したもの等の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

3 育成者権者又は専用利用権者が故意に侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

第三十四条 育成者権者又は専用利用権者が故意に過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

2 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

3 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

4 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

5 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

6 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

7 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

8 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

9 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

10 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

11 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

12 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

13 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

14 又は過失により育成者権又は専用利用権を侵害した者に対する損害賠償請求権(損害の額の推定等)

(過失の推定)

第三十五条 他人の育成者権又は専用利用権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。

2 前項の規定により算定した登録料の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てられる。

3 前項の規定による第一年分の登録料は、第十八条第三項の規定による公示があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てられる。

5 第一項の規定による第一年分の登録料は、第十八条第三項の規定による公示があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

6 第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

7 前項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

8 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

9 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

10 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

11 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

12 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

13 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

14 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

15 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

16 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

17 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

18 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

19 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

るときは、同項の規定にかかわらず、同項の農林水産省令で定める登録料の額に國以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。

20 前項の規定により算定した登録料の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てられる。

21 第一項の規定による第一年分の登録料は、第十八条第三項の規定による公示があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

22 第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

23 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

24 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

25 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

26 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

27 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

28 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

29 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

30 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

31 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

32 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

33 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

34 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

35 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

36 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

37 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

38 第一項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。

3 第十五条第三項の規定は、前項の現地調査又は栽培試験に準用する。

(登録品種の名称の変更)

第四十一条 農林水産大臣は、登録品種の名稱が

第四条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合であることが判明したときは、

育成者権者に対し、相当の期間を指定して、当該登録品種について同項各号のいすれにも該当しない名称を提出すべきことを命ずることがで

きる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により第四条第一項各号のいすれにも該当しない名称が提出されたときは、品種登録簿に記載して当該登録品種の名称をその提出された名称に変更しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により登録品種の名稱を変更したときは、その旨を、当該登録品種の育成者権者に通知するとともに、公示しなければならない。

(品種登録の取消し)

第四十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合に

は、品種登録を取り消さなければならない。

1 その品種登録が第三条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条第一項又は第十条の規定に違反してされたことが判明したとき。

2 品種登録がされた後において、登録品種が第二条第一項第一号又は第三号に掲げる要件を備えなくなつたことが判明したとき。

三 品種登録がされた後において、育成者権者が第十条の規定により育成者権を享有するものができない者になったとき。

四 第二十八条第五項に規定する期間内に第一年分の登録料が納付されないとき。

五 第二十八条第七項に規定する期間内に登録料及び割増登録料が納付されないとき。

六 第四十一条第一項の規定により資料の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わないとき。

七 前条第一項の規定により登録品種の名称の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わないとき。

2 前項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定による品種登録の取消しに係る聴聞は、当該品種登録に係る育成者権に係る専用利用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間をおいて通知した上で行わなければならぬ。

3 前項の聽聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により前項に規定する者が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

4 育成者権は、第一項の規定により品種登録が取り消されたときは、消滅する。ただし、次の各号に掲げる場合は、育成者権は、当該各号に定める時にさかのばって消滅したものとみなす。

1 その品種登録が第三条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条第一項又は第十条の規定に違反してされたことが判明したとき。

2 品種登録がされた後において、登録品種が第二条第一項第一号又は第三号に掲げる要件を備えなくなつたことが判明したとき。

3 第二条第一項第一号又は第四号に該当する場合

するに至った時

三 第二項第五号に該当する場合 第二十八条第六項に規定する期間が経過した時

5 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録の取消しをしたときは、その旨を、当該品種登録に係る育成者権者に通知するとともに、公示しなければならない。

6 第一项第四号又は第五号の規定による品種登録の取消しについては、行政手続法第三章(第二十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第七節 雜則
(在外者の裁判管轄)

第四十三条 日本国内に住所及び居所(法人にあっては、営業所)を有しない者の育成者権その他の育成者権に関する権利については、農林水産省の所在地をもつて民事訴訟法(平成八年法律第九号)第五条第四号の財産の所在地とみなす。

(品種登録についての異議申立ての特則)

第四十四条 品種登録についての異議申立てについては、行政不服審査法第四十五条の規定は適用せず、かつ、同法第四十八条の規定にかかるらず、同法第十四条第三項の規定は準用しない。

2 品種登録簿は、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

3 この法律に定めるもののほか、品種登録及び品種登録簿に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(証明等の請求)

第四十六条 何人も、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる。

1 品種登録出願及び登録品種に関する証明の請求

2 品種登録についての行政不服審査法に基づく異議申立ての審理は、当該品種登録に係る育成者権者又は専用利用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間をおいて通知した上で行わなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により通知を受けた者が当該異議申立てに参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

たときは、これを許可しなければならない。

(品種登録簿への登録等)

四十五條 次に掲げる事項は、農林水産省に備える品種登録簿に登録する。

一 育成者権の設定、移転、消滅又は処分の制限

二 専用利用権又は通常利用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 育成者権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 品種登録簿は、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

五 この法律に定めるもののほか、品種登録及び品種登録簿に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

六 品種登録簿の謄本若しくは抄本又は品種登録簿のうち磁気ディスクをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

七 品種登録簿又は第五条第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料(農林水産大臣が秘密を保持する必要があると認めるものを除く。)の閲覧又は複写の請求

(手数料)

第四十七条 前条の規定による請求をする者は、実費を勘案して農林水産省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が國であるときは、適用しない。

(条約の効力) 第四十八条 新品種の保護に関する條約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第三章 指定種苗

(種苗業者の届出)

第四十九条 種苗業者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、農林水産省令で定める種苗業者については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 取り扱う指定種苗の種類

三 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の事項中に変更を生じたときも、また同項と同様とする。

3 前二項の規定による届出は、新たに営業を開始した場合にあってはその開始後二週間以内に、第一項の事項中に変更を生じた場合にあってはその変更を生じた後二週間以内にこれをしなければならない。

(指定種苗についての表示) 第五十一条 指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したもの又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもってその指定種苗につき第一号から第四号まで及び

第六号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の者が販売する場合は、この限りでない。

一 表示をした種苗業者の氏名又は名称及び住所

二 種類及び品種(接木した苗木にあっては、種木及び台木の種類及び品種)

三 生産地 及び発芽率

四 種子については、採種の年月又は有効期限

五 数量

六 その他農林水産省令で定める事項

3 前二項に規定するもののほか、需要者が自然的経済的条件に適合した品種の種苗を選択する上又は利用上の特徴を識別するための表示が必須であると認められる指定種苗については、農林水産大臣は、その識別のため表示すべき事項その他の当該表示に関し種苗業者が遵守すべき基準を定めこれを公表するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定により定めた基準を遵守しない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、これらの者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

3 農林水産大臣は、前項の勧告に従わない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、その旨を公表することができる。

(指定種苗の集取) 第五十二条 農林水産大臣は、その職員に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 前項の場合において種苗業者の要求があつたときは、その職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。

一項各号に掲げる事項を表示し、若しくは当該事項の表示を変更すべき旨を命じ、又はその違反行為に係る指定種苗の販売を禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前条第四項の規定による勧告を受けた種苗業者がその勧告に従わなかったときは、当該種苗業者に対し、期限を定めて、同条第三項の基準を遵守すべきことを命ずることができる。

(指定種苗の生産等に関する基準) 第五十二条 農林水産大臣は、優良な品質の指定種苗の流通を確保するため特に必要があると認められるときは、当該指定種苗の生産、調整、保管又は包装について当該指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定により定めた基準を遵守しない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、これらの者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

3 農林水産大臣は、前項の勧告に従わない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収等) 第五十四条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、種苗業者に対し、その業務に係る必要な報告を命じ、又は帳簿その他の書類の提出を命ずることができる。

2 第五十五条 第五十条第四項、第五十一条、第五十二条第一項及び第三項、第五十三条並びに前条の規定による農林水産大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(権限の委任) 第五十五条 第五十条第四項、第五十一条、第五十二条第一項及び第三項、第五十三条並びに前条の規定による農林水産大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

2 第五十六条 第二条第四項第一号に掲げる行為を行ふ育成者権又は専用利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 農林水産大臣は、前項の規定により定めた基準を遵守しない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、これらの者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

3 農林水産大臣は、前項の勧告に従わない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、その旨を公表することができる。

(指定種苗の集取) 第五十七条 詐欺の行為により品種登録を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第五十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 第五十条第一項及び第二項の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした指定種苗を販売した者

2 第五十一条第一項又は第二項の規定による処分に違反して指定種苗を販売した者

2 第四十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 正当な理由がないのに第五十三条第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第五十四条の規定による報告若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十六条から第五十八条まで又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十一条 第二十二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十二年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十一月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(農業資材審議会の意見の聴取の特例)

第二条 改正後の種苗法(以下「新法」という。)第二条第六項に規定する重要な形質の指定については、農林水産大臣は、この法律の施行前においても農業資材審議会の意見を聴くことができる。

(旧法の規定による出願に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の種苗法(以下「旧法」という。)第七条第一項の規定による登録の出願がされている品種については、当該出願の日に新法第五条第一項の品種登録出願がされたものとみなす。この場合において、新法第四条第一項中「品種登録出願の日から一年

さかのぼった日前」とあるのは「品種登録出願の日前」と、新法第十三条第一項中「品種登録出願を受理したとき」とあるのは「この法律が施行されたとき」とあるのは「該当するとき又はその出願品種が種苗法(昭和二十一年法律第百十五号)第一条の二第一項に規定する農林水産植物の種類に属する品種でないとき」と読み替えるものとする。

2 農林水産大臣は、新法の適用上必要と認められる範囲内において、前項の規定により新法第十五条第一項の品種登録出願がされたものとみなす。

3 第一項の規定により育成者権が発生しているものとみなされた品種についてこの法律の施行の際現にされている旧法第十二条第一項の規定により新法第五一号の許諾は、新法第二十六条第一項の規定による通常利用権の許諾とみなす。

(品種の名称に関する経過措置)

第五条 附則第三条第一項の規定により新法第五条第一項の品種登録出願がされたものとみなされた品種のうち、商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第百十五号)の施行前に旧法第七条第一項の規定による登録の出願があつたものについては、新法第四条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第一号又は第四号」と、新法第十六条第一項中「第四条第一項各号のいずれか」とあるのは「第四条第一項第一号、第一号又は第四号」と、新法第四十一条第一項中「第四条第一項第一号から第四号までのいずれか」とあるのは「第四条第一項第一号又は第四号」と読み替えるものとする。

(旧法の規定による品種登録に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の規定による品種登録を受けている品種で同条第一項の有効期間が満了していないものについては、当該期間が満了するまでの間

は、その品種について新法第十九条第一項の規定による育成者権が発生しているものとみなす。

2 前条第一項の規定により育成者権が発生しているものとみなされた品種のうち、商標法の一部を改正する法律の施行前に旧法第七条第一項の規定による登録の出願があつたものについて

は、新法第四十一条第一項中「第四条第一項第一号から第四号までのいずれか」とあるのは「第四条第一項第一号又は第四号」と読み替えるものとする。

(登録料に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧法第十二条第一項の規定により納付された各年分の登録料

は、新法第三十八条第一項の規定により納付された当該各年分の登録料とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十二条の四第一項の規定による品種登録を受けた品種であつてこ

2 前項の規定により育成者権が発生しているものとみなされた品種についてこの法律の施行の際現に旧法第十二条第一項第七号に該当している使用者等又はその一般承継人については、新法第八条第三項の規定による通常利用権を有するものとみなす。

3 前二項の規定の適用を受ける品種の名称を表示する商標の当該品種の種苗についての使用については、商標法の一部を改正する法律による改正後の商標法(昭和三十四年法律第百一十七号)第三十七条の規定にかかるわらず、なお從前の例による。ただし、第一項の規定の適用を受ける品種について登録がされないことが確定したときは、この限りでない。

(施行前に育成された品種に関する経過措置)

第六条 新法第二十条第二項第一号に該当する品種であつて、この法律の施行前に育成されたものについては、同項の規定にかかるわらず、同項の育成者権は及ばないものとする。

2 前項の規定の適用を受ける新法第二十条第二項第一号に該当する品種については、新法第十四条第一項の規定にかかるわらず、その利用に対する補償金の支払を請求することができないものとする。

(農業を営んでいる者についての経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に登録品種等の種苗を用いて農業を営んでいる者で新法第二十二条第一項の政令で定めるものに該当するものについては、当該種苗を最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種等の種苗とみなして、同項の規定を適用する。

2 前条第一項の規定により育成者権が発生して

いるものとみなされた品種のうち、商標法の一

部を改正する法律の施行前に旧法第七条第一項の規定による登録の出願があつたものについて

は、新法第四十一条第一項中「第四条第一項第一号から第四号までのいずれか」とあるのは「第四条第一項第一号又は第四号」と読み替えるものとする。

(登録料に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧法第十二条の二第一項の規定により納付された各年分の登録料

は、新法第三十八条第一項の規定により納付された当該各年分の登録料とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十二条の四第一項の規定による品種登録を受けた品種であつてこ

外報号

の法律の施行の際旧法第十二条の十二第四項に規定する期間が経過していないものに係る第一年分の登録料については、新法第三十八条第一項の規定にかかるらず、なお從前の例による。

(指定種苗に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第一条の二第二項の規定により農林水産大臣の指定を受けている種苗は、新法第二条第五項の規定により農林水産大臣が指定した種苗とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第一条第一項及び第二項の規定による届出をした者(農産種苗法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第八十九号)附則第三条の規定により旧法第二条第一項及び第二項及び第二項の規定による届出をしたものとなされた者を含む。)は、新法第四十九条第一項及び第二項による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第三条第三項の規定により定められている基準は、新法第五十条第三項の規定により定められた基準とみなす。

4 この法律の施行前に旧法第三条第四項の規定によりされた勧告は、新法第五十条第四項の規定により定められた勧告とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により定められている基準は、新法第五十二条第一項の規定により定められた基準とみなす。

6 この法律の施行前に旧法第五条第二項の規定によりされた勧告は、新法第五十二条第二項の規定により定められた勧告とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(破産法の一部改正)

第十三条 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第百九十七条第二号中「回路配置利用権」の下に、「育成者権」を加える。

(相続税法の一部改正)

第十五条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条 第一条第八号中「若しくはその」を「育成者権若しくはこれら」に改める。

(商標法の一部改正)

第十七条 商標法(昭和三十四年法律第一百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条 第四条第一項第十四号中「種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)第十二条の四第一項」を「種苗法(平成十年法律第号)第十八条第一項」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十九条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条 第六条第二項中「種苗法(昭和二十一年法律第百十五号)」を「種苗法(平成十年法律第号)」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第二十一条 第十五条印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 別表第一第一号の課税物件の定義欄中「回路配装置利用権」の下に、「育成者権」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第二十三条 第十一条第一項中「回路配装置利用権」の下に、「育成者権」を加える。

別表第一第十四号の二の次に次の二号を加える。

る。

十四の三 育成者権の登録(育成者権の信託の登録を含む。)

(イ) 育成者権の登録	育成者権の件数
ロ その他の原因による移転の登録	一件につき三千円
ハ は保存の登録	一件につき九千円

(イ) 育成者権の登録	育成者権の件数
ロ 专用利用権又は通常利用権の設定又は育成者権を目的とする質権の設定又は育成者権の存続の登録	一件につき九千円
ハ は当該質権の処分の制限の登録	一千円

(イ) 育成者権の登録	育成者権の件数
ロ 专用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権の移転の登録	一件につき三千円
ハ は当該質権の移転の登録	一千円

(イ) 育成者権の登録	育成者権の件数
ロ その他の原因による移転の登録	一件につき三千円
ハ 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これら登録のうちから(四)までの登録に該当するものを除く)の登録	一件につき三千円

千分の四

。

(ア) 信託の登録	育成者権、専用利用権(以下「専用利用権の件数」といいう。)の件数	一件につき三千円
(イ) 登録	専用利用権又は通常利用権の件数	一件につき九千円
(ロ) その他の原因による移転の登録	育成者権の件数	一千円
(ハ) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これら登録のうちから(四)までの登録に該当するものを除く)の登録	育成者権の件数	一千円
(チ) 登録の抹消	育成者権等の件数	一千円

平成十年五月二十一日

文教・科学委員長 大島 延久
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、科学技術に関する国の試験研究について国と国以外の者との間の交流を一層促進するため、国以外の者が国と共同して行う試験研究に係る施設の用に供する土地の使用について所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

官 報 (号 外)

平成十年五月二十二日 参議院会議録第二十九号 投票者氏名

橋本 敦君	須藤美也子君	立木 洋君	益田 洋介君	松 あきら君
山下 芳生君	吉川 春子君	筆坂 秀世君	吉岡 吉典君	渡辺 孝男君
吉川 春子君	泉 信也君	阿曾田 清君	阿曾田 清君	大脇 雅子君
泉 信也君	高橋 令則君	扇 千景君	岡野 裕君	志苦 裕君
高橋 令則君	永野 茂門君	戸田 邦司君	岡部 三郎君	金本 邦茂君
永野 茂門君	平野 貞夫君	平井 卓志君	景山俊太郎君	久世 公堯君
平野 貞夫君	佐藤 道夫君	星野 明市君	金井 正幸君	国井 龟谷 博昭君
佐藤 道夫君	山田 俊昭君	西川きよし君	國井 正幸君	久世 公堯君
山田 俊昭君	水野 誠一君	奥村 展三君	小山 孝雄君	小山 孝雄君
水野 誠一君	菅川 健二君	岩瀬 良三君	佐々木 満君	佐々木 満君
菅川 健二君	石井 一二君	山崎 力君	斎藤 文夫君	斎藤 文夫君
石井 一二君	椎名 素夫君	岩瀬 良三君	清水嘉与子君	清水嘉与子君
椎名 素夫君	○名	山崎 力君	塙崎 恭久君	塙崎 恭久君
○名	日程第四 サービスの貿易に関する一般協定の第 五議定書の締結について承認を求めるの件(衆議 院送付)	日程第四 サービスの貿易に関する一般協定の第 五議定書の締結について承認を求めるの件(衆議 院送付)	反対者氏名	反対者氏名
賛成者氏名	一六八名	賛成者氏名	一六八名	賛成者氏名
阿部 正俊君	井上 孝君	阿部 正俊君	井上 吉夫君	阿部 正俊君
井上 孝君	井上 吉夫君	井上 孝君	井上 吉夫君	井上 孝君
井上 吉夫君	井上 吉夫君	井上 吉夫君	井上 吉夫君	井上 吉夫君
井上 吉夫君	鈴木 政二君	井上 吉夫君	鈴木 政二君	井上 吉夫君
鈴木 政二君	田沢 智治君	鈴木 政二君	田沢 智治君	鈴木 政二君
田沢 智治君	高木 正明君	田沢 智治君	高木 正明君	田沢 智治君
高木 正明君	関根 則之君	高木 正明君	関根 則之君	高木 正明君
関根 則之君	常田 享詳君	常田 享詳君	常田 享詳君	常田 享詳君
常田 享詳君	中島 真人君	常田 享詳君	中島 真人君	常田 享詳君
中島 真人君	武見 敏三君	中島 真人君	武見 敏三君	中島 真人君
武見 敏三君	田浦 直君	武見 敏三君	田浦 直君	武見 敏三君
田浦 直君	坪井 一宇君	田浦 直君	坪井 一宇君	田浦 直君
坪井 一宇君	谷川 秀善君	坪井 一宇君	谷川 秀善君	坪井 一宇君
谷川 秀善君	長峯 基君	谷川 秀善君	長峯 基君	谷川 秀善君
長峯 基君	永田 良雄君	長峯 基君	永田 良雄君	長峯 基君
永田 良雄君	成瀬 守重君	永田 良雄君	成瀬 守重君	永田 良雄君
成瀬 守重君	野沢 太三君	成瀬 守重君	野沢 太三君	成瀬 守重君
野沢 太三君	長尾 立子君	野沢 太三君	長尾 立子君	野沢 太三君
長尾 立子君	西田 泰昌君	長尾 立子君	西田 泰昌君	長尾 立子君
西田 泰昌君	大森 礼子君	西田 泰昌君	大森 礼子君	西田 泰昌君
大森 礼子君	白浜 一良君	大森 礼子君	白浜 一良君	大森 礼子君
白浜 一良君	風間 親君	白浜 一良君	風間 親君	白浜 一良君
風間 親君	橋本 聖子君	風間 親君	橋本 聖子君	風間 親君
橋本 聖子君	南野知恵子君	橋本 聖子君	南野知恵子君	橋本 聖子君
南野知恵子君	林 駒君	南野知恵子君	林 駒君	南野知恵子君
林 駒君	駆 浩君	林 駒君	駆 浩君	林 駒君
駆 浩君	長谷川道郎君	駆 浩君	長谷川道郎君	駆 浩君
長谷川道郎君	但馬 久美君	長谷川道郎君	但馬 久美君	長谷川道郎君
但馬 久美君	木庭健太郎君	但馬 久美君	木庭健太郎君	但馬 久美君
木庭健太郎君	高野 博勝君	木庭健太郎君	高野 博勝君	木庭健太郎君
高野 博勝君	加藤 修一君	高野 博勝君	加藤 修一君	高野 博勝君
加藤 修一君	武田 節子君	加藤 修一君	武田 節子君	加藤 修一君
武田 節子君	潤一君	武田 節子君	潤一君	武田 節子君
潤一君	日程第六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に 関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付)	日程第六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に 関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付)	反対者氏名	反対者氏名
反対者氏名	阿部 幸代君	反対者氏名	阿部 幸代君	反対者氏名
阿部 幸代君	上田耕一郎君	反対者氏名	上田耕一郎君	反対者氏名
上田耕一郎君	等井 亮君	反対者氏名	等井 亮君	反対者氏名
等井 亮君	立木 洋君	反対者氏名	立木 洋君	反対者氏名
立木 洋君	筆坂 秀世君	反対者氏名	筆坂 秀世君	反対者氏名
筆坂 秀世君	吉岡 吉典君	反対者氏名	吉岡 吉典君	反対者氏名
吉岡 吉典君	吉川 春子君	反対者氏名	吉川 春子君	反対者氏名
吉川 春子君	山下 芳生君	反対者氏名	山下 芳生君	反対者氏名
山下 芳生君	橋本 敦君	反対者氏名	橋本 敦君	反対者氏名
橋本 敦君	及川 一夫君	反対者氏名	及川 一夫君	反対者氏名
及川 一夫君	梶原 敬義君	反対者氏名	梶原 敬義君	反対者氏名
梶原 敬義君	清水 遼子君	反対者氏名	清水 遼子君	反対者氏名
清水 遼子君	田 英夫君	反対者氏名	田 英夫君	反対者氏名
田 英夫君	阿曾田 清君	反対者氏名	阿曾田 清君	反対者氏名
阿曾田 清君	谷本 雄君	反対者氏名	谷本 雄君	反対者氏名
谷本 雄君	渕上 裕君	反対者氏名	渕上 裕君	反対者氏名
渕上 裕君	鈴木 和美君	反対者氏名	鈴木 和美君	反対者氏名
鈴木 和美君	泉 信也君	反対者氏名	泉 信也君	反対者氏名
泉 信也君	田 英夫君	反対者氏名	田 英夫君	反対者氏名
田 英夫君	戸田 邦司君	反対者氏名	戸田 邦司君	反対者氏名
戸田 邦司君	北岡 秀二君	反対者氏名	北岡 秀二君	反対者氏名
北岡 秀二君	倉田 寛之君	反対者氏名	倉田 寛之君	反対者氏名
倉田 寛之君	吉村剛太郎君	反対者氏名	吉村剛太郎君	反対者氏名
吉村剛太郎君	朝日 俊弘君	反対者氏名	朝日 俊弘君	反対者氏名
朝日 俊弘君	今泉 啓君	反対者氏名	今泉 啓君	反対者氏名
今泉 啓君	久保 亘君	反対者氏名	久保 亘君	反対者氏名
久保 亘君	小林 元君	反対者氏名	小林 元君	反対者氏名
小林 元君	石田 美栄君	反対者氏名	石田 美栄君	反対者氏名
石田 美栄君	吉川 芳男君	反対者氏名	吉川 芳男君	反対者氏名
吉川 芳男君	足立 良平君	反対者氏名	足立 良平君	反対者氏名
足立 良平君	山本 一大君	反対者氏名	山本 一大君	反対者氏名
山本 一大君	守住 有信君	反対者氏名	守住 有信君	反対者氏名
守住 有信君	宮澤 弘君	反対者氏名	宮澤 弘君	反対者氏名
宮澤 弘君	大野つや子君	反対者氏名	大野つや子君	反対者氏名
大野つや子君	太田 豊秋君	反対者氏名	太田 豊秋君	反対者氏名
太田 豊秋君	岡野 裕君	反対者氏名	岡野 裕君	反対者氏名
岡野 裕君	鹿熊 安正君	反対者氏名	鹿熊 安正君	反対者氏名
鹿熊 安正君	片山虎之助君	反対者氏名	片山虎之助君	反対者氏名
片山虎之助君	鎌田 要人君	反対者氏名	鎌田 要人君	反対者氏名
鎌田 要人君	北岡 秀二君	反対者氏名	北岡 秀二君	反対者氏名
北岡 秀二君	沢掛 哲男君	反対者氏名	沢掛 哲男君	反対者氏名
沢掛 哲男君	依田 智治君	反対者氏名	依田 智治君	反対者氏名
依田 智治君	村上 正邦君	反対者氏名	村上 正邦君	反対者氏名
村上 正邦君	矢野 哲朗君	反対者氏名	矢野 哲朗君	反対者氏名
矢野 哲朗君	吉村剛太郎君	反対者氏名	吉村剛太郎君	反対者氏名
吉村剛太郎君	坂野 重信君	反対者氏名	坂野 重信君	反対者氏名
坂野 重信君	佐藤 泰三君	反対者氏名	佐藤 泰三君	反対者氏名
佐藤 泰三君	坂野 重信君	反対者氏名	坂野 重信君	反対者氏名
坂野 重信君	鴻池 祥馨君	反対者氏名	鴻池 祥馨君	反対者氏名
鴻池 祥馨君	佐藤 泰三君	反対者氏名	佐藤 泰三君	反対者氏名
佐藤 泰三君	今泉 啓君	反対者氏名	今泉 啓君	反対者氏名
今泉 啓君	久保 亘君	反対者氏名	久保 亘君	反対者氏名
久保 亘君	小林 元君	反対者氏名	小林 元君	反対者氏名
小林 元君	石田 美栄君	反対者氏名	石田 美栄君	反対者氏名
石田 美栄君	吉川 芳男君	反対者氏名	吉川 芳男君	反対者氏名
吉川 芳男君	奥村 展三君	反対者氏名	奥村 展三君	反対者氏名
奥村 展三君	星野 明市君	反対者氏名	星野 明市君	反対者氏名
星野 明市君	平井 卓志君	反対者氏名	平井 卓志君	反対者氏名
平井 卓志君	山田 俊昭君	反対者氏名	山田 俊昭君	反対者氏名
山田 俊昭君	永野 茂夫君	反対者氏名	永野 茂夫君	反対者氏名
永野 茂夫君	佐藤 道夫君	反対者氏名	佐藤 道夫君	反対者氏名
佐藤 道夫君	水野 誠一君	反対者氏名	水野 誠一君	反対者氏名
水野 誠一君	佐藤 道夫君	反対者氏名	佐藤 道夫君	反対者氏名
佐藤 道夫君	岩瀬 良三君	反対者氏名	岩瀬 良三君	反対者氏名
岩瀬 良三君	西川きよし君	反対者氏名	西川きよし君	反対者氏名
西川きよし君	吉川 春子君	反対者氏名	吉川 春子君	反対者氏名
吉川 春子君	益田 洋介君	反対者氏名	益田 洋介君	反対者氏名
益田 洋介君	橋本 敦君	反対者氏名	橋本 敦君	反対者氏名
橋本 敦君	及川 一夫君	反対者氏名	及川 一夫君	反対者氏名
及川 一夫君	梶原 敬義君	反対者氏名	梶原 敬義君	反対者氏名
梶原 敬義君	清水 遼子君	反対者氏名	清水 遼子君	反対者氏名
清水 遼子君	田 英夫君	反対者氏名	田 英夫君	反対者氏名
田 英夫君	阿曾田 清君	反対者氏名	阿曾田 清君	反対者氏名
阿曾田 清君	渕上 裕君	反対者氏名	渕上 裕君	反対者氏名
渕上 裕君	鈴木 和美君	反対者氏名	鈴木 和美君	反対者氏名
鈴木 和美君	泉 信也君	反対者氏名	泉 信也君	反対者氏名
泉 信也君	吉川 吉典君	反対者氏名	吉川 吉典君	反対者氏名
吉川 吉典君	吉川 春子君	反対者氏名	吉川 春子君	反対者氏名

賛成者氏名

阿部 正俊君
井上 孝君
石井 道子君
石渡 清元君
岩井 國臣君
岩永 浩美君
上野 公成君
遠藤 要君
大河原太一郎君
大野つや子君
岡部 三郎君
岡利定君
景山俊太郎君
釜本 邦茂君
龜谷 博昭君
久世 公堯君
國井 正幸君
小山 孝雄君
佐々木 満君
塙崎 恭久君
須藤良太郎君
鈴木 政二君
鶴木 智治君
高木 正明君

一六九名

井上 吉夫君
井上 裕君
石川 弘君
板垣 正君
岩崎 純三君
上杉 光弘君
長峯 基君
成瀬 守重君
野沢 太三君
南野知恵子君
片山虎之助君
林田悠紀夫君
二木 秀夫君
真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君
守住 有信君
宮澤 弘君
山本 一太君
吉川 芳男君
倉田 寛之君
鴻池 祥馨君
佐藤 泰三君
坂野 重信君
清水 達雄君
陣内 孝雄君
末広まさきこ君
鈴木 貞敏君
田浦 世耕
竹山 公平君
裕君

投票者氏名

武見 敬三君
常田 享詳君
坪井 一字君
中島 真人君
永田 良雄君
長峯 基君
長尾 立子君
野間 越君
西田 吉宏君
橋崎 泰昌君
谷川 秀善君
坪井 亮君
中原 爽君
猪熊 重二君
牛嶋 正君
及川 順郎君
大森 礼子君
風間 柏君
白浜 一良君
武田 節子君
福本 潤一君
松 あきら君
渡辺 孝男君
山本 保君
益田 洋介君
高野 博師君
但馬 久美君
及川 一夫君
木庭健太郎君
前川 忠夫君
円 より子君
吉田 之久君
上田耕一郎君
笠井 亮君
立木 洋君
橋本 敦君
山下 芳生君

谷川 秀善君
坪井 一字君
中島 真人君
永田 良雄君
長峯 基君
長尾 立子君
野間 越君
西田 吉宏君
橋崎 泰昌君
谷川 秀善君
坪井 亮君
中原 爽君
猪熊 重二君
牛嶋 正君
及川 順郎君
大森 礼子君
風間 柏君
白浜 一良君
武田 節子君
福本 潤一君
松 あきら君
渡辺 孝男君
山本 保君
益田 洋介君
高野 博師君
但馬 久美君
及川 一夫君
木庭健太郎君
前川 忠夫君
円 より子君
吉田 之久君
上田耕一郎君
笠井 亮君
立木 洋君
橋本 敦君
山下 芳生君
前川 忠夫君
円 より子君
吉田 之久君
上田耕一郎君
笠井 亮君
立木 洋君
橋本 敦君
山下 芳生君松前 達郎君
吉岡 吉典君
吉川 春子君

反対者氏名

阿部 幸代君
上田耕一郎君
緒方 雄天君
須藤美也子君
高木 清寛君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
海野 義孝君
大久保直彦君
加藤 修一君
吉岡 吉典君
吉川 春子君

松前 達郎君
吉岡 吉典君
吉川 春子君

反対者氏名

阿部 正俊君
上田耕一郎君
緒方 雄天君
須藤美也子君
高木 清寛君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
海野 義孝君
大久保直彦君
加藤 修一君
吉岡 吉典君
吉川 春子君

二二名

有働 正治君
緒方 雄天君
須藤美也子君
高木 清寛君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
海野 義孝君
大久保直彦君
加藤 修一君
吉岡 吉典君
吉川 春子君

二二名

二二名

阿部 幸代君
上田耕一郎君
緒方 雄天君
須藤美也子君
高木 清寛君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
海野 義孝君
大久保直彦君
加藤 修一君
吉岡 吉典君
吉川 春子君

二二名

二二名

阿部 幸代君
上田耕一郎君
緒方 雄天君
須藤美也子君
高木 清寛君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
海野 義孝君
大久保直彦君
加藤 修一君
吉岡 吉典君
吉川 春子君

二二名

日程第七 都市計画法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

日程第九 国土利用計画法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

日程第七 都市計画法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

日程第九 国土利用計画法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

日程第七 都市計画法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

日程第九 国土利用計画法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

官 報 (号 外)

平成十年五月二十二日 参議院会議録第一十九号

投票者氏名

北岡	要人君	倉田	哲男君	斎掛	秀二君	鎌田	久世	龜谷	國井	久世	公義君
瀧池	文夫君	高橋	寛之君	斎藤	重信君	佐藤	小山	泰三君	坂野	重信君	久世
堀崎	祥聲君	須藤	嘉与子君	清水	達雄君	清水	孝雄君	達雄君	政隆君	政隆君	正幸君
恭久君	須藤良太郎君	鈴木	政二君	須藤	正孝君	鈴木	貞敏君	坂野	廣	廣	久世
鈴木	正孝君	関根	則之君	田沢	智治君	田沢	直君	中原	廣	廣	久世
武見	敬三君	高木	正明君	高木	裕君	竹山	裕君	坪井	一宇君	坪井	重信君
常田	享詳君	中島	真人君	中島	秀善君	谷川	秀善君	中原	爽君	中原	重信君
長尾	立子君	長尾	真人君	長尾	守重君	長峯	守重君	基君	成瀬	成瀬	重信君
西田	吉宏君	橋崎	春昌君	西田	太三君	野沢	太三君	南野	知恵子君	野沢	重信君
野間	赳君	林	惠君	林	悠紀夫君	林	悠紀夫君	宮澤	一郎君	林	悠紀夫君
平田	耕一君	木	秀夫君	木	賢二君	木	賢二君	宮澤	弘君	木	賢二君
駒	浩君	橋	惠君	橋	聖子君	橋	聖子君	宮澤	弘君	橋	聖子君
林	芳正君	烟	惠君	烟	惠君	烟	惠君	宮澤	弘君	烟	惠君
保坂	三藏君	橋	惠君	橋	聖子君	橋	聖子君	宮澤	弘君	橋	聖子君
松浦	功君	本	秀夫君	本	賢二君	本	賢二君	宮澤	弘君	本	賢二君
松村	龍二君	三浦	一水君	三浦	一水君	三浦	一水君	宮澤	弘君	三浦	一水君
宮崎	秀樹君	松谷	一郎君	松谷	一郎君	松谷	一郎君	宮澤	弘君	松谷	一郎君

村上	正邦君	守住	有信君
矢野	哲朗君	吉川	芳男君
依田	智治君	朝日	俊弘君
吉村剛太郎君	今泉	久保	昭君
大脇	志苦	小林	亘君
鈴木	和美君	齋藤	元君
松	あきら君	菅野	勤君
武田	孝男君	寺崎	久光君
福本	潤一君	直嶋	正行君
木庭健太郎君	加藤修一君	長谷川	清君
大久保直彦君	魚住裕一郎君	広中和歌子君	松前達郎君
海野義孝君	吉田之久君	吉田	清寛君
猪熊重三君	和田洋子君	荒木	清寛君
牛嶋正君	及川順郎君	猪熊	重三君
大森礼子君	大森禮子君	風間	白浜一良君
益田洋介君	保君久美君	山本	但馬久美君
瀬谷清水澄子君	敬義君	及川	一夫君

賛成者氏名	日程第一〇 種苗法案(内閣提出、衆議院送付) 一七六名	反対者氏名	谷本 潤上 阿曾田 千景君 戸田 邦司君 平井 卓志君 星野 朋市君 西川きよし君 奥村 展三君 岩瀬 良三君 山崎 力君 椎名 素夫君 阿部 幸代君 上田耕一郎君 笠井 亮君 立木 洋君 筆坂 秀世君 吉岡 吉典君 有働 正治君 緒方 靖夫君 橋本 敦君 山下 芳生君 吉川 春子君
阿部 正俊君	井上 裕君	井上 吉夫君	有働 正治君
井上	石川	石井	千景君
坂垣	弘君	道子君	邦司君
岩崎 純三君	正君	清元君	卓志君
上杉 光弘君	岩井 國臣君	浩美君	朋市君
上野 公成君	上野	田中	西川きよし君
			星野 朋市君
			奥村 展三君
			岩瀬 良三君
			山崎 力君
			椎名 素夫君
			阿部 幸代君
			上田耕一郎君
			笠井 亮君
			立木 洋君
			筆坂 秀世君
			吉岡 吉典君
			有働 正治君
			緒方 靖夫君
			橋本 敦君
			山下 芳生君
			吉川 春子君
			田中
			高橋 令則君
			佐藤 道夫君
			平野 茂門君
			永野 道夫君
			山田 俊昭君
			水野 誠一君
			菅川 健二君
			石井 一二君
			泉 信也君
			田中 英夫君

尾辻 海老原義彦君	大島 大河原太一郎君
太田 慶久君	岡部 片山虎之助君
豊秋君	岡 錦田利定君
三郎君	岡部 鹿熊安正君
景山後太郎君	北岡
釜本 邦茂君	秀二君
龜谷 博昭君	賀勇君
久世 公堯君	倉田
国井 正幸君	寛之君
小山 孝雄君	鴻池
佐藤 泰三君	祥譽君
坂野 重信君	斎藤
清水 達雄君	文夫君
陣内 孝雄君	清水嘉与子君
末広まさきこ君	須藤良太郎君
鈴木 貞敏君	塙崎
世耕 政隆君	恭久君
田浦 直君	正孝君
田村 公平君	鈴木
竹山 栄君	政二君
坪井 一字君	閑根
谷川 秀善君	則之君
中原 審君	田沢
長峯 基君	智治君
成瀬 守重君	高木
野沢 太二君	正明君
橋本 聖子君	武見
南野知恵子君	敬三君
野間 長谷川道郎君	常田
西田 秦昌君	立子君
吉宏君	享詳君

林田 悠紀夫君	二木 秀夫君	真鍋 賢二君	松谷 葦一郎君	三浦 一水君	宮澤 弘君	守住 有信君	山本 一太君	吉川 芳男君	足立 良平君	石田 美栄君	菅野 茂君	小島 慶三君	小山 峰男君	笛野 貞子君	角田 義一君	寺澤 芳男君	中尾 則幸君	平田 健二君	前川 忠夫君	円 より子君	和田 洋子君	猪熊 重二君	牛嶋 正君	大森 順郎君	及川 仁子君	福本 潤一君	白浜 武田君	風間 加藤修一君	但馬 木庭健太郎君	久美君 潤子君	稻君 耕一君	惠君 功君	三蔵君 松浦龍二君	坂村上正邦君	林田耕一君
矢野 哲朗君	依田 智治君	吉村剛太郎君	朝日 俊弘君	今泉 昭君	久保 百君	小林 元君	齋藤 勲君	菅野 久光君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	菅野 久光君	廣中和歌子君	吉田 之久君	松前 達郎君	吉田 之久君	清喜君	荒木 清喜君	魚住裕一郎君	木庭健太郎君	大久保直彦君	福本潤一君	武田節子君	加藤修一君	木庭健太郎君	順郎君	稻君	耕一君	功君	三蔵君 松浦龍二君	坂村上正邦君	林田耕一君				
村上 正邦君	吉村剛太郎君	朝日 俊弘君	今泉 昭君	久保 百君	小林 元君	齋藤 勲君	菅野 久光君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	菅野 久光君	廣中和歌子君	吉田 之久君	松前 達郎君	吉田 之久君	清喜君	荒木 清喜君	魚住裕一郎君	木庭健太郎君	大久保直彦君	福本潤一君	武田節子君	加藤修一君	木庭健太郎君	順郎君	稻君	耕一君	功君	三蔵君 松浦龍二君	坂村上正邦君	林田耕一君					
松村 龍二君	宮崎 秀樹君	吉村剛太郎君	朝日 俊弘君	今泉 昭君	久保 百君	小林 元君	齋藤 勲君	菅野 久光君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	菅野 久光君	廣中和歌子君	吉田 之久君	松前 達郎君	吉田 之久君	清喜君	荒木 清喜君	魚住裕一郎君	木庭健太郎君	大久保直彦君	福本潤一君	武田節子君	加藤修一君	木庭健太郎君	順郎君	稻君	耕一君	功君	三蔵君 松浦龍二君	坂村上正邦君	林田耕一君				
平田 耕一君	保坂 功君	吉村剛太郎君	朝日 俊弘君	今泉 昭君	久保 百君	小林 元君	齋藤 勲君	菅野 久光君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	菅野 久光君	廣中和歌子君	吉田 之久君	松前 達郎君	吉田 之久君	清喜君	荒木 清喜君	魚住裕一郎君	木庭健太郎君	大久保直彦君	福本潤一君	武田節子君	加藤修一君	木庭健太郎君	順郎君	稻君	耕一君	功君	三蔵君 松浦龍二君	坂村上正邦君	林田耕一君				

益田	洋介君	保君	山本
及川	一夫君	榎原 敬義君	渡辺 孝男君
瀬谷	英行君	清水 遼子君	雅子君
田	英夫君	三重野栄子君	志苦
橋本	敦君	有働 正治君	鈴木 和美君
須藤	美也子君	緒方 執大君	阿部 幸代君
吉川	春子君	吉川 泉 信也君	上田耕一郎君
山下	芳生君	高橋 令則君	笠井 亮君
永野	茂門君	永野 茂門君	立木 洋君
平野	貞夫君	佐藤 道夫君	筆坂 秀世君
佐藤	俊昭君	水野 誠一君	吉岡 吉典君
菅川	健二君	石井 一二君	戸田 千景君
椎名	力君	樺谷 岩瀬 良三君	阿曾田 清君
山崎		西川きよし君	平井 卓志君
奥村		星野 明市君	邦司君
展三君		西川きよし君	
良三君		星野 明市君	
井上	吉夫君		

中原	秀善君	弘君	上杉	石川
坪井	一宇君	光弘君	板垣	弘君
竹山	裕君	三原義彦	岩崎	正君
田村	公平君	秀久君	尾辻	裕君
谷川	直君	慶久君	大島	海老原
鈴木	貞敏君	豊秋君	太田	義彦君
世耕	政隆君	尊子君	岡野	純三君
陣内	孝雄君	嘉与子君	鹿熊	安正君
未広まき	三吉君	塩崎	片山虎之助	北岡
		文夫君	助君	秀二君
		真之君	要人君	鎌田
		祥雲君	人君	要人君
		哲男君	人君	要人君
		君	人君	要人君

石井 清元君
岩井 岩永 浩美君
上野 岩永 浩美君
遠藤 遠藤 要君
大河原太一郎君
國臣君
岡 利定君
岡部 三郎君
景山俊太郎君
釜本 邦茂君
龜谷 博昭君
久世 公堯君
国井 正幸君
小山 孝雄君
佐藤 泰三君
坂野 重信君
清水 達雄君
下稻葉耕吉君
須藤良太郎君
鈴木 政二君
鈴木 正孝君
関根 則之君
田沢 智治君
高木 正明君
武見 敬三君
長尾 立子君

成瀬　守重君
野沢　太三君
橋本　聖子君
林田悠紀夫君
畑　惠君
二木　秀夫君
真鍋　賢二君
松谷蒼一郎君
三浦　一水君
宮澤　弘君
守住　有信君
山本　一太君
吉川　芳男君
足立　良平君
石田　美栄君
岡崎トミ子君
久保　百君
小林　元君
齋藤　勁君
菅野　久光君
寺崎　昭久君
直嶋　正行君
長谷川　清君
吉田　之久君
松前　達郎君
荒木　和歌子君
魚住裕一郎君

西田 槩崎 泰昌君
吉宗君 野間 長谷川道郎君
赳一君 赵君 驳林 馳
芳正君 浩君 保坂 三藏君
功君 松浦 松村 龍二君
宮崎 村上 正邦君 秀樹君
矢野 依田 哲朗君
吉村剛太郎君 矢野
智治君 朝日 俊弘君
茂君 今泉 昭君
小島 蒼野 菅原
峰男君 茂君
貞子君 仁
義一君 角田
芳男君 幸君
則君 平田 健二君
忠夫君 前川
洋子君 和田 円
重二君 猪熊
より子君 牛嶋
正君

日程第一
一 研究交流促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

反对者四名

贊成者氏名

列傳

井上 吉夫君

官 報 (号 外)

吉岡	吉典君	阿部	幸代君	上田	耕一郎君	笠井	亮君	立木	篠坂	吉川	山下	芳生君	橋本	須藤美也子君	椎名	有樹	正治君	緒方	靖夫君	春子君
秀世君		上耕	一郎君	耕	一郎君	井	亮君	木	篠坂	吉	山下	芳生君	橋	須藤美也子君	椎	有樹	正治君	緒方	靖夫君	春子君

反対者氏名

二名

官 報 (号外)

平成十年五月二十二日 参議院会議録第二十九号

第三十五年三月三十一日
明治二十二年五月三日
可付便物種類

発行所
〒105-0051 東京都港区虎ノ門二丁目四番四号
大蔵省印刷局

電話
03-3587-4294

定価
本体一部
配送三三〇〇円
料別